

令和 7 年 第 4 回定例会

横 瀬 町 議 会 会 議 録

令和 7 年 9 月 10 日 開会

令和 7 年 9 月 11 日 閉会

横 瀬 町 議 会

令和7年
第4回定例会 横瀬町議会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

9月10日（水）	○開 会	5
	○開 議	5
	○町長あいさつ	5
	○議事日程の報告	9
	○会議録署名議員の指名	9
	○会期の決定	9
	○諸般の報告	10
	○一般質問	14
	6 番 宮 原 みさ子 議員	14
	5 番 黒 澤 克 久 議員	25
	10 番 関 根 修 議員	34
	7 番 新 井 鼓次郎 議員	45
	9 番 若 林 想一郎 議員	56
	2 番 関 貴 志 議員	62
	○報告第6号の上程、説明、質疑	67
	・ 報告第6号 横瀬町の健全化判断比率及び横瀬町の公営企業におけ る資金不足比率について	
	○散 会	69



9月11日（木）	○開 議	74
	○議事日程の報告	74
	○議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決	74
	・ 議案第47号 横瀬町立横瀬中学校施設整備検討委員会条例	
	○議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決	77
	・ 議案第48号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整理に関する条例	
	○議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決	78

・議案第49号 横瀬町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例 の一部を改正する条例	
○議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決	80
・議案第50号 横瀬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正 する条例	
○議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決	82
・議案第51号 横瀬町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用 弁償に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決	83
・議案第52号 横瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例及び 横瀬町こども医療費支給に関する条例の一部を改正 する条例	
○認定第1号～認定第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	85
・認定第1号 令和6年度横瀬町一般会計歳入歳出決算の認定につい て	
・認定第2号 令和6年度横瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算 の認定について	
・認定第3号 令和6年度横瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の認 定について	
・認定第4号 令和6年度横瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決 算の認定について	
・認定第5号 令和6年度横瀬町下水道事業会計利益の処分及び決算 の認定について	
○発言の訂正	100
○答弁の補足	100
○議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決	109
・議案第53号 令和7年度横瀬町一般会計補正予算（第3号）	
○議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決	110
・議案第54号 令和7年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算 （第1号）	
○議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決	112
・議案第55号 令和7年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第1 号）	
○議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決	113
・議案第56号 令和7年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算 （第1号）	

○議案第 5 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 4
・議案第 5 7 号 令和 7 年度横瀬町下水道事業会計補正予算（第 1 号）	
○議案第 5 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 5
・議案第 5 8 号 工事請負変更契約の締結について	
○議案第 5 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 6
・議案第 5 9 号 財産の取得について	
○議案第 6 0 号の上程、説明、質疑、採決	1 1 7
・議案第 6 0 号 横瀬町教育委員会委員の任命について	
○閉会中の継続審査の申出	1 1 8
○閉 会	1 1 8

○ 招 集 告 示

横瀬町告示第 5 2 号

令和 7 年第 4 回横瀬町議会定例会を、令和 7 年 9 月 1 0 日横瀬町役場に招集する。

令和 7 年 9 月 3 日

秩父郡横瀬町長 富 田 能 成

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	森	沢	望	美	議員	2 番	関		貴	志	議員
3 番	町	田		多	議員	4 番	向	井	芳	文	議員
5 番	黒	澤	克	久	議員	6 番	宮	原	み	さ	子
7 番	新	井	鼓	次	郎	8 番	内	藤	純		夫
9 番	若	林	想	一	郎	10 番	関	根			修
11 番	小	泉	初	男	議員	12 番	若	林	清	平	議員

不応招議員（なし）

令和7年第4回横瀬町議会定例会 第1日

令和7年9月10日（水曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、町長あいさつ

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、諸般の報告

1、一般質問

6 番 宮 原 みさ子 議員

5 番 黒 澤 克 久 議員

10 番 関 根 修 議員

7 番 新 井 鼓次郎 議員

9 番 若 林 想一郎 議員

2 番 関 貴 志 議員

1、報告第6号 横瀬町の健全化判断比率及び横瀬町の公営企業における資金不足比率についての上程、
説明、質疑

1、散 会

午前10時開会

出席議員（12名）

1番	森	沢	望	美	議員	2番	関		貴	志	議員
3番	町	田		多	議員	4番	向	井	芳	文	議員
5番	黒	澤	克	久	議員	6番	宮	原	み	さ	議員
7番	新	井	鼓	次郎	議員	8番	内	藤	純	夫	議員
9番	若	林	想	一郎	議員	10番	関	根		修	議員
11番	小	泉	初	男	議員	12番	若	林	清	平	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富	田	能	成	町	長	井	上	雅	国	副町長
山	中	正	広	教	育長	逸	見	和	秀	総務課長
大	畑	忠	雄	まち	経営 課長	工	藤		学	税務会計 課長兼 会管 理者
関	口	和	則	町民	課長	加	藤	美	智子	福祉介護 課長
平	沼	朋	子	健	育 子課長	浅	見		聡	振興課長
小	泉	達	美	建設	課長	久	古		武	環境課長
小	俣	敏	孝	教育	次長	大	沢	賢	治	代表監 査員

本会議に出席した事務局職員

加	藤		勉	事務局	長	守	屋	則	子	書	記
---	---	--	---	-----	---	---	---	---	---	---	---

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○向井芳文議長 皆様、おはようございます。

令和7年第4回横瀬町議会定例会の招集に当たり、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。
全員の出席でございます。ただいまより開会いたします。



◎開議の宣告

○向井芳文議長 直ちに本日の会議を開きます。



◎町長あいさつ

○向井芳文議長 本定例会の開会に当たり、町長からあいさつのための発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 皆様、おはようございます。

今日は、横瀬町議会9月定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には公私ともにお忙しい中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

開催に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。9月に入っても猛暑日が続くなど、気候変動により四季の移ろいに変化してきていることを改めて実感しますが、議員の皆様におかれましては、健康に十分ご留意いただき、ご活躍いただきますようご祈念申し上げます。

それでは、各事業の一部について進捗状況等を報告させていただきます。

初めに、自治体間連携の推進についてです。昨年1月に締結した福島県磐梯町・島根県海士町との「三町未来共創協定」、昨年5月に締結した、鳥取県北栄町との「官民の人材交流に関する協定」に基づき、互いの先進事例をはじめ、各種施策の取組を共有するため、交互に職員を派遣し交流を深めました。

北栄町との交流では、6月30日から7月4日までの5日間で4名の職員を横瀬町から北栄町に派遣し、北栄町からは7月14日から18日までの5日間、4名の職員を受け入れました。また、磐梯町には8月18日から22日までの5日間、4名の職員を派遣しました。

なお、磐梯町は、9月1日に、日本の自治体で初めてとなる役職、最高AI責任者（チーフAIオフィサー）を設置することを発表して話題になりました。

今後も、各自自治体の得意分野のノウハウを共有し、優秀な人材の育成につながる人事交流を期待し、新たな自治体運営にチャレンジをしてまいります。

次に、地域活性化起業人についてです。8月1日、地域活性化起業人としてパブリックタレントモビリ

ティ株式会社の加藤秀次さんが着任をされました。派遣期間は3年間です。

加藤さんには、毎月2週間程度来庁していただき、デジタルを活用した行政サービスの向上、業務効率化、情報セキュリティの向上等に向けた助言や支援をいただいております。急激に進化するデジタル活用の専門家として大きな期待を寄せております。

また、同じく8月1日に、合同会社ローカスブリッジの石黒夢積さんが着任をされました。石黒さんは元横瀬町地域おこし協力隊第1号としてご活躍をいただきました後に、集落支援員や道の駅果樹公園あしがくぼの社員を経て、現在に至っております。派遣期間は同じく3年です。

石黒さんには、地域商社ENg a WAの社員とともに、町の魅力を全国に発信する重要な事業でもある「ふるさと納税」の寄附額増額に向けて、返礼品開発や寄附サイトのブラッシュアップを手がけていただいております。

次に、地域おこし協力隊についてです。7月1日付で青木拓哉さんと田中瑞華さんが着任をしました。青木さんは、埼玉県越谷市出身で、地域おこし協力隊のインターンを経て横瀬町に移住してきました。広大な秩父地域の森林で、地域に根差した持続可能な森林管理活動が、秩父広域森林組合を中心に行われていることに共感をし、地域おこし協力隊に応募されました。

現在は、秩父広域森林組合に所属し、横瀬町のみならず秩父地域の森林整備を中心に、地域材の安定供給、持続可能な環境づくり、林業の活性化などに取り組む活動をしています。

田中さんは、静岡県藤枝市出身で、地域商社ENg a WAにインターンとして参加し、この7月から正式に地域おこし協力隊として着任をしました。一人一人の健康で幸せな人生の手伝いをこの横瀬町でできればと応募されました。

自然栽培農業のコミュニティづくり、マクロビオテック料理教室、マルシェの開催など、食と健康に関連した活動で横瀬町を盛り上げていただく予定です。

以上2名には、それぞれの分野でチャレンジし、様々な経験を積み上げ、それぞれのウェルビーイングと町の未来につなげることを期待しています。

現在、横瀬町では22名の地域おこし協力隊が空き家対策、鳥獣害対策、特産品開発、地域商社の運営、ウェルビーイングの普及・啓発など、様々な分野で活動しています。

今後も、横瀬町の未来をつくるための新たな担い手、まちづくりの仲間として、より多くのよい人材が会員として応募してくださることを期待しています。

次に、今年で9回目となる災害時初動訓練についてです。6月15日、台風接近による大雨・土砂災害等を想定し、情報伝達訓練をはじめ、町内5か所の避難所を開設し、対策本部と避難所・パトロール現場をつないでのオンライン中継、ドローンでの被災後の現場確認などの訓練を実施したほか、今年は新たに指定避難所における簡易トイレの設置訓練も実施をしました。そのほか、町民会館において、赤十字奉仕団の皆様へ炊き出し訓練も実施していただきました。

また、各地区の自主防災組織では、避難訓練に合わせて防災講話など地区独自の訓練を積極的に実施していただくなど、当日は704名もの多くの方に参加いただきました。災害時初動訓練全体では、役場職員などを含めると、合計で867名が参加をしました。

さらに、防災関連事業として、今年度から新たな取組として「横瀬町防災講演会」を8月31日に町民会

館において開催しました。

群馬大学大学院理工学部教授の金井先生を講師にお招きし、「防災対策をアンラーン、防災の当たり前の再考」と題した「大規模災害に対して、どのように自分の命を守る行動ができるか」といった内容のご講演をいただきました。総勢60名もの多くの町民の皆様にご参加いただき、ご自身の災害対策について見詰め直していただくきっかけになったことと思います。

災害に対する意識の高揚や訓練の積み重ねが、万一の有事の際に効果を発揮します。マイ・タイムラインの普及・啓発を進めながら、引き続き安全安心なまちづくりに取り組んでいきます。

次に、「ホテルかがり火まつり」です。寺坂棚田保存会の皆様をはじめ関係者のご努力により、7月5日、ホテルかがり火まつりが開催されました。

今年は悪天候にもかかわらず、町内外から1,300人もの来場をいただきました。来場された皆様には、水田に映る約600個のかがり火を鑑賞いただき、一夜限りの幻想的な空間をお楽しみいただきました。

次に、8月9日、10日に開催した「ヨコゼ音楽祭」です。今年で38回目となる「ヨコゼ音楽祭」は、昨年に引き続き2日間での開催となりました。

1日目のふれあいコンサートでは、文化協会会員の皆様による演奏や歌、そして「ドレミアンドスター」によるコンサートが行われ、来場者は、ふれあいコンサートならではの温かみのある音楽空間に癒やされるひとときを過ごされたことと思います。

また、2日目の名曲コンサートでは、「ジェントル・フォレスト・ジャズ・バンド」による迫力のあるサウンドとユーモアあふれるパフォーマンスに会場は熱気に包まれました。

当日は、実行委員を中心に多くのボランティアスタッフの協力をいただき、お客様をお迎えすることができ、素晴らしい音楽の世界を堪能していただけたものと思います。とりわけ今回は、名曲コンサートにおいて、初めてのジャズ分野に挑戦し、成功させた、ヨコゼ音楽祭実行委員会の企画力と実行力がすばらしかったこと及びボランティアスタッフの中に高校生や大学生など、次の世代の活躍が目立っていたことが大変印象的でした。

今後も、これまで大切に育んできた、伝統ある「ヨコゼ音楽祭」を引き続き人々に感動を与えられる音楽祭となるよう協力をしていきます。

次に、今年で26回目となる「子ども懇談会」です。8月1日に株式会社カリラボのジビエ加工施設「横瀬ジビエ製造場」を見学した後、横瀬小学校音楽室で懇談会を行いました。

当日は、横瀬小学校6年生11名の児童が参加し、横瀬町や学校について、クラスごとに考えた提案内容のプレゼンテーションをしていただきました。町の将来を担う子供たちの貴重な提案を、今後のまちづくりの参考にしていきたいと思います。

次に、国際交流についてです。今年も昨年に引き続き、国際基督教大学内にあるミドルベリー大学日本校の留学生14名を迎え、国際交流事業を実施しました。

8月23日に留学生と中学生や町の皆さんとの交流イベントを開催し、午前中に書道体験やカレー作り、午後は英語を使った室内でのゲームを行い、交流を深めました。

中学生や町の皆さんにとっては、異文化体験ができる貴重な機会、留学生にとっては、町を、ひいては日本を理解するための貴重な機会となり、有意義な交流事業ができたと思います。

また、今年度は、新たな国際交流事業として、8月2日から4日までの3日間の日程で、横瀬中学校2年生・3年生の希望者26名が参加し、「まちなか留学」を実施しました。

都内を中心に在住する外国籍のお宅にホームステイすることで、英語で会話をしながら様々な国の文化に触れるという機会を提供する事業です。参加した中学生からは、「英語を使うことの楽しさと、異文化に触れることの大切さを学ぶことができた。この経験を生かして、これからの勉強にも生かしていきたい」や「外国へ行って、その国のことを学んでみたいという気持ちが強くなった」など、前向きな意見が多くあり、非常に実りある事業になったようです。

今後も引き続き、国際交流、異文化体験の機会を提供できる事業を積極的に実施していきたいと考えます。

次に、西武鉄道株式会社との「まちづくりに関する包括連携協定」の締結についてです。横瀬町内のまちづくりや西武鉄道沿線の持続的発展に資するため、互いに情報や意見の交換に努め、協働により取り組むことが可能な案件について連携し、協力することを目的とした包括連携協定を9月2日に締結しました。期間については、当町の総合振興計画に合わせて、まずは令和10年3月31日までの期間設定をしています。

協定の中で、目的達成のための連携事項を6つ掲げています。1つ目、「安全で安心、快適に暮らせるまちづくりに関すること」、2つ目、「住みたいまち・訪れたいまちづくりに関すること」、3つ目、「自然や環境に配慮したまちづくりに関すること」、4つ目、「様々なチャレンジを共創し、日本一チャレンジできる価値・基盤づくりに関すること」、5つ目、「横瀬駅・芦ヶ久保駅を中心としたにぎわいづくりに関すること」、6つ目、「その他地域や鉄道沿線の活性化や持続的発展に関すること」、以上6項目を挙げています。

西武鉄道株式会社さんが、自治体と1対1でこのような連携協定を締結するのは初めてのことです。西武線沿線で最も小さな自治体である横瀬町の可能性に着目していただいた西武鉄道株式会社さんには改めて感謝を申し上げます。

日本一チャレンジする町を掲げる横瀬町にとって、とても力強いパートナーと連携することで、令和7年度施政方針で言及させていただいた「次の段階のチャレンジ」、今まで以上に大きなチャレンジに取り組むことができるチャンスと捉えています。西武鉄道株式会社さんとよく連携し、これから横瀬町のさらなる発展を目指し、様々な事業を展開していきます。

最後に、もう一つ情報提供をさせていただきます。9月3日、大東建託株式会社が運営する住宅情報サービス「いい部屋ネット」が発表した、「街の幸福度&住み続けたい街ランキング2025埼玉版」の住み続けたい街（自治体）ランキングにおいて、横瀬町が1位となりました。このランキングは、各自治体の住民アンケートを集計し、偏差値でランクづけしているものであります。埼玉県ですと、2位がさいたま市浦和区、3位がさいたま市緑区でした。首都圏全体では、神奈川県葉山町が1位、当町は13位でした。

民間事業者の発表するランキングに一喜一憂する必要は本来ないと思いますが、都市部自治体中心のランキングに中山間部の当町の名前が出ることで、この種のランキングにおいて、当町の評価が最近時上昇傾向にあること、分母は小さくとも住民アンケートが評価基準になった上での高評価であることは、素直に好意的に受け取ってよいことかと思えます。「日本一住みよい町、日本一誇れる町」を目指す町として、これを励みにして、引き続き全力で頑張っていきたいと考えています。

以上、事業の一部を申し上げさせていただきましたが、引き続き各事業に全力で取り組んでまいりますので、皆様には事業が円滑に進みますよう、一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました議案であります、報告1件、条例の制定2件、一部改正4件、決算認定5件、補正予算5件、契約の変更1件、財産の取得1件、人事案件1件でございます。

ご審議を賜りまして、ご可決いただきますようお願い申し上げます、私のあいさつとさせていただきます。

○向井芳文議長 町長の発言を終わります。

◇

◎議事日程の報告

○向井芳文議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

◇

◎会議録署名議員の指名

○向井芳文議長 日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議規則第114条の規定により、

3番 町 田 多 議員

6番 宮 原 みさ子 議員

7番 新 井 鼓次郎 議員

以上、3名の方を会議録署名議員に指名いたします。

◇

◎会期の決定

○向井芳文議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、議会運営委員会に付託してありますので、報告を求めます。

8番、内藤純夫委員長。

〔内藤純夫議会運営委員会委員長登壇〕

○内藤純夫議会運営委員会委員長 皆様、おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

当委員会は、9月3日に開催し、議案等の提示を受け、委員全員で検討協議した結果、本定例会の会期は、9月10日、11日の2日間と決定いたしました。

簡単、明瞭な分かりやすい質問、答弁を行っていただくよう議員、執行部をお願いいたしまして、報告を終わります。

○向井芳文議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日10日から11日までの2日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は2日間と決定いたしました。



◎諸般の報告

○向井芳文議長 日程第3、諸般の報告を議題といたします。

初めに、令和7年第3回定例会報告以降に受理をいたしました陳情につきましては、陳情文書表及び陳情書の写しを配付してありますので、ご了承願います。

次に、第3回定例会報告以降の議長の公務及び公務により出張したことにつきましては、お手元に議長の諸報告を配付してありますので、ご了承願います。

次に、令和7年6月、7月及び8月実施分の例月出納検査結果報告書が提出されております。

監査委員の報告を求めます。

大沢代表監査委員。

〔大沢賢治代表監査委員登壇〕

○大沢賢治代表監査委員 おはようございます。代表監査委員の大沢でございます。ただいま議長からご指名をいただきましたので、例月出納検査の結果についてご説明申し上げます。

お手元に結果報告書の写しが配付されておりますので、併せて御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、令和7年6月19日、7月18日及び8月20日に、地方自治法第235条の2第3項及び地方公営企業法第27条の2第2項の規定により報告したものでございます。

検査の対象といたしましては、6月の実施分については令和6年度、令和7年度の一般会計、3つの特別会計、令和7年度の下水道事業会計に係る歳入歳出現金出納状況でございます。7月、8月実施分につきましては、令和7年度が対象でございます。

また、検査の方法につきましては、従前どおりでございます。

検査の結果について申し上げます。検査期日現在の収支現在高は、検査資料と符合、正確に処理されておりまして、計数上の誤りは認められませんでした。その他特に指摘事項はございませんでした。

なお、令和7年7月31日現在の一般会計等に関わる現金預金残高は7億3,490万8,113円であることを確認いたしました。

以上でございます。

○向井芳文議長 大沢代表監査委員の報告を終わります。

次に、常任委員会の報告を求めます。

初めに、総務文教厚生常任委員会の報告を求めます。

7番、新井鼓次郎委員長。

〔新井鼓次郎総務文教厚生常任委員会委員長登壇〕

○新井鼓次郎総務文教厚生常任委員会委員長 皆さん、おはようございます。議長より指名がございましたので、総務文教厚生常任委員会の報告をいたします。

本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により報告いたします。

開催は、令和7年8月27日水曜日午後2時より、横瀬町役場301会議室で開催いたしました。出席者は委員6名、執行部9名、事務局2名でございます。会議録署名委員に若林想一郎委員、宮原みさ子委員を指名し、直ちに審査事件に入りました。

審査事件は、1、所管事務調査、横瀬町の子育て支援について、2、教育委員会報告、3、その他でございます。

審査経過及びまとめですが、1の所管事務調査、横瀬町の子育て支援の状況についてでは、健康子育て課長より資料に基づき子育て・子育て支援の状況について、妊娠・出産期から小中学校期の対象期間を経済的支援、各種相談、母子保健、居場所づくりに分類し、説明を受け、質疑応答を行いました。質疑では、出産祝金制度、産後ケア事業について等の質疑がありました。当委員会としては、これらの報告について説明を受け、質疑応答を行ったということで、まとめといたしました。

次に、2の教育委員会報告についてですが、教育長より資料に基づき校長会での指示事項、横瀬町教育振興基本計画、児童生徒の現状等について報告、説明を受け、質疑応答を行いました。質疑では、不登校児童生徒の対応について等がありました。当委員会としては、これらの教育委員会報告について説明を受け、質疑応答を行ったということで、まとめといたしました。

次に、3のその他についてでは、執行部より6月定例会提出案件の概要について報告、説明を受けました。当委員会としては、これら報告、説明を聞きおくこととし、まとめといたしました。

以上で総務文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○向井芳文議長 次に、企画財政産業建設常任委員会の報告を求めます。

2番、関貴志委員長。

〔関 貴志企画財政産業建設常任委員会委員長登壇〕

○関 貴志企画財政産業建設常任委員会委員長 議長よりご指名をいただきましたので、企画財政産業建設常任委員会の報告を行います。

本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により下記のとおり報告いたします。

開催日時ですが、令和7年8月27日午前10時より、横瀬町役場301会議室にて開催いたしました。出席者ですが、委員6名、議長、執行部7名、事務局2名でございました。会議録署名委員としまして内藤純夫委員、小泉初男委員をお願いいたしました。

初めに、町長より挨拶をいただきました。

審査事件等、(1)、所管事務調査、ウォーターパーク・シラヤマの進捗状況及び今後の予定について、(2)、その他でございます。

審査経過及びまとめ、1、所管事務調査、ウォーターパーク・シラヤマの進捗状況及び今後の予定について、資料に基づき建設課長より説明を受けました。質疑では、崖崩れに対する対応、川遊び用のシャワ

一設置、建設予定のつり橋の安全性について等がありました。当委員会として説明を受け、質疑応答を行ったということで、まとめいたしました。

2、その他、執行部から9月定例会提出案件の概要について、報告、説明を受け、当委員会として、これらの報告、説明を聞きおくこととしました。

以上で企画財政産業建設常任委員会の報告とさせていただきます。

○向井芳文議長 次に、広報常任委員会の報告を求めます。

6番、宮原みさ子委員長。

〔宮原みさ子広報常任委員会委員長登壇〕

○宮原みさ子広報常任委員会委員長 議長よりご指名をいただきましたので、広報常任委員会報告を行います。

本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により下記のとおり報告いたします。

開催日時、令和7年6月9日午後1時より、横瀬町役場議員控室にて、出席者、委員6名、議長、事務局1名、リモートで会議録センター1名。会議録署名委員といたしまして、関貴志委員、町田多委員にお願いいたしました。

審査事件等、1、議会だより第147号の編集について、2、その他でございます。

審査経過・まとめといたしまして、1、議会だより第147号の編集について、内容等の協議、検討を行いました。最終確認については、正副委員長一任ということで決定し、6月16日に正副委員長による最終確認、7月1日に発行いたしました。

開催日時、令和7年9月3日午後2時30分より、横瀬町役場議員控室にて、出席者、委員5名、議長、事務局1名、会議録センター1名で行いました。会議録署名委員といたしまして、黒澤克久委員、関根修委員にお願いいたしました。

審査事件等、1、議会だより第148号の編集について、2、その他でございます。

審査経過・まとめといたしまして、議会だより第148号の編集について、レイアウト等の協議、検討を行いました。

以上、報告いたします。

○向井芳文議長 次に、議会改革特別委員会の報告を求めます。

5番、黒澤克久委員長。

〔黒澤克久議会改革特別委員会委員長登壇〕

○黒澤克久議会改革特別委員会委員長 議長より横瀬町議会改革特別委員会の報告を求められましたので、報告をいたします。

本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により下記のとおり報告いたします。

開催日時、令和7年6月20日午前10時、場所、横瀬町役場302会議室で行いました。出席者は、委員5名、議長、事務局2名。会議録署名委員として関貴志委員、町田多委員を指名し、直ちに会議に入りました。

審査事件等、１、議会報告会について、２、その他でございます。

審査経過、議会報告会のパワーポイント資料の内容について審議を行いました。

まとめ、当委員会としては、資料内容の微調整等は正副議長、常任委員会委員長に一任する。紙資料の配布を50部用意し、会場レイアウトは議長に一任としてまとめいたしました。

続きまして、令和７年８月６日午後２時、場所を横瀬町役場301会議室。出席者、委員８名、議長、事務局２名。会議録署名委員に宮原みさ子委員、新井鼓次郎委員を指名し、直ちに会議に入りました。

審査事件等として、１、議会報告会について、２、その他でございます。

審査経過、議会報告会のアンケート調査の結果を基に振り返りを行いました。

まとめ、当委員会としては、次回開催、報告形式について議論し、町民の要望を聴くコーナーを追加することで、まとめいたしました。

続きまして、令和７年８月19日午後２時、場所、横瀬町役場301会議室。出席者、委員７名、議長、事務局２名。会議録署名委員に関根修委員、若林清平委員を指名し、直ちに会議に入りました。

審査事件等、１、議員定数と報酬について、２、その他、議会報告会についてです。

審査経過、議員定数と報酬について各委員の考えを示していただいた。

まとめ、当委員会としては、１、議員定数と報酬については今後も継続して議論していく。２、議員報告会については会場レイアウト、資料などを議長、各委員長に一任し、次回の議会改革特別委員会で議論することで、まとめいたしました。

以上、報告いたします。

○向井芳文議長 常任委員会の報告を終わります。

次に、秩父広域市町村圏組合議会議員の報告を求めます。

６番、宮原みさ子議員。

〔６番 宮原みさ子議員登壇〕

○６番 宮原みさ子議員 議長より指名がありましたので、秩父広域市町村圏組合議会の報告をいたします。

まず、全員協議会が令和７年７月16日水曜日午前10時より、秩父クリーンセンターの３階大会議室で行われました。出席議員は16名、関係職員であります。議事といたしまして、（１）、諸報告、（２）、議会運営についてであります。

続きまして、令和７年第２回７月定例会について、令和７年７月23日水曜日午前10時より、秩父市役所本庁舎４階議場にて行われました。出席議員は、議員16名、管理者、副管理者、理事、監査委員、関係職員であります。

議事日程であります。第１、会議録署名議員指名として、皆野町選出、四方田議員、長瀬町選出、大島議員、新井議員であります。

第２、会期の決定は、当日１日と決まりました。

第３、諸報告。

第４、管理者提出議案の報告でありました。

第５、一般質問は２名であります。秩父市選出の本橋議員と高野議員が行いました。

第６、議案第12号 令和６年度秩父広域市町村圏組合水道事業利益の処分及び決算の認定について、原

案可決、総員起立でありました。

第7、議案第13号 秩父広域市町村圏組合職員の育児休業等に関する条例及び秩父広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例も原案可決、総員起立でありました。

第8、議案第14号 令和7年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第1回）については、原案可決、総員起立でありました。

第9、議案第15号 財産取得について、原案可決、総員起立でありました。

なお、広域議会資料は、控室に置いてありますので、御覧ください。内容細部につきましては、控室等で質問してください。

以上、報告を終わります。

○向井芳文議長 秩父広域市町村圏組合議会議員の報告を終わります。

各報告に対し質疑がございましたらお受けいたします。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 質疑なしと認めます。

以上で、日程第3、諸般の報告を終了いたします。



◎一般質問

○向井芳文議長 日程第4、町政に対する一般質問を行います。

本定例会に通告のありました一般質問者は6名でございます。

質問者・答弁者ともに簡潔・明瞭な発言をお願いいたします。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

6番、宮原みさ子議員。

〔6番 宮原みさ子議員登壇〕

○6番 宮原みさ子議員 皆様、おはようございます。6番、公明党の宮原みさ子です。議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回は、大きく3点の質問をさせていただきます。最初の質問は、熱中症対策の推進についてお伺いします。

近年、夏季の平均気温は全国的に上昇を続けており、特に埼玉県は全国有数の暑さに見舞われる地域として知られています。気象庁の観測データによると、秩父地域における真夏日の発生回数は、この10年間で顕著に増加しており、令和5年の夏は、猛暑日（最高気温35度以上）が20日を超えるなど、これまでにない厳しい暑さとなりました。

横瀬町も秩父盆地の一部に位置し、昼間は気温が高く、夜間は熱が籠もりやすいという地形になっており、町民の生活や健康に深刻な影響を及ぼしているのが現状です。全国的な傾向としても、消防庁の速報値によれば、令和6年の夏季における熱中症による救急搬送者は約9万5,000人に達し、そのうち約55%が65歳以上の高齢者でした。埼玉県内においても令和5年の夏には4,000人を超える方が熱中症で搬送さ

れ、県内の高齢化の進行と相まって高齢者の安全確保が大きな課題となっています。

横瀬町においても人口減少と高齢化が同時進行しており、町の高齢化率は既に40%近くに達しています。独り暮らしの高齢者世帯や高齢者のみの世帯が増加しており、こうした方々は暑さを我慢する、エアコンを十分に使わない傾向が指摘され、熱中症のリスクが高まっております。地域での声がけや福祉的な見守り体制の強化が不可欠です。

また、子供たちも例外ではありません。学校などの体育活動や登下校時における熱中症の危険が高まっており、環境省が示す暑さ指数（WBGT）を活用しながら活動制限を行う取組が求められています。学校では、冷房設備が進められているものの、教室以外の場所や屋外活動に対する具体的な対応策は引き続き課題です。

さらに、環境省は、地域でのクーリングシェルター（暑さをしのげる避難場所）の指定と周知を推奨しており、全国の自治体で公共施設や民間施設を活用した取組が広がりつつあります。横瀬町においては、町民が暑さをしのぐことのできる拠点整備や情報周知について、まだ十分に浸透しているとは言えません。特に観光客や地域外から訪れる方々も多い町の特性を考えると、誰もが安心して利用できるクーリングシェルの整備は今後の大きな課題と考えます。

こうした状況を踏まえ、町民の命と健康を守るため、町として具体的な施策の強化をお願いすべく、以下の4点について質問いたします。

1、横瀬町における熱中症から命を守るための総合的な取組の推進は現在どのような体制で進められ、今後どのように強化していくのか、お伺いします。

2、高齢者、とりわけ独り暮らしや高齢者世帯に対する予防啓発や見守り、エアコン使用促進や支援について、町としてどのような対策を講じているのか、伺います。

3、学校などでの熱中症防止対策、暑さ指数（WBGT）の活用や運動制限の運用、また冷房設備の整備状況と今後の改善計画について町の取組を伺います。

4、横瀬町におけるクーリングシェルの指定・整備の現状と、町民や観光客を含めた周知の方法、さらに将来的な民間施設との連携における拠点拡充の可能性について、どのように取り組んでいくのか、お伺いします。

2つ目の質問は、がん患者以外に起因する脱毛によるウィッグ購入費用の助成はできないかをお伺いします。令和4年5月の定例会で、がん患者に対してのウィッグ購入費用の助成を一般質問させていただき、補正予算で助成費用をしていただきました。その後の利用の状況をお伺いします。

さらに、今回は、がん患者以外に起因する脱毛によるウィッグ購入費用の助成について、中でも円形脱毛症は、突然頭部に円形の脱毛斑が生じ、重症化すると髪全体が失われることもある、誰にでも起こり得る病気です。しかしながら、一般には十分に理解されていません。生命には直接関わらないとはいえ、見た目への影響は大きく、悩み苦しんでいる患者さんは意外にも多くいらっしゃいます。

私も先日、円形脱毛症に悩む方から話を伺う機会がありました。突然の脱毛については、ストレスを抱えた人になるものという一般的な理解しかないことが多いのが現状です。しかし、実際には幼少期に発症し、80歳を超えて亡くなるまでずっと脱毛が続く方もおり、その間、周囲に知られないように生活されている方も多いと伺いました。

また、子供の場合、学校でいじめの対象となることも珍しくなく、医療用ウィッグは生活の上で欠かせないものとなっているのが現状です。東京医科大学名誉教授の坪井良治先生によると、令和6年8月現在、円形脱毛症の患者数は日本の総人口の約1.9%に上るとされています。円形脱毛症患者の方々に対してもウィッグ購入への補助を行うことで、長く病と付き合い、苦しんでおられる患者さんの生活向上に少しでも役立つのであれば、昨年始まったがん患者のためのアピアランスケア支援に加え、横瀬町としても取組を進め、さらにはアピアランスケアに関する理解や意識啓発も進めるべきと考えますが、どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

3点目の質問は、带状疱疹ワクチン接種の現状と今後の推進についてとRSウイルスワクチン接種について質問します。带状疱疹ワクチン接種に対しては、昨年一般質問をさせていただき、50歳以上の町民に対し接種の助成をしていただき、本年の4月より65歳を対象に定期接種が始まりました。带状疱疹ワクチンの現状と今後の推進についてお伺いします。

続いて、新生児や乳児の重い肺炎を防ぐために妊婦向けのRSウイルスワクチンについてお伺いします。令和6年9月に一般質問をさせていただきましたが、今回は高齢者だけでなく、妊婦に対してのワクチン接種の公費助成の取組についてお伺いします。

RSウイルスは、乳幼児や高齢者において重症化リスクが高い呼吸器感染症であり、乳幼児では感染すると気管支炎や肺炎などの疾患を引き起こし、厚生労働省の調査では、2023年では約1万5,000人が入院する報告があります。特に生後6か月未満の乳児は重症化しやすく、酸素投与や集中治療を要するケースもあります。RSウイルスは、ほぼ全ての子供が2歳までに少なくとも1回は感染し、初感染時に重症化することが多く、再感染も起こり得ますが、重症化のリスクは低くなるとされています。

RSウイルスの感染は、冬季に流行することが多く、乳幼児では軽度の風邪症状から始まることが一般的ですが、重症化すると、呼吸困難や高熱、長期の入院を要することもあります。また、初感染で重症化した乳児は、将来的に喘息などの呼吸器疾患を発症するリスクが高まることも報告されています。

このため、乳幼児期の感染予防は、個人の健康だけでなく、長期的な健康影響の予防にもつながる重要な課題です。妊婦を対象としたワクチン「アブリスボ」は、2024年1月に日本で承認され、母体接種を通じて出生後6か月までの乳児の重症化リスクを低減する目的で使用が開始されています。これにより乳幼児期における重症化の防止が期待されています。

さらに、高齢者や基礎疾患のある成人でもRSウイルス感染は重症化リスクが高く、肺炎や心不全の悪化を引き起こすことがあります。高齢者向けワクチンとしてアレックスビーは2023年8月に承認され、日本では60歳以上を対象に、2024年5月より接種が開始されました。臨床試験ではRSウイルスによる下気道疾患の発症を約82%予防する効果が確認されています。これらのワクチンは乳幼児や高齢者といった重症化リスクの高い層に対する有効な予防手段として注目されています。

横瀬町では、RSウイルスワクチンに対する公費助成は現時点で実施されておらず任意接種扱いです。全国的に見ても公費助成を導入している自治体は多くありませんが、ワクチン接種の金額は高額になり、RSウイルス感染症は、乳幼児、高齢者、いずれにも影響を及ぼす感染症であり、ワクチン接種や抗体製剤による予防は公衆衛生上、非常に有効です。

特に乳幼児においては、ほぼ全員が感染する一般的なウイルスであることを踏まえると、感染予防の重

要性は極めて高いと考えられます。町民の健康を守る観点から、横瀬町において、以下の取組の検討をお願いします。

- 1、高齢者・妊婦を対象とした公費助成制度の導入可能性の検討。
- 2、医療機関や町民への周知・啓発策の強化。
- 3、接種率の定期的な調査・評価による効果測定。

R S ワクチンの接種状況、公費助成の導入の可能性、周知・啓発策について町取組をお伺いします。

以上、壇上にて質問を終わりにさせていただきます。よろしくお願いします。

○向井芳文議長 質問1、熱中症対策の推進についてに対する答弁を求めます。

健康子育て課長。

〔平沼朋子健康子育て課長登壇〕

○平沼朋子健康子育て課長 質問事項1について答弁させていただきます。

まず、要旨明細1、熱中症対策のための町取組についてでございます。近年、気象状況の影響により異常な暑さが続き、熱中症の危険性が高まっております。町では、町民の皆さんの安全を守るため、様々な熱中症対策に取り組んでいます。

暑さ指数や熱中症警戒情報に基づき、防災無線や安全安心メールを用いて注意を呼びかけています。

熱中症の予防と正しい知識の普及のため、町広報紙や公式サイト、SNS等を活用し、熱中症の予防策や初期症状、緊急性の対処法についての情報発信もしています。

さらに、熱中症対策のポイントをまとめたチラシを作成し、「広報よこぜ」6月号と同時に毎戸配布しました。

その他、役場庁舎や総合福祉センターにおいて、デジタルサイネージを活用し、熱中症対策の動画を流すなど、町民がいろいろな方法で最新の情報をいつでも得られるように工夫しています。

続いて、要旨明細2の高齢者の熱中症に対する予防への働きかけの取組についてです。毎年、民生委員の皆さんに協力をお願いし、75歳以上の高齢者の方に敬老会の案内と併せ、熱中症予防の対策について声かけをしていただくとともに、予防を促す啓発物品を配布しています。昨年度は扇子、今年度は汗拭き用のタオルをお渡ししています。

また、総合福祉センターや福祉介護課の事業での周知や各地区の高齢者サロンや老人クラブ、シルバー人材センターからの依頼に応じ、保健師が出前講座として出向き、熱中症予防について具体的な予防策や応急処置の方法について分かりやすく説明しています。

続いて、子供の熱中症予防の取組でございます。私からは健康子育て課に関する事業のみ報告します。

まず、小学校1年生に対し、クールスカーフを毎年町長が配布し、熱中症予防を呼びかけています。

保育所では、5月に全職員に熱中症予防の方法や応急処置について周知。6月には、消防署の職員から熱中症の危険、対策について講話。8月には、実際に熱中症の発症を想定し、職員全員で熱中症緊急対応訓練を行い、万が一に備えています。

また、ふだんから小まめな水分補給を心がけ、熱中症警戒情報発令時には外遊び禁止等の対応をしています。

児童館、学童保育室においても、児童に定期的な声かけをし、水分補給をしたり、飲物がなくなった児

童には麦茶の補充をしたりしております。

また、黒球式熱中症指数計を設置して、毎日、熱中症指数を計測し、屋外活動の時間を調整するなど、子供の健康管理を徹底しています。子供たちの安全のため、今後も継続して熱中症予防対策を実施していきます。

続いて、要旨明細 4、クーリングシェルターの整備についてでございます。令和 6 年 4 月 1 日に全面施行された改正気候変動適応法に基づき、町では「クーリングシェルター」を指定しました。これは住民が暑さをしのげる場所として整備された施設です。

町では、公共施設 7 か所、民間施設 2 か所を指定しています。公共施設では、役場、町民会館、総合福祉センター、エリア 898、芦ヶ久保駅前の A－S t a . B a（アスタバ）、活性化センターの 7 か所。民間施設では、ウエルシア薬局秩父横瀬店と L a b 横瀬の 2 か所になります。

クーリングシェルターの指定状況や施設の場所については、県や町のホームページ、A L K O O アプリなどで周知しております。

県のホームページや A L K O O アプリでは、県内全域のクーリングシェルターの場所を地図上に掲載しているので、観光客を含め、誰でも確認することができます。

クーリングシェルターとは、適切な機能を有した冷房施設が備わっていること、熱中症特別警戒情報が発令されたときに住民等を受け入れ、適切に滞在できる空間が確保されていること等の条件を満たす施設になります。

町内には、この条件を満たす民間施設が少ないため、今後はその重要性を周知し、条件を満たす施設があれば、積極的に働きかけ、拠点の拡充に努めていきたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○向井芳文議長 教育次長。

〔小俣敏孝教育次長登壇〕

○小俣敏孝教育次長 それでは、質問事項 1、要旨明細（3）について、学校での取組等についてお答えいたします。

まず、学校現場では、環境省や日本スポーツ協会が示す「熱中症予防運動指針」に準拠して対応しております。毎日の暑さ指数を計測し、その数値に応じて屋外活動の制限や中止を判断しております。

体育や部活動においては、小まめな水分補給、帽子の着用、そして十分な休息時間の確保を徹底しており、全児童生徒に水筒の持参を奨励しています。

また、教職員が熱中症の初期症状を迅速に察知できるよう毎年職員研修を実施しております。

次に、日差し対策として、通学時や校外活動時の日傘の活用を推奨しています。特に登下校中に直射日光を避けることは体温上昇を抑えるのに効果的です。

そのため、先ほど健康子育て課長の答弁にもございましたが、小学校新 1 年生へのクールスカーフの配布、入学時に P T A 後援会、交通安全母の会から贈呈していただく傘のうち、今年度から晴雨兼用の傘を配布していただきました。さらに、企業版ふるさと納税を通じて、武蔵ヒートベアーズ様から小学校全児童に日傘を寄贈していただきました。

また、運動場には樹木の活用やテントを設置したりして、日陰を確保する取組も進めております。

施設面では、全教室にエアコンを設置し、適切な温度管理を行っています。体育館にはミスト扇風機やスポットクーラーを導入することで、換気と冷却を両立させております。加えて、高温になりやすいプールサイドには遮光ネットを設置するなど、子供たちが安心して水泳学習に取り組める環境を整備しています。

最後に、啓発活動についてです。学校だよりや保健室だより、メールなどを活用し、児童生徒や保護者の方々に気温や湿度が高い日の過ごし方、服装の工夫、そして十分な睡眠や朝食の重要性について、継続的に情報提供を行っております。

今後も、気象条件の変化に柔軟に対応しながら、子供たちが安全で安心して学べる環境づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

○向井芳文議長 再質問はございますか。

6 番、宮原みさ子議員。

○6 番 宮原みさ子議員 丁寧なご答弁、ありがとうございました。それでは、ちょっと何点か再質問をさせていただきます。

高齢者に対してですけれども、今回横瀬町といたしましては、本当に熱中症にかかったという、重症化したという話もあり聞きませんし、本当に防災無線等、あとはSNSのアプリ等を使って、本当に細々皆様に周知をしているということは本当にありがたいと思います。

その中でも、今回これだけ暑い、やはり私もエアコンを使用していない高齢者の方が、やはり何人か耳にいたしましたので、やはり電気料が高い、あとはエアコンが、昔からのエアコンって、かなり古くなって効率が悪い等々ありまして、なかなか使用を控える高齢者の方がいるということを聞いております。

それなので、町といたしまして、もしこういう高齢者、あとは非課税者に対してエアコン設置の補助をしていただくとか、あとは今この物価高の中で、電気料も高くなっておりますので、そういう方に対して補助していただけるかどうか、お聞きしたいと思います。

それと、小学校、中学校の教室は、全てエアコンが入っているということですが、やはり今、全国的にも体育館のエアコン設置というのが叫ばれておりますので、横瀬町といたしましても、やはり児童生徒の安全を守るため、やはりエアコン設置を考えているのか、ぜひその点をお伺いします。

あとは、クーリングシェルターに関しても、今回この暑さの中で、自宅にいても、なかなか暑さをしのげないという方々から何件かちょっと相談を受けまして、それで町で問い合わせましたら、お盆でもちゃんとクーリングシェルターをやっている施設はありますということで、お聞きして、その方に伝えました。町民の方に、ホームページを見てほしいとか、なかなかそういうことが伝わっていない状況なので、もっと町民がちゃんと周知していただけるような周知の仕方があればと思いますので、この3点をお願いいたします。

○向井芳文議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔小俣敏孝教育次長登壇〕

○小俣敏孝教育次長 それでは、宮原議員の再質問に対してお答えいたします。

私からは、学校の体育館のエアコン設置についてお答えいたします。体育館のエアコン設置につきましては、以前にもご指摘をいただいておりますのでございます。補助金や近隣、全国の動向等について調査等は進めておるところではございますが、明確な方針は、まだ出ておりません。設置工事費用やその財源、また冷却方法の長短など、引き続き先進事例等を参考、研究しながら検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○向井芳文議長 健康子育て課長。

〔平沼朋子健康子育て課長登壇〕

○平沼朋子健康子育て課長 それでは、高齢者の方、または非課税世帯の方へのエアコン設置の補助ということで、ご質問をいただいたのですが、ただいまのところ、補助の予定はございません。

先ほどもちょっとお話ししました、いろいろな事業で周知はしておりまして、家にいるときはエアコンをかけましようとか、あとは暑いときには福祉センターとか、そういったところに避難しようということで、いろいろな福祉センターの事業だったり、地区の事業、またサロンやオレンジカフェとか、そういったところに町の職員が行ったときには必ず周知しておりまして、なるべく涼しいところに避難するようにということで話しております。

クーリングシェルターについても、併せてお話をしているところなのですが、まだまだ多分周知が足りていないと思いますので、これから防災無線等を使って周知をしていきたいと思います。

あと、クーリングシェルターには、分かるように表示をさせていただきましたので、見ていただくと、分かるようにはなっております。また、引き続き周知を図っていききたいと思います。

以上です。

○向井芳文議長 再々質問はございますか。

6 番、宮原みさ子議員。

○6 番 宮原みさ子議員 ぜひぜひ横瀬町の町民のためにも早めに進めていってもらいたいと思います。

それと、体育館にエアコンをもし設置するということになりますとというか、ぜひしていただければと思います。結局、体育館、避難所のみでなく、体育時とか、あとは部活動に対しても、やはり他の自治体の中で、そういう授業の中でもエアコンを設置し、利用しているというところもあります。

横瀬町としても、そういうエアコンが整備された場合には、そういう使用をどのぐらいまで認められるかというのが1点と、あとは先ほども言われた、エアコンの補助とか、様々高齢者に対して、あとは低所得者に対して、やはりこの熱中症は毎年続くと思いますので、その点について町長がどのようにお考えしているのか、お聞きいたしたいと思います。

○向井芳文議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔小俣敏孝教育次長登壇〕

○小俣敏孝教育次長 それでは、ただいまの再々質問のうち、体育館にエアコンの設置がなったらばと、その利用についてのご質問にお答えいたします。

せっかく設置をするのであれば、当然ですけれども、有効的な活用をしていくというのが望まれる形だ

と思っておりますので、設置がなった際には、その運用も含めて皆様と協議をしながら利用ができるような活用を取っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○向井芳文議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから最後まとめてお話をさせていただきます。

まず、宮原議員ご指摘のとおり、この後の熱中症は多分対策が継続、毎年必要になることだと認識しています。そして、これは昔と条件が変わったということだと思っております、したがって昔の経験則が効かないですし、むしろ昔の経験則で動きがちな高齢者の皆さんとかには、より注意喚起が必要かなというふうに考えています。

横瀬町としては、やはり環境が変わってきた状況には、的確に、柔軟に、スピーディーに対応していきたいというふうに考えています。

あと、各論で、再質問のところでされていた電気代の補助とか、クーラーの購入補助は、少し入り口は違うのですけれども、この9月議会で上程させていただきます補正予算で、省エネ家電の購入に対する補助が今回は計上されます。これは主には、やはりエアコン等を想定していますので、ぜひ活用していただきたいなというふうに思っています。これが1つです。

それと、小中学校の体育館のエアコンは、明確に課題として認識をしています。横瀬町としては、これまでミスト扇風機やスポットクーラーを導入する等して対応してきていますが、いろいろこの状況ですと、体育館のエアコンというのは課題として認識し、どういうふうにやったらできるかというところを考えていかなければいけないなというふうに今は考えています。

あと、そんなことで、とりわけホームページでは伝わらない高齢者の人たちに的確に情報を届けること、あとは子供たちも含めて町民が熱中症から守られるように町としては精いっぱい対応はしてまいりたいなというふうに思っています。

○向井芳文議長 以上で質問1を終了いたします。

ただいま宮原みさ子議員の一般質問中ではございますが、ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時30分

○向井芳文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま6番、宮原みさ子議員の一般質問中でございます。

次に、質問2、がん患者以外に起因する脱毛によるウィッグ購入費用の助成についてに対する答弁を求めます。

健康子育て課長。

〔平沼朋子健康子育て課長登壇〕

○平沼朋子健康子育て課長 質問事項2について答弁させていただきます。

がん患者ウィッグ等購入費助成金については、がん治療に伴う外見の悩みを抱えるがん患者等に対し、ウィッグ等の購入費の一部を助成することにより、精神的・経済的な負担を軽減し、社会生活を支援することを目的とした制度で、本町では令和5年度から助成を始めております。

対象は、がん治療を現に受けている方と過去に受けていた方で、施行日以降にウィッグを購入した方になります。

助成金は、ウィッグ購入金額、または3万円のいずれか少ない額となり、助成対象者1人に対し1回限りの助成となります。

利用状況でございますが、令和5年度、令和6年度、それぞれ1名ずつ、3万円ほど助成しております。

がん患者以外の脱毛に悩む方への助成については、現時点で導入している自治体はまだ少なく、県からの補助金も、がん患者に限るものとなっています。

県内では、志木市が、がん治療や疾病などに起因する外見の変化に対処するための助成として、対象1人に対し1回限りで購入金額の2分の1、上限が1万円とする助成制度を導入しています。

議員がご指摘のとおり、がん治療をしている方以外にも円形脱毛症等で苦しんでいる方がいらっしゃることは認識しています。

脱毛症は、外見上の変化を伴うため、心理的に大きな負担となること、自己肯定感や社会生活に深刻な影響を及ぼすことも理解しております。

町としましては、対象者拡大について、まずは既に導入している自治体から情報収集を進めていきたいと考えています。

アピアランスケアの理解促進の取組については、10月に開催する「健康まつり」の会場においてチラシを配布するとともに、助成金交付制度の知らせと併せて、アピアランスケアへの理解促進について、広報やSNSを通じて積極的に周知を図っていききたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○向井芳文議長 再質問はございますか。

6番、宮原みさ子議員。

○6番 宮原みさ子議員 ご答弁ありがとうございました。

町といたしましても、なかなか難しいとは思いますが、やはりこの横瀬町が誰一人取り残さない、そういう信念を持っておられますので、ぜひほかの自治体がまだやっていないけれども、横瀬町から発祥してやっていこうという思いをしていただけるか、町長、どのようにお考えしているか、お願いいたします。

○向井芳文議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 誰一人取り残さないを掲げている町として、やれることはやっていきたいと思っています。本件に関しては、アピアランスケアの重要性をまずは町民の皆さんに知っていただくという啓発の部分を頑張るということと、あとはがん以外のところというのは、まずは情報収集から始めていきたいなという

ふうに思っています。

○向井芳文議長 再々質問はございますか。

〔「大丈夫です」と言う人あり〕

○向井芳文議長 ないようですので、質問2を終了いたします。

次に、質問3、成人向け予防接種についてに対する答弁を求めます。

健康子育て課長。

〔平沼朋子健康子育て課長登壇〕

○平沼朋子健康子育て課長 それでは、質問事項3について答弁させていただきます。

要旨明細1の带状疱疹ワクチン接種助成金後の現状と今後の推進についてでございます。带状疱疹は、加齢やストレス、病気等で免疫力が低下すると発症する激しい痛みを伴い、合併症や後遺症も問題とされている疾患で、50歳を過ぎた頃から急増すると言われ、発症予防にはワクチンが有効な方法とされています。

本町では、昨年度から任意接種として接種費用の助成を始めました。対象は50歳以上の方で、ワクチンは生ワクチンと不活化ワクチンの2種類で、生ワクチンは1回接種、不活化ワクチンは2回接種となります。

助成額は、生ワクチン5,000円で生涯1回、不活化ワクチンは1回当たり1万円で生涯2回分を助成しています。対象は50歳以上の方となります。

带状疱疹ワクチンの予防接種は、今年度から法定接種となったことから、この任意接種の助成については、今年度いっぱい終了となります。

带状疱疹ワクチンの定期接種は、65歳以上の方が対象となります。経過措置として、令和7年度から令和12年度までの間、対象者は年度年齢が65歳、70歳、75歳、80歳、90歳、95歳、100歳の方としています。また、これに加えて、今年度は100歳以上の方も対象となります。同様に6年間接種することにより、65歳以上の方全員が接種可能になります。

自己負担額は、生ワクチン5,000円で1回接種、不活化ワクチンは1回1万3,000円で2回接種となります。この自己負担額は、任意接種とほぼ同額となるよう設定しており、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町と同様の金額になります。

次に、今年度中に接種した年代別の接種者数でございます。まず、任意接種の年代別接種者数ですが、8月18日までの申請数になります。生ワクチン、50代3名、60代3名、70代3名、80代1名の計10名、不活化ワクチン、1回目、50代16名、60代33名、70代31名、80代1名、以上88名となります。

続いて、定期接種でございます。こちらは7月末現在の数字になっています。生ワクチン、65歳1名、70歳2名、75歳2名、100歳1名の計6名、不活化ワクチン、1回目、65歳7名、70歳4名、75歳7名、80歳1名、85歳3名、90歳3名、95歳4名、以上29名となります。不活化ワクチンの2回目については、基本的に1回目受けた方は受けることになっておりますので、省かせていただきます。

令和6年度中の接種者数については、生ワクチンと不活化ワクチン、1回目、2回目全て合わせて157回でした。

任意接種は、令和8年3月31日まで接種が可能で、助成金の請求は接種日から1年以内となります。任

意接種を希望される方が、今年度中に接種できるよう、広報 9 月号に任意接種の終了についてのお知らせをしております。

次に、要旨明細 2、RS ワクチン接種の現状と公費助成についてでございます。質問 1 の高齢者・妊婦を対象とした公費助成制度の導入の可能性ですが、RS ワクチンは、現時点では予防接種法に定められた定期接種にはなっていないため、接種する場合は全額自己負担による任意接種となります。

現在、厚生労働省の審議会において、RS ワクチンの定期接種化に向けた議論が開始されたと聞いております。

質問 2、医療機関や町民への周知・啓発の強化についてですが、RS ワクチン感染症を予防する対策について、広報、ホームページ等で周知していく予定です。

質問 3 の接種率の定期的な調査・評価による効果測定については、RS ワクチンが任意接種であるため、接種履歴を町が把握しておらず、実施することが難しい状況です。国の評価等を注視していきます。

RS ワクチンの公費助成については、費用助成を独自で実施している自治体はまだ少なく、また厚生労働省でも定期接種としての議論が始まっていることから、その動向を注視し、定期接種化に向けた具体的な方針が示された場合には、速やかにその内容を町の施策に反映できるよう備えていきたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○向井芳文議長 再質問はございますか。

6 番、宮原みさ子議員。

○6 番 宮原みさ子議員 ありがとうございます。

带状疱疹ワクチンについては、本当に町で助成をしていただき、多くの方が利用することができ、本当に町民の方からも、よかったという感謝の声を聞いております。定期接種になって金額補助も少し上がったので、本当にまた定期接種に向けて、様々周知をしていただければと思います。

この RS ワクチンについてですけれども、この間の何日か前の新聞に、あるこどもクリニックの先生が小児科医にとって RS ウイルスは怖い病気の一つ。高齢者を含む家族間で感染し、肺炎になる人もいる。赤ちゃん和高齢者の命を守る上でワクチンの接種が有効となると訴えておりました。

予防に有効な RS ウイルスワクチンだが、まだ任意接種の扱いで、接種費用は全額自己負担が原則。医療機関で異なるが、2 万 5,000 円から 3 万円台とされ、負担の重さからためらう人は多いと見られる。負担を軽減するため、独自の補助制度を設けた自治体もある。

愛知県大府市は、市議会公明党からの議員質問で推進した結果、今月から補助を開始した。24 から 36 週の妊婦と COPD を含む慢性疾患などがある 60 歳以上が対象としており、1 万円が助成をされております。

市健康増進課によると、これまで妊婦から 24 件、60 歳以上の市民からも 6 件の申請があったという。担当者は接種を希望する人の負担を軽減し、感染症予防として選択肢を広げるために制度を創設したということで、いい方向になっているという話が新聞に載っておりました。

公明党といたしましても、定期接種化を目指すということで、予防医療を重視する公明党は RS ウイルスによる肺炎予防をめぐる医療制度委員会などが有識者を招いて意見交換を実施（国会）、ワクチンを公費助成の対象となる定期接種に位置づけるよう政府に繰り返し要望している。国においては、定期接種

化の議論促進を、地方においては助成制度を広げる働きかけを続けていきたいと決意を語っているということで、本当に今まさに政府、国としても、このRSワクチンの接種を推進しているということであります。

横瀬町も本当に医師会等いろいろ関係してまいりますけれども、带状疱疹のワクチンのように、ぜひ横瀬町から、こういう接種の助成をしていただけるかどうか、最後に町長にお願いいたします。

○向井芳文議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 RSワクチンについても、まずは国の定期接種の議論の方向性等々をはじめ情報収集から考えてまいりたいなというふうに思います。

○向井芳文議長 再々質問はございますか。

〔「大丈夫です」と言う人あり〕

○向井芳文議長 以上で6番、宮原みさ子議員の一般質問を終了いたします。

○向井芳文議長 次に、5番、黒澤克久議員の一般質問を許可いたします。

5番、黒澤克久議員。

〔5番 黒澤克久議員登壇〕

○5番 黒澤克久議員 5番、黒澤克久です。議長より発言の許可をいただきましたので、これより通告に従いまして一般質問を行います。

今回は、2項目の質問になります。1、大項目1、Lab横瀬について。要旨明細（1）、エリア898との関係性について。（2）、ここまでの運営について。（3）、今後の在り方について。

2022年5月20日にワークスペースと宿泊施設を備えたLAC横瀬がオープンして2024年10月から地域商社株式会社ENgawaが運営しています。名称もLab横瀬となり、7月から8月は体験プログラムを行い、子供たちから大人まで参加して大盛況だったと記憶しております。

隣接している、（1）、エリア898との関係性について、（2）、ここまでの運営について、（3）、今後の在り方についてをお伺いいたします。

大項目2、チャレンジキッチンENgawaについて。要旨明細（1）、チャレンジキッチンとしての実績について、（2）、今後の在り方について。

チャレンジキッチンENgawaは、埼玉県秩父郡横瀬町で2021年9月に設立された株式会社ENgawaが運営する施設です。ENgawaは、「縁側」と「縁が輪になる」という意味を込めており、地域資源を生かした新たな価値創造を目指しています。具体的には、地元産の食材を加工したり、商品開発を行ったりする場所として機能しています。

チャレンジキッチンENgawaの主な目的は以下のとおり、地域資源の活用。横瀬町産の旬の食材を生かし、新たな商品やサービスを生み出す。

地域経済の活性化。生産者や道の駅と連携し、地域経済の循環を促す。

新たな価値創造。食材を磨いたり、掛け合わせたり、加工したりすることで、地域の人々が喜ぶ価値を創造する。

「3つのE N」の循環。出会いの縁、応援の援、経済の円の3つのE Nが循環する仕組みをつくる、このようなことがホームページに記載されております。

また、議会への説明では、町民、秩父地域の方々のチャレンジを応援する、使用することができると説明を受けた記憶があります。

チャレンジキッチンとしての実績、今後の在り方についてをお伺いいたします。

以上、壇上での質問といたします。

○向井芳文議長 ただいま5番、黒澤克久議員の一般質問中ではございますが、ここで本休憩といたします。

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時00分

○向井芳文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで申し上げます。11番、小泉初男議員から早退する旨の通告がございましたので、ご報告いたします。

それでは、ただいま5番、黒澤克久議員の一般質問中ではございます。

質問1、L a b横瀬についてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、質問事項1について答弁をさせていただきます。

現在、町が進めている、町のにぎわいのある中心地づくりは、町民会館やエリア898、899などの公営施設と、タテラボ、ナゼラボなどの民営施設が集積していることから、このエリア周辺を中心地として位置づけ、多様な人々が集い、交流し、活動できる、まさに横瀬らしい中心地づくりに取り組んできております。

とりわけL a b横瀬とエリア898は、旧J Aちちぶ横瀬支店の建物内に所在し、両施設が連携した中心地の魅力ある拠点として欠くことのできない施設であるとともに、これまで横瀬町が進めてきた官民連携の取組のシンボルとなる施設ではないかと考えております。

L a b横瀬は、ご存じのとおり株式会社E N g a W Aが昨年10月から運営をスタートいたしました。これまでウェブやSNSなどで施設情報やイベント情報などを積極的に配信しており、昨年10月から本年3月までの半年間の利用者は、宿泊を伴わない利用者数が延べ5,848名、宿泊を伴う人数につきましては、延べ1,452名、合計延べ7,300名であり、前年同時期の数値を大きく上回る実績であり、収支についても、黒字で推移している状況であると報告を受けております。

イベントでは、クリスマスマルシェやろっく横瀬まつり、ろっく横瀬の夏休みイベント、登山・ハイキ

ングツアーなど、中心地に所在する施設や町内の個人・団体、関係人口の方々など、いろいろな方々と連携しながら、にぎやかに開催できていると感じております。

このように昨年10月からL a b横瀬として運営をスタートいたしましたが、いろいろな方々のご理解、ご協力により、ここまでは順調に運営移行ができているものと考えております。町といたしましては、今後もL a b横瀬の事業目的を達成するために協力してまいりたいと考えております。

さらに、エリア898をはじめとする、中心地に所在する施設が、これまで以上に緊密に連携すること、二地域居住事業や第2世代交付金事業の実施に当たり、事業効果を高めること、そのことにより、中心地のエリアが広がり、より一層魅力を高めることなどについて、L a b横瀬が、その推進役としての役割を果たしていただくよう、連携・協力しながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○向井芳文議長 再質問はございますか。

5番、黒澤克久議員。

○5番 黒澤克久議員 ご答弁ありがとうございます。

思っていた以上に利用者数が多かったですね。宿泊を伴わない方が5,800人、合計で7,300人ということですが、宿泊を伴わない方々は、基本的には費用が発生しない関係の方々だと思うのですが、それを踏まえても宿泊で賄えているもので黒字化しているという認識でよろしいですかというのが1点と、エリア898とL a b横瀬の関係性って、だんだん、だんだん両方がシンクロし始めてしまっていて、あんまり使うほうからすると、898を使います、L a bを使いますという感覚がなくなっていると思うのですが、今回も建物の中を一部改装して、より宿泊者が使える場所というのを確保していましたが、今後もこのL a b横瀬のグランドデザインというか、アウトラインみたいなものというのは、今、まち経営課長の頭の中にはあるのでしょうかというのが2点目。

もう一つが、このL a b横瀬とエリア898、899を含めて、子供たちの利用者が大分増えていました。子供さんたちが来ると、必ず申込み用紙というか、登録用紙にお名前を書いて、親御さんの連絡先も書いてやっているというのを聞いて、それは教育委員会さんと小学校、中学校で話し合いをされて決めたものなのかどうか。もしご存じであれば、登録を大分しっかりやられているようで、何かがあったときにスムーズに連絡が取れますということは聞いているのですが、その辺、教育委員会の携わり方はどういうことになっているのか、以上3点をお願いします。

○向井芳文議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、3点の再質問に答弁させていただきたいと思います。

まず、宿泊を伴わない利用者と宿泊者で構成されていて、運営自体については、宿泊者は宿泊者の料金がありますので、そこは賄っていると思いますけれども、あとは例えば電気料であるとか、そういった水道光熱費については、エリア898もありますので、そういった形で町から応分の負担はしているところがございますので、そういった意味では両方が必要不可分な関係でございますので、そういった面積案分みたいなもので料金をお支払いして、費用負担をしているといったような状況でございます。

それとあと、今後のグランドデザインということで、先ほども申し上げましたようにエリア898とLab横瀬については、一体的にというか、連携してやっておりますので、今後も、先ほどもちょっと申し上げましたが、多様な人々が集って交流して活動ができるという場を、このまま継続しながら、また多分この後、先ほどもちょっと申し上げましたように二地域居住の関係であるとか、第2世代交付金の関係であるとか、人の流れであるとか、動きが幾分変わっていくところもあるのかなと思います。そういったときに、またその段階で皆さんと協議をしながら、その方向性を決めていくというような形なのかなというふうに思っております。

そして最後、お子さんの利用が多くなってきているという実態は当然ありまして、それについてお名前であるとか、把握をするということで、名簿というか、書いていただくということにつきましては、教育委員会サイドと、そこに指導主事がいらっしゃいますので、その先生にもご指導いただきながら、そこについては作りましょうということで、協力しながら、その対応についてはしてきたということでございます。

以上です。

○向井芳文議長 再々質問はございますか。

5番、黒澤克久議員。

○5番 黒澤克久議員 ありがとうございます。

今ので大体分かったのですが、今後町長が頭の中で描いている、あの地域のグランドデザインというのは、あそこに携わられている地域活性化起業人であったりとか、集落支援員さんであったりとか、協力隊も含めて、皆さんと何となく描けているのでしょうか。伝えているのかどうかというのかな、今、時代が常に日々進歩して、いろいろなものがさま変わりしていく世の中であろうと思いますけれども、ある程度のアウトラインで、この辺まで、こんな形にしたいよねというものが、町長が示しているのであれば、その示している内容をお聞かせ願いたいのと、もしそこを示していないのであればとすれば、そこはある一定の示しはしたほうが動きやすくなるのではないかと私は考えるのですが、日々のアップデートで、その場、その場でやっていけている現状というのは、行政体らしからぬものであって、逆にそこがすごく魅力で、視察件数が増えているのにつながっているとは思っているのです。ただ、そこをしっかりと現場の人間だったり、関わっている人間が理解できているかどうかというのは、また別物なので、もしそこが町長のほうで示せるようであれば示していただきたいのが1つ。

それと、ナゼラボさんまで含めて、上手に今展開ができていているというのは、関わっている人たちから聞いて分かっているのですが、教育委員会としては、そこはどんなふうに見えているのですか。ナゼラボさんのところに、例えば夏休みの期間って、通常の生徒さんだと、夏休み期間中に参加したりして、結構わさわさ盛り上がってやれているのですが、教育委員会が町民会館に移動したので、まさにあの一帯で、また教育分野をしっかりと関わり合いがしやすくなるかなと思っているのですが、二地域居住があったりだとか、あそこエリア一帯で今後の展開を考えていくという中で、教育委員会として何か考えがあれば教えてください。

○向井芳文議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔山中正広教育長登壇〕

○山中正広教育長 黒澤議員の再々質問について答弁させていただきます。

今まで町民会館には公民館担当、図書館担当が常駐し、隣接する歴史民俗資料館担当とともに周辺施設との穏やかな連携を行ってまいりました。今年４月から役場庁舎で、それぞれの業務を行っていた学校教育担当、社会教育担当、社会体育担当が統合された町民会館事務室内で業務に当たることになりました。

物理的に同じ事務室内で業務を行うことで、各担当間の情報共有スピードが格段にアップし、職員一人一人が担当の枠を超え、自分ごととして知恵を出し合うことで、教育委員会業務全体のさらなる充実が図られるものと考えております。

周辺施設との関連、今後の関わり方とのご質問ですが、教育委員会といたしましては、公民館事業や図書館運営、資料館の活用、さらには社会教育、社会体育の事業と関連しながら中心地づくりに関わっていければと考えております。

今年５月にエリア898、L a b横瀬、ナゼラボを中心とした、ろっく横瀬まつりが開催されました。このエリアが子供も大人も高齢者も障がいのある方も、みんなにとって魅力ある場所になっていくことを願って開催されたイベントでした。

教育委員会も事前に協力の依頼を受け、イベントに合わせた図書館の開放や資料館への無料見学など、協力させていただきました。ふだんなかなか機会がないと訪れない資料館を、そうした形で開放し、まずは知ってもらい、興味を持っていただく貴重な機会にもなったと思います。

今後も、そうしたイベントや祭りを通して関係を深め、横瀬町の中心地づくりを推進できればと考えております。

以上で再々質問の答弁とさせていただきます。

○向井芳文議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私からL a b横瀬に関する質問に関してお答えしていきたいと思います。

まず、現状認識なのですが、私も総じて順調に来ているというふうに思っています。もちろん、諸課題はありますが、総じて順調です。ここまでは私たちが目指していた空間になってきているのではと感じています。

これは、いきなり株式会社E N g a W AがL a b横瀬を運営しても多分難しかったのだらうと思っ
まして、まずはL A C横瀬という民間事業者の立ち上げがあって、そのノウハウや、あるいはその顧客層を最初に私たちがつかみ、学ぶことができた。それを引き継いだから、うまくいっているということと言えるかなというふうに思っています。

目指していたのは中心地づくりで、多様な人々が集い、交流し、活動する場所をつくっていく、その場所が公営のものから民営のものまで様々なバリエーションとグラデーションがあって、少しずつ違う施設が集まることで、いろいろな人が集まって、交流し、活動ができる、何かが創発されていくというようなところを目指したのですが、今のところは、大変いい展開になっているかなというふうに思っています。とりわけここに来て、小中学生の利用がここまで浸透するというのは想像以上だったというふうに思っています。

さて、これをここからどうするかということに関して、最後の質問のところに絡むのですが、未来の絵姿を町長から示しているのかということに関して言うと、私が示しているのは抽象概念までしか示していません。それは、あえてそこまでにしています。

というのは、とりわけ中心地づくりに関しては、これは昨今の横瀬の行政運営の中では結構大事な部分だと思っているのですけれども、あまり自分の頭で未来を規定しないというふうに思っています。それはよこらばもそうでしたし、これもそうなのですから、今、自分が想像できる未来を語って規定していても、恐らく現実には、そのしたいはあるのですけれども、どういう展開になっていくかというのは、やはり後発的なものの影響が大きくて、その勢いとかというのは大事にしたいと思っているところなのです。

だから、これはなかなか深い質問なので、これこれこういう施設とこういう施設とこういう施設と組み合わせたいこうみたいなところを細かくするのではない。あとは、中心地づくりが進む中で、総体的にその一つの施設の位置づけが変わってくるということはあるわけです。

例えばL a b横瀬でいうと、宿泊機能を、どこをターゲットに、どういうふうに寄せていくかというのは、それは周辺の状況によりますよね。例えば舎場シンワができたから、そこをかぶらないようにというのも、もちろんなるわけだし、まだまだ強化のしようもあるし、工夫のしようもあるけれども、それは周辺の状況とかによって変わり得るもので、あらかじめ決めるものでもないし、状況に応じて、やはり変えていくべきものだというふうに思っています。だから、細かい方法論の規定までは、方法論というか、具体的なオペレーションの細かい規定までは、自分がするようなことでもないと思っています。

でも、やはり大きな枠組みで目指すものは共有しないといけませんから、オープンアンドフレンドリーもそうだし、対話連携チャレンジもそうだし、それから帰ってきたくなる町とかもそうですし、そういうところをみんなで大きな方向性とか、気持ちをそろえて、でもやっていくことは、やはりそのとき、そのときのよい状況というところが大事で、そのバランスが結構難しくもあり、肝でもありというふうに考えてやっているところでございます。

少し説明としては、うまくなかなか言語化できないのですけれども、そんなことで自分のほうは考えてやっているというところでございます。

○向井芳文議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、チャレンジキッチンE N g a W Aについてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、質問事項2について答弁をさせていただきます。

チャレンジキッチンE N g a W Aは、地域振興拠点施設のうちの一つの施設として整備され、有限会社果樹公園あしがくぼが指定管理者となり、その子会社である株式会社E N g a W Aが主体となって運営しております。

町内の農家の皆さんや道の駅などと連携し、横瀬産の食材を生かした新商品の開発や販売、各種イベントの開催、チャレンジキッチンとしての貸出しなど、地域の活性化と食を通じた交流を目的とした施設となっております。

議員お尋ねのチャレンジキッチンの実績は、令和4年度は2名、令和5年度は6名、令和6年度は10名となっており、年々増加している傾向となっております。とりわけ令和6年度の実績は、町民の方々が7名、町民以外の方が3名、計10名の方々が延べ121日利用していただいている状況でございます。

利用目的でございますが、菓子製造のためやイベントなどの出店のための仕込みでご利用いただいております。

利用に当たっては、まず利用者登録をしていただいた後に、予約システムで利用日を予約し、ご利用いただいております。予約は、先着順となっておりますので、利用候補日によっては利用できないこともあることから、実際の利用者だけでなく、利用希望者も相当程度いらっしゃるのではないかと考えております。

今後も、まずはチャレンジキッチンE N g a W Aを多くの町民の皆様がご利用いただけるように営業日数や提供商品などを検討するとともに、積極的な周知に努めてまいりたいと考えております。

加えて、町内の農家の皆様をはじめ、いろいろな方々にご理解・ご協力、連携いただきながら、横瀬産の食材を生かした新商品の開発や販売などを通じて、地域の活性化に寄与する施設にしていきたいと考えております。

以上です。

○向井芳文議長 再質問はございますか。

5番、黒澤克久議員。

○5番 黒澤克久議員 ありがとうございます。

チャレンジキッチンの日数でいくと121日、そのほかの365日中121日がチャレンジキッチンとしての機能で、残りがそうするとE N g a W Aさんが商品開発などで使っているという認識でいいかどうかというのをまず1点。

そして、やはり私のところにもチャレンジキッチンとして利用したいのだけれども、なかなか借りられないという声が寄せられたりするのです。なので、今回この質問になったのですが、実際にやはり日数が出ていると、あそこの建物自体が当初よりも順調に利用されている、むしろ手狭になってきてしまっているのではないかとというのが、まず2点目。

3点目が、E N g a W Aさんが、あそこで営業をしなくなれば、チャレンジする人たちが借りやすくなりますというのも1つの答えだと思うのですけれども、そうなると、E N g a W Aさんの収益はがた落ちになってしまう。そうなってしまうと、何のためにあそこをやっているのだというバランスの兼ね合いだと思うのですが、当初の議会への説明でいくと、みんなチャレンジする人間を応援するための施設だということだったのですが、実際120日もチャレンジする人たちが活用している時点で、大分すごいことだなと思うのですけれども、これは建物の後ろ側は、まだスペースがあって、当初はもう少し建物を大きいというか、サイズがもう少し違ったものでもという説明というか、話があったのを記憶しているのですけれども、今後あそこの在り方としては、現状のまま、あのスペースのままでやっていくと、まだまだ横瀬でお店を開店したいとか、そういう方々が実績を積むのには、場所を借りられないということが発生するとよくないなと思っているのですけれども、そこの考え方をまず教えてください。

このチャレンジキッチンとしての機能は、あそこを法的に保健所さんとかとクリアをして、あの形を取

っていると思うのですけれども、例えばこれが町民会館の調理室などが規約の改定とか、そういうことで使えるようになるのであれば、それも1つの解決策かなと思ったりもするのですけれども、ああいう当初の申請が、まず根本的に違うから、なかなかハードルは高いと思うのですけれども、調理室の調理器具を最新のものに入れ替えてやるという方法もあるのかなと思うのですが、以上4点ですが、お答えをお願いします。

○向井芳文議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、答弁させていただきたいと思います。答弁漏れがあったら、ご指摘いただければと思います。

まず、チャレンジキッチンについては121日、年間にご利用いただいていると。残りの部分についてでございますけれども、議員お話のように株式会社E N g a W Aのほうで商品開発であるとか、そういったもので使っておりますし、イベント等でも使ったりもしますので、そういった活用の仕方をしているというふうに認識しております。

それと、2番目の使いたいけれども、使えない方がいらっしゃって、手狭ではないかというご質問だったと思います。121日間ということで、幾分予約の関係とかで、利用希望日に利用ができないというようなこともあるかと思うのですけれども、まだまだそういう意味では使える余地があるのかなということもありますので、今の段階では、私のほうでは、足りているというか、まだまだ大丈夫なのかなという認識ではおります。ただ、利用者の方々に、そういったことについての意見を求めたことがございませんので、利用者の方にちょっと声をかけて確認していきたいなというふうに思っております。

それと、3番目でございます。あの施設がチャレンジを応援する施設であるということで、同じような話になりますけれども、利用ができないということで、その目的が損なわれてしまうのではないかと。後方のほうもスペースがありますので、そこを活用していくということでありますので、それについては、先ほどお話ししたように利用者の方々の意見を聞きながら、そこがもし手狭であったりとかというときに、またその中で、後ろの場所であるとか、また違う施設であるとかということは、その次の段階としてあるのかなというふうに思っておりますので、現段階では利用者や、そういった関係する方々に、ちょっとヒアリングをしていきたいと思っております。

最後についてですけれども、議員のお話のとおり、もしあそこが使えない場合があったときに町民会館の調理室であったところについては、有効的に活用がもしできるのであれば、ここは教育委員会と調整しながらという話になると思いますので、その辺については、今後そういった事例が出てきたときに相談しながらやっていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○向井芳文議長 教育次長。

〔小俣敏孝教育次長登壇〕

○小俣敏孝教育次長 ただいまの再々質問にお答えしたいと思います。

おかげさまで町民会館の利用につきましては、文化協会の関連団体を中心に、大分あちこち使っていた

だいているところがございます。

ただし、調理実習室につきましては、比較的専門的な場所になるので、そういった意味では毎日のように利用があるかという、そういうわけではございませんので、先ほどまち経営課長の答弁にもございましたが、何かしか方法を取って考えていくということは可能だと考えておりますので、また何かいいアイデアがございましたら、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○向井芳文議長 再々質問はございますか。

5 番、黒澤克久議員。

○5 番 黒澤克久議員 ありがとうございます。

急に言っても急に決まる話でもなければ、突然の話で、踏み込めない話であるだろうなとは思ったのですが、ただチャレンジキッチンとしての機能って、秩父地域の中だと、多分横瀬だけなのですよ、やっているのは。その意義って、すごく大きくて、それはやはりよそがやれないのだと思うのです、やらないではなくて。多分そういう土壌が、この横瀬にはできてきている、そういうふうに感じています。

なので、やはりそのときに勇気を振り絞って、使いたいですという声がずっと受け入れられなかったという多分ショックは、申込み者の方には多分あったと思うのですけれども、その辺を踏まえて、町長、本当に今後このチャレンジキッチンというのは、先ほどのL a b横瀬とか、あの辺のことに関して聞きましたけれども、このチャレンジキッチンについても、今後まだ継続していくのか。どこかで、この事業自体を町ではなくて、完全に民間ベースで、企業誘致で、そういう場所をどこかに設けるとか、何か新しい考え方があるのであれば教えていただきたいのが1点。

もう一つは、発展させながら、どういうふうに形づくりをしていくか。横瀬の平均年齢も年々上に上がっていつてしまうので、その中で新しい方が起業したいという条件が合えば、ある程度そこは必要でちゃんとケアしていきたいなと思うのですが、考え方を教えてください。

○向井芳文議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 では、お答えしたいと思います。

まず、チャレンジキッチンは、チャレンジを応援する場なのですからけれども、この場合のチャレンジは、結構これは私の解釈では意味が広くて、そのチャレンジは、キッチンを利用する、調理をする人のチャレンジももちろんなのですが、農家さんですね、まず横瀬で農産物を作っている農家さんのチャレンジも応援するというのと、あとはできたものを売るというチャレンジもあるわけで、これまでひっくるめて広くチャレンジを応援するというふうに解釈しています。

調理場として使いたいというニーズが、どのくらいあるかというのは、実はまだ我々は把握ができていませんので、これは調べていきたいと思います。多分作りたい人には、いろいろな応援してほしいニーズがあって、それが例えば資金収支の計画をつくるのをサポートしてほしいということもあったり、場所を普通に貸してほしいもったり、あとは端的に開業に向けての資金を支援してほしいというのがある、いろいろあると思うのです。それらに関して横瀬町はチャレンジを応援するので、様々な切り口で応援でき

るようにはしていきたいなというふうに思っています。

チャレンジキッチンENg aWAは、どうあるべきかは、先ほどの回答にも絡むのですが、やはりあのエリアの中で、どういうふうに位置づけていくかというところは大事なと思っています。今度、第2世代交付金も決めたので、それもあって、スーパーシティもあって、ウォーターパークの整備は、これから今期、来期で大分進みます。そうしてくると、あそこの認識は、もしかするとまた少し変わってくるなというのと、裏側の部分ですね、チャレンジキッチンの裏側の部分が、まだ利用可能な未利用地としてあるので、あそこで一番いい使い方を考えたいなということ。

基本は、でも絶対外してはいけないのは、地元の皆さんに認知をされ、地元の皆さんに喜んでいただく施設でなければならないと思っています。これは大前提になります。だから、これは今の課題でもあるのですけれども、とりわけろっく横瀬と言われているエリアの周辺の皆さんの巻き込みは、まだ弱いと思いますし、周知も弱いと思います。

そういう人たちに向けて、こういう施設があって、こんな機能があるのだとか、こんな楽しいことがあるのだみたいなことをしっかり伝えられるようにしていき、かつその周辺の皆さんのニーズもしっかり受け止めながら、場づくりを進めていきたいなというふうに思っています。

なので、エリアとしては、やはりここから先が大事で、より連携、連動して、相乗効果や付加価値を出していくというところを踏まえつつ、地域の皆さんのニーズをうまく取り込んで、まちづくりを進めていきたい、そんなふうに思っています。

○向井芳文議長 以上で5番、黒澤克久議員の一般質問を終了いたします。

○向井芳文議長 次に、10番、関根修議員の一般質問を許可いたします。

10番、関根修議員。

〔10番 関根 修議員登壇〕

○10番 関根 修議員 議長のご指名がありましたので、通告に従い質問いたします。

平成30年3月定例会、令和3年3月定例会において質問いたしましたが、これらのことを踏まえて質問事項1の地域医療について質問いたします。

当町のみならず地域医療の現状は危機的状況にあると考えます。秩父地域の医療体制は弱体化が懸念されています。現状では、救急医療体制の確保が急務の状態です。医療施設の充実や医師や看護師等の医療従事者の確保が地域医療問題の最大の課題となっています。

今年4月の秩父市長選において、市立病院の建て替えや地域医療の充実が争点になりました。当選された清野市長は5月1日の記者会見にて、「スピードアップ新病院建設宣言」を発表し、市民の皆様にも早く安心安全な医療環境をお届けできるよう全力で取り組むとのこと、そのために秩父地域の4町、医師会、埼玉県をはじめとする関係機関と協議を開始し、国の進める地域医療連携推進法人の活用も視野に入れて進める等、病院建設という形の整備と医療従事者の確保など、仕組みの整備を同時に進め、秩父の医療を将来にわたりしっかりと支えてまいりますと述べられています。

そこで、質問１、地域医療について、（１）、横瀬町には病院がなく、市立病院に依存しています。市立病院の充実が横瀬町にとっても、秩父地域にとっても大変重要であると考えます。秩父市では病院の建て替えの検討・計画がなされています。現在どのような状況にあるのか、把握している範囲の進捗状況をお知らせください。

（２）、秩父市長は、地域医療の充実のために市立病院の広域化を目指すとの発言があります。横瀬町に対してどのような働きかけが現在ありましたか。また、当町は、どのように対処する方針ですか。今後地域医療に関し、秩父市とどのように協力関係を展開する考えか、お伺いいたします。

次に、質問２、環境教育について質問いたします。文部科学省では、環境教育において次のように説明しています。現在、温暖化や自然破壊など、地球環境の悪化が深刻化し、環境問題への対応が人類の生存と繁栄にとって緊急かつ重要な課題となっています。豊かな自然環境を守り、私たちの子孫に引き継いでいくためにエネルギーの効率的な利用など、環境への負荷が少なく、持続可能な社会を構築することが大切です。

そのために国民が様々な機会を通じて環境問題について学習し、自主的・積極的に環境保全活動に取り組んでいくことが重要であり、特に21世紀を担う子供たちへの環境教育は極めて重要な意義を有しますと述べられています。

上記のとおり、環境教育の充実は必要不可欠であります。また、私たち大人にとっても環境問題は重要な課題であります。学校教育及び社会教育、それぞれの立場でどのように実践されているか、次の２点を質問いたします。

（１）、環境問題について早期から取り組むことが重要であると考えます。小学校・中学校での環境教育の現状はどのようになっていますか。

（２）、今後の展開をどのように考えていますか。

以上、壇上での質問といたします。

○向井芳文議長 質問１、地域医療についてに対する答弁を求めます。

健康子育て課長。

〔平沼朋子健康子育て課長登壇〕

○平沼朋子健康子育て課長 それでは、質問事項１について答弁させていただきます。

要旨明細１、秩父市立病院の建て替えの検討・計画についての進捗状況についてでございます。秩父市では市立病院の建て替えに当たり、2024年１月に保健医療部に市立病院建設準備室を設置しました。また、同年７月に庁内外の関係者、関係機関の代表者など13名で構成する「秩父市立病院建設計画策定委員会」を組織しています。

この計画策定委員会では、市長からの諮問を受け、基本構想の策定や病院建設基本計画について調査審議を行っています。

「秩父市立病院建設基本構想」では、新たな市立病院が目指すべき姿、具体的に担うべき役割、機能など、新病院の建設に当たり基本となる内容をまとめています。

また、今年の６月の計画策定委員会では、新病院建設の候補地が示され、検討が始まったと聞いています。候補地は３か所あり、まずＡ候補地は現在の市立病院、Ｂ候補地は旧秩父セメント第一工場跡地、Ｃ

候補地は旧秩父東高校となります。

新病院の建設候補地は、広い駐車場が確保できる場所で、交通アクセスがよく、利便性の高い場所であること、救急車の受入れや高次医療機関等への搬送がスムーズに行える場所であることなどの条件を全て満たすことを考慮し、検討しています。

基本構想に記載されているスケジュールは、令和8年度、設計の発注、令和11年度、工事発注、令和14年度、開院予定となっているため、秩父市の市立病院建設準備室に問い合わせたところ、このスケジュールは最短での計画であり、候補地の地盤調査、地権者との交渉、地域への説明など、新病院候補地の選定についても検討しなくてはならない課題が多く、計画どおりの開院は難しいとのことでした。

候補地については、今年度中に決定する予定で、病院の機能、診療科については、秩父市立病院の中で方向性を考えて、計画策定委員会に挙げて協議する予定であると回答をいただいています。

要旨明細2、秩父市立病院の広域化に係る町への働きかけについてでございます。現時点では、担当者間での広域病院としての働きかけはなく、あくまでも秩父市立病院の建て替えということで動いておりますが、今後の進捗について注視していきたいと思っております。

また、秩父地域の医療の現状は、医師・看護師不足をはじめ救急医療体制の確保など、解決しなくてはならない課題が散見しています。

これらの課題を解決するため、平成27年の医療法改正により、地域医療構想を達成するための一つの選択肢として創設された地域医療連携推進法人制度の導入について、秩父地域においても、今年度から検討を始めました。

この地域医療連携推進法人制度では、医療機関相互の機能の分担・連携を推進し、質の高い医療を効率的に提供することを推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢としての法人の認定制度でございます。

まだまだ勉強段階で、今年7月に第1回の勉強会が開催されたばかりです。今後、秩父地域にこの地域医療連携法人制度を導入していくかどうか、協議を進めていく予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○向井芳文議長 再質問はございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 形どおり説明していただきましたけれども、これは横瀬町からいろいろなことを発信するというのは大変僭越で、ナーバスなことなので、あくまでも受け身で、相手からどうですかと言われてこない町長も動きようがない。個人的には、多少そういうことはあると思いますが、公的にどういうふうにしたらいいかということなのだと思いますけれども、実は場所の選定が今年中ということですか、今年度中ということですね。

横瀬町にとって、どこがいいかというのは、みんな共通事項であると思いますけれども、ここであえて言いませんが、これは6月の議会ですか、高野佳男議員が執行部に質問を幾つかしているので、ちょっと読みますけれども、これは要約してあるやつ、議会報告書の中で、市長は就任当日の記者会見で新病院スピードアップ宣言をされたが、今後の予定はということで、令和7年度から令和8年度にかけて基本計画、その後設計と工事を発注し、令和11年度後半から令和13年度末に開院予定ということなのだと思いますけれども、

これってかなり早いのです。場所の選定が問題なければ、すぐ決まって、それが可能ということになれば早く進むかなと思います。

あと、3項目ぐらいのあるのですけれども、病院内に全天候型の遊び場や買物スペースの併設が挙げられたが、感染症対策、これは意味がよく分からないのですけれども、病院のついでに用事が済ませられるよう近隣施設も含めて検討したいと。それと次に、バスターミナルですかね、3路線のバスターミナルとヘリポートの図が示されたが、具体的な想定はというのは、これは多分公約か何かだと思うのです。

秩父地域のどこからでもアクセスできる病院のイメージとして、3台のバスの画像を示したが、イメージ画像であり、バス路線やヘリポートの整備については、新病院への基本計画設計の中で具体的な検討を進めるということで、いずれにしても、まだなりたてですので、検討段階ということですので、選挙当時から僕も公約を見ているのですが、この公約を実施するには、どこかというのは大体特定していつてしまうと思います。

いずれにしても、前にも申しましたけれども、病院の建設、建て替えというのはすごく大変で、現の市立病院に建てるということが本当はいいかもしれないのですけれども、ただ敷地の問題とか、建て替えの時期に病院をやりながら隣に建てて、これを移転して、整備して駐車場にするという余裕があれば、そういう形が、用地の問題として一番端的なのかなと思いますけれども、結構現状を見ると、ちょっと無理なのかなと思います。

病院の建て替えて、僕は前も言ったのですけれども、前橋の赤十字病院というのは、突然何年か前になくなってしまった、解体しているのを見て、それで興味を持ちまして、いろいろ調べていくと、結局開設までに10年かかっていました。それよりも広い、かなり敷地が広いのですけれども、それよりもさらに広い、そこから3キロぐらい南東に敷地を見つけて造ったということなののですけれども、やはり病院の建て替えて、現業をやりながら別のところに移すという場合には、そういうことが必ず必要なのだと思います。

だから、最長で10年はかかると。それを一年でも早くするという考え方が必要なのかなと思うのですけれども、ここである言うのは、横瀬町がどこに造ってほしいと言えませんので、来たときに、まずは横瀬町がどのように対応するか。横瀬町が、地域医療体制の対応に対する横瀬町自身の、住民、執行部もそうですけれども、議会もそうですけれども、住民の方々もそうですけれども、その合意形成というのを、こちら準備しておかなくてはいけないかなと思います。その合意形成には、いろいろな方法があると思いますけれども、議会は議会で考えようかということもありますけれども、その辺を町長はどういうふうにお考えでしょうか。

それと、もう一つ、地域医療連携推進法人、僕もまだかじりで、ちゃんと勉強し切っていないのですけれども、いろいろ読んでいくと、病院、医療機関、介護機関、福祉機関、そういうものが参画して法人格ができるということなののですけれども、23年の法改正で個人病院も条件付で加入できると、社員になれるというようなことで、以前はなれなかった。それがちょっとということなののですけれども、こういう地域でいくと、やはり狭いですし、構成要員も少ないわけですから、横瀬町に関すると、ではその地域医療連携推進法人に入れる団体とか、個人がどれぐらいあるかということ、行政が関わる部分というものもあるのだと思うのですけれども、法人格を持っている病院は、要するに病院はないわけですね。あるのかな、1

つはあるけれども、ただいわゆる病床を持った病院はない。

だから、ではどうしたらいいかというと、秩父市から依頼があったり、あるいはこちらから積極的にとは問わず、市立病院を建て替える、あるいは新しい組織にするという場合に横瀬町も参画して、参画を頼まれるのではなく、参画できないかということも必要になるのではないかな。そうすると、行政体としての法人格、病院の担い手として、地域医療連携の中に組み込まれるということなのかなと思います。

だから、何も広域かといっても、広域市町村圏組合の中の一部にするということではなくて、これはすごく専門性が高いから、別の法人格を持たせるとか、あるいは連携法人でやると。そうすると、小鹿野町の今の病院、小鹿野中央病院もそのまま、その法人に参入できるわけですね。するかしないかは小鹿野町が決めるわけです。

だから、横瀬町は、そういう公立の病院を持っていないから、とりあえず秩父市と連携しながらやらなといけないということだと思うのです。この医療法人推進について、勉強の緒に就いているということですね。だから、それを議員もそうですけれども、そういう勉強会なり、そういうことを企画したらどうなのかなと思いますが、ぜひ執行部のほうで、これをやるかやらないかは別ですけれども、知識として、そういうことが聞けるような機会をつくっていただけないか。この2点の質問をお願いします。

○向井芳文議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうからご質問いただいた2点に関して答弁させていただきます。

まず、市立病院に関して、今はどういう状況で、横瀬町としてということなのですかけれども、まず今、健康子育て課長が答弁させていただいたのが、公になっている今の状況です。やはり1つは、時間軸は、かなり当初想定では厳しいと思っています。これは令和8年に設計発注、令和11年、工事発注というのはかなりタイトです。これは単純な建物を造る話ではなくて、やはりソフトの検討が、かなり大事だし、あと場所によっても、もちろん違う話なので、これはそもそもの想定が、かなりきつ過ぎるかなという印象を持っていて、なかなかこれではいけないだろうなと思っています。

では、今どんな状況かというと、公に言えるところは、幾つかの候補地があって、それを基に検討が進んでいるということなのですが、抽象的にしかお答えできないのですが、今の議論の方向は、私は横瀬町にとっては、感触としては、まあまあいい方向で議論が進められ始めているかなという感触を持っています。

市立病院のことの難しさというのは、大きく2つあって、1つは、これは秩父市の話です。一義的には秩父市さんがやる話でありますので、まずはどうしても入り口は受け身にならざるを得ないということ。とりわけ経済的負担のところが、かなりやはり重たい話ですので、難しいかなというのが1つと、あと広域でも市立病院の広域化というのは、テーマとしては、議員さんの質問でも出されたことが、広域議会でもあったりもするのですが、そういったことを考えるに当たっては、今、経済的負担の問題、秩父市さんの病院のという問題と、あとはやはりこれに関しては、医療に関しては、1市4町で、それぞれ立場が全然というか、違うというところなんです。なので、なかなか今までやってきた1市4町の連携のようにずっと何か一緒にというふうには、なかなかならない問題だというふうに思っています。

そういう中では、しばらくは秩父市の議論を見守るというのがスタンスなのですが、あまり悲観しない
でいいかなと思っているのは、2つ観点があって、1つはコミュニケーションがちゃんと取れているとい
うことと、市長が考えていることと自分の考えは、それほど相違がないと思っているということが1つ。

2つ目は、やはり基本的には、横瀬の立地を考えると、秩父市、とりわけ秩父の旧市内と横瀬はほぼ
条件、病院に求める条件、あるいはこんな病院だったらいいなというのは、ほぼほぼリンクすると思っ
ています。だから、旧秩父市内の人たちが、こういう病院にしたい、こうあってほしいという病院と横瀬
町民がこうありたいというのは、基本的には同じような形になるのだろうというふうに思っていますので、
その2つをもって、あまり悲観することなく見守り、コミュニケーションを取って、言うべきことは言っ
ていきたいというのが今のスタンスです。

これが1つ目で、もう一つが地域医療連携推進法人なのですが、私は常々定住自立圏の会議の場でも、
あと医療協議会の会議の場でも、秩父地域の医療の中長期的な問題を何とかするためには、地域の医療資
源を一番効率よく組み合わせてシェアする仕組みが必要である、それを検討する必要があるということは
前々から申し上げてきました。

地域医療連携推進法人については、まさにそれが具現化するような形だと思っていますので、やはりし
っかり検討していく必要があろうかなと思っています。そういう中で、一義的には、定住自立圏ですね、
定住自立圏にのっけて、みんなで議論するのが、行政の対応の形としては、一番しっくりするなと思っ
ていますので、そこの問題意識は1市4町で共有させていただいて、住民の皆さんや、あるいは議員の皆さ
んの勉強会だとか、周知の機会だとかというのは積極的につくっていききたいなというふうに思っています。

以上です。

○向井芳文議長 再々質問はございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 地域医療連携推進法人の場に、これもかなり前に、こういう構想が出てきたのです。

当初は、そんなになかったのですけれども、僕が調べた時点では2年目かな、30団体ぐらいですけれども、
今年の令和7年7月1日で57、ここのところ多いのです。埼玉県は上尾に1つあります。上尾に1団体。
やはり北海道だとか、大阪も多かったかな。やはり小規模な地域の連携というのですか、連携のエリアを
決めて計画書を作るみたいですから、これは強制ではなくて、ある程度合理で、そこにエリアの中で加入
したい人はするということですから、やはり加入団体の自己判断になると思うのです。垣根を国が取りな
がら設定している法人だと思います。

町長が言ったように、これは本当に今のニュアンスで言うと、僕もうれしいなと、答弁ですけれども、
相手が主体的な考えのほうですから、今後横瀬町の執行部自身の考えが、僕個人的にも考えはある。そん
な会議はしていないと思いますけれども、情報共有だとか、そういうことがあったら、今後なるべく早く
決めなくてはいけない。相手に言われたときに、こっちがうまく対応しなくてはいけない。だから、逆に
言うと、概算でどれくらいのお金がかかって、何%ぐらいの出資率になったかとか、そういうことをちゃ
んと検討しておく必要が僕はあると思います。

公立病院に参入できない、やはり無理なのかなとなったときに、開業医の数が横瀬は少ないわけです。
人口が減っていくから、昔のことを思えば、個人診療は大越医院ぐらいしかなかったのだから、いけるの

ではないかという話になってしまうのですけれども、その頃の医療ニーズというのと全然違いますよね。

だから、その辺を、やはり例えば今日の新聞かな、埼玉新聞に、大滝の国保の診療所がありますよね、そこで何かイベントをやって、埼玉医大かどこかの医大の研修医が10人くらい来て、地域の人の健康相談とか、いろいろしましたみたいなことなのです。

だから、僕が議員になった、20年前くらいになるかな、十何年前に西会津町に行ったのです。そこは開業医がゼロだったのです。そこは福島県立医大だったか、東北大の医学部だったか、週に3回くらい診療所を開いてやる、それに来ていたという例を見ました。

無医町なので、結構過疎的な手当てというのが多くて、電話回線で全部老人に基礎的データが、そこに送られるようなシステムにその当時なっていたのです。すごいな、横瀬でもあればいいなと思ったけれども、やはり補助事業が全部できていたのです。

だから、横瀬町はいろいろな面で、経済的にも中途半端なところなので、そういう逆に何もないところに補助がついてできるのだなと、そのときは思いましたけれども、いずれにしても、町長には積極的に、内心積極的に、相手に失礼にならないようにやってもらって、僕も定住自立圏の中で、水道の広域化もそうでしたけれども、どうでしょうかというのがいいのかなと思います。

だから、内心、僕やきもきしていて、どういうふうに持っていくのだろうというのがあるので、ぜひ市長さんと個人的にでもいいですから、よく話し合ってもらいたいと思います。この件は、これで結構です。答弁はいいです。

○向井芳文議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、環境教育についてに対する答弁を求めます。

教育長。

〔山中正広教育長登壇〕

○山中正広教育長 質問事項2について答弁させていただきます。

まず、要旨明細(1)、小学校・中学校での環境教育の現状についてですが、当町の小中学校では学習指導要領に基づき、各教科や総合的な学習の時間を通じて系統的に環境教育を行っております。

小学校では、社会科、理科、生活科といった各教科での取組に加え、体験活動を重視した指導を展開しております。

特に総合的な学習の時間では、3年生「しいたけづくり」、4年生「横瀬川調査」、5年生「米づくり」などの活動を通じて、身近な自然環境の大切さを実感する機会を設けております。これらの活動を通して、子供たちは、よりよい環境づくりや環境保全に配慮する態度を育てております。

中学校では、社会科、技術・家庭科、国語科などで、地球温暖化やごみ問題といった環境課題を多角的に考察する指導を行っております。

今年度から始まった総合学習の「YOKOゼミ」では、36名の生徒が「自然・環境」をテーマに探究活動を進めており、この秋には町長への提言を予定しております。

大滝げんきプラザでの宿泊学習では、森林浴登山やまき作り、間伐体験などを通して、持続可能な林業の未来について考える機会を設けております。

また、小中学校共通の学びの場として、NPO秩父百年の森の協力の下、「秩父の森のおくりもの」と

いう授業も実施しております。子供たちは、森が持つ様々な役割を知り、ふるさとのすばらしさを再認識しています。

このように横瀬町の豊かな自然環境を生かし、地域の方々と連携しながら、実体験を伴う環境学習を積極的に取り入れております。

次に、要旨明細（２）、今後の展開をどのように考えているかについて答弁いたします。今後の展開といたしましては、ＳＤＧｓの視点を踏まえ、環境教育を「持続可能な社会づくり」へとさらにつなげていくことが重要と考えております。

具体的には、１つ目には、学校給食へのジビエ提供から子供たちの「食」と「命」、また持続可能な食の循環について考える機会を増やすこと、２つ目に、地域資源を生かした探求的な学習の推進、３つ目に、ＩＣＴを活用した国内外の学校との交流を通じ、地球規模の環境課題への理解を深めることなど、「自分ごと」として考えられる環境教育について研究してまいりたいと存じます。

町といたしましても、学校と地域・行政が連携し、子供たちが「自分たちの学びや行動が未来をつくる」という実感を持てるよう支援してまいります。こうした取組を通じ、横瀬町から未来を担う持続可能な社会の担い手を育成していけるよう努めてまいります。

また、社会教育における環境教育の今後の展開として考えられることは、環境教育をより効果的に展開するため、行政だけでなく、地域のＮＰＯ、企業、そして各学校との連携をさらに密にいたします。それぞれの団体が持つ専門的な知見やノウハウ、人的資源を共有し、横瀬町ならではの特色を生かした質の高いプログラムを共同で開発・実施していくことも可能性としては考えられる展開かと捉えております。

具体的には、現在ある「花咲山公園」は様々なボランティアの皆様を支えられておりますが、自然環境の整備という視点では環境教育につながるものと認識しております。

いずれにいたしましても、これらの取組を通じて、横瀬町の恵まれた自然を未来の世代へと引き継いでいけるよう今後も努めてまいりたいと存じます。

以上、答弁いたします。

○向井芳文議長 環境課長。

〔久古 武環境課長登壇〕

○久古 武環境課長 環境教育の中で、環境課における今後の展開について答弁をいたします。

当町における環境施策につきましては、ちちぶ定住自立圏の１市４町で、ちちぶ環境基本計画を策定しておりまして、この計画に基づき、秩父圏域における環境問題に対応した具体的な施策を横断的に実施している状況でございます。

その中で、本日はごみ問題に絞って答弁させていただきます。このちちぶ環境基本計画の中では５つの環境目標が設定されておりまして、その中の一つに「資源環境」として「資源の循環に取り組む、環境負荷の少ないまち」という環境目標が掲げられており、さらに個別目標として「ごみの減量化の推進」、「ごみの適正処理の推進」が掲げられております。

これに基づく当町の取組としましては、秩父広域さんと連携して、可燃ごみ、不燃ごみの収集のほか、瓶・缶・ペットボトル・金属製品など、資源ごみの分別収集を促進するとともに、廃食用油の回収に努めるなど、ごみの分別を徹底し、再生利用による資源循環に努めております。

令和7年度より、環境課ができて、少しずつ新しい事業の準備を進めている状況でございますが、「環境教育」という面で考えますと、この9月以降集中して住民に周知・啓発を行っていききたい施策として、秩父広域さんで配信が開始されております、「さんあ〜る」というごみ分別アプリがございます。このアプリの活用を住民の方に周知・啓発を行いまして、環境教育における資源循環への理解を深めていただきたいと考えております。

その理由でございますが、住民の方から環境課への日常的な問合せとしまして、ごみを処分したいのだけれども、そもそもごみステーションに出せるのか、出せないのか。あるいは出せるとしても、可燃、不燃、資源ごみのどれに該当するのか。また、ごみステーションに出せなくても、環境衛生センターに直接持ち込めば処分してもらえるのかなど、日々の業務の中で多くの問合せをいただいております。それらのお問合せに対しましては、環境課の担当者が相談内容に応じてご案内をさせていただいているほか、レアケースの場合には、秩父広域さんへ確認を要しますので、回答まで少しお時間をいただくようなケースもございます。

また、秩父広域さんのほうからお聞きした一例としましては、紙製のアイスクリームの容器がございしますが、紙製なので、住民の方は少しでもリサイクルに協力したいと考え、資源ごみに出される方がいるそうです。しかしながら、紙製のアイスクリームの容器は、防水加工が施されているため、秩父広域さんにおいては、リサイクルができない可燃ごみに分類されるそうです。今のは一例なのですが、実際のところ資源ごみの中にリサイクルができないごみが結構混ざっている状況にあり、取り除く作業に時間を要してしまうため、そういうケースを少しでも減らして、作業効率を上げていきたいという狙いもあるそうです。

このアプリでは、お住まいの地域に合わせてごみの収集日をお知らせしてくれる機能のほか、ごみ分別帳の機能により、約2,560項目、非常に細かく品目が登録されておまして、住民の方が品目を検索していただくことで、「可燃・不燃・資源のどれに該当するのか」、「どのようにして出せばよいのか」などについて、事前に確認することができますので、ごみの適正処理に係る分別をさらに進めていくことができるものと考えております。

当町におきましても、住民の方に対する環境教育における資源循環の意識づけをより一層進める上でも非常に有効な施策の一つであると考えておまして、大人の方はもちろんですが、ごみ出しの手伝いをする小中学生など、スマートフォンをお持ちの方は誰でも簡単にご利用ができます。

先ほどのアイスクリームの容器（紙製）というものも、そのまま登録されておまして、いろいろな品目が検索できますので、ぜひこちらのアプリをご活用いただきまして、資源循環に対する理解を深めていただきたいと考えております。

今回、各市町の広報9月号にて1市4町一斉に住民へ周知するとともに、秩父広域さんにおきましても組合ホームページ、公式X、ちちぶFM等で継続的な周知を予定しておるそうでございます。秩父圏域の1市4町が協力して取り組んでおります施策でもございますので、議員の皆様におかれましても、ぜひ横瀬の町民の方への周知にご協力をお願いいたします。

以上、答弁させていただきます。

○向井芳文議長 再質問はございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 持続可能な社会ということを公約して、それは環境教育の柱になっているということですが、僕も勉強不足で、いろいろ今回改めて調べたのですが、環境省のパンフレットの説明で、持続可能な開発ということをやっています。

直面する環境、経済、社会に関わる様々な問題を解決し、世界中の人々が将来の世代を含むみんなが安心して暮らすことができるまちをつくるために社会的構成や自然環境の共生を重視した開発の在り方を示す概念ですということなのです。

実は、今言ったようなことを実際にいろいろな仕組みづくりをしたりするには、やはり人づくり、教育が必要だということで、持続可能な開発のための教育ということで、E S Dですね、これは多分エデュケーション・フォー・サステナブルディベロップメントということなのですが、日本では持続可能な社会のための教育ということに置き換えているそうです。

だから、社会の様々な課題に向き合い、よりよい社会をつくっていく力を育むことが目標で、したがって子供だけが学びの主体として想定されるわけではありませんが、課題を生み出してきた歴史や構造云々って書いてあるのですが、問題解決に向けて取り組んでいく共同プロセスと、持続可能な社会のための教育というのは。

これは、やはり人づくりから始まりますよということですので、問題を提起して、その問題に対して、問題意識を持って、そして自分で答えを出す、そういう主体的に経験して答えを出すということで、教育長が言ったような内容が既に含まれています。

だから、いわゆるパートナーシップということでしょうけれども、今までもE S Dの社会づくりの教育という中に、実はそのエッセンスが、もう既にあるということなのです。それは教育長が言っている、各地で推奨されている環境、福祉、健康などをテーマとした総合的なまちづくり、学校、地域の連携を進められている総合的な学習などは、まさにE S D的な実践とも言えるでしょうということなので、カリキュラムの中に、それらも当然こういう思想が組み込まれているということは再認識しました。

それで、環境教育、開発教育、多文化共生教育、福祉教育、人権教育、平等教育、ジェンダー教育などの分野で社会的な課題に関わる様々な学びが進められ、これらの教育学習活動は多面的な物の見方やコミュニケーション能力などの育みたい力、参加型学習や合意形成などの学習方法、そして共生や多様性の尊重、人間の尊厳といった価値観などを共有しますということなので、ここに目標、価値観が、E S Dの流れがあるということをパンフレットの中で書いてあるそうなのですが、いずれにしても鉄は熱いうちに打てということで、我々の年代になると、面倒くさいから、駄目だと思ってやってしまうということなのですが、これはすごく必要なことなのかなと思います。

もう一つ言うと、環境による革命の時代だと言っています。今まで産業革命の後に物質的なものを豊かにするというので、その根幹の下に教育カリキュラムというのはできていたのですね、発展とか、進歩とか。でも、その産業文明の基盤の上になったものが、実はそれとアンチの形で環境革命が出てきている。

当然文明の転換点、これはかなり前から、もう20年くらい、二、三十年前からそうなのでしょうけれども、そこから教育の在り方というか、教育の主たるもの、主眼になるものを変えなくてはいけない、変えざるを得ないということらしいのです。僕も何となくそう思います。

だから、大量生産から大量消費という時代ではなくなって、その逆のものになっていくのかなという、

その歴史的転換、文化的転換、そういうところに立っているということなのです。だから、逆に実は環境教育が、その柱になるものを、実は手探り状態で探っていくのではないかなというような気がします。

ですから、そこを主眼にして、今、教育長の話を知ると、いろいろカリキュラムの中に織り込んでいるということが実際分かりましたので、ぜひこのまま進めていきたいと思います。

1つ、これで終わりにしますが、紹介したいものがありまして、英国のアッシュレイスクールによる学校丸ごと気候変動アクションという流れなのです。これは公立高校なのです。4歳から11歳というので、4歳からというので、びっくりしてしまったのですけれども、540名の学校で、実は学習の大きな特徴はサステナビリティと当町が言っている幸福、ウェルビーイングに焦点を当てて、人間と世界の関係性を学べるようにということで、7つのハーモニーの原則によって支えられたものです。この7つのハーモニー原則は、学校の理念として掲げられ、全てのカリキュラムの中で織り込まれています。

カリキュラムの構成にも特徴があり、各学年に学期を通して問い、学年の学期を通した問いと、それと週ごとの問題、問いが設けられ、授業を行う上での問いを大切にしていますということで、問題提起で、それを再認識するという。それにどういうふうに答えて、いろいろ過程はありますけれども、解決策を出すという、回答を出すということなのだと思います。

7つのハーモニーというのをちょっと読みますので、それで終了にしたいと思いますので、質問ではないので、申し訳ないですが、1が循環の原則、英語は略しますが、自然界の循環は持続可能性の最もよい見本となります。食の連鎖とか、いろいろ、物質の循環とか、そういうことだと思うのですが、相互依存の原則、自然界の全てにつながりがあり、互いに支え合っています。これは人間社会もお互いもそうだと思うのですが、幾何学の原則、これはよく分からないのですが、自然の織りなす幾何学模様は、私たちの身の回りの至るところにあります。思い出すと、森林の植えたり、パッチワークみたいなものがありますよね、模様が。植林したり、切ったり、伐採するということ、幾何学模様になるのですが、そういうことが、いろいろな部分にある。

多様性の原則、多様性は個人を輝かせる力で、レジリエンスを目覚めさせます。

適応の原則、地域社会の知恵や文化へ適応することは生き、繁栄する上で重要です。

健康の原則ということで、個人としての健康と社会としての健康、双方がよい状態、ウェルビーイングであることが大切です。

ひとつの原則ということで、1つの母なる大地の上で私たちはつながっていますという、こういうことが学校の理念として掲げられているというので、すばらしいなと思って感激したのですが、日本も、もともと和の精神とか。だから、物のつながりというのが必ず循環しているということなので、ぜひ横瀬町も、そういう観点でやっているのだなということを再認識してやってもらいます。

それと、2つだけ、終わりと云ったのだけれども、こども環境白書というのを前の教育長のときも質問したのですが、あるのです。結構細かく出ています。環境白書は毎年出ているのですが、こども環境白書というのは、調べると出てきますけれども、アウトもできます。これは2019年が最後なのです。5年ごとぐらいにしか出していません。ぜひそういうのもあるということを教えてもらいます。

それと、もう一つは、あと2つですね。もう一つは、ごみの問題、今、課長は言いましたが、実は町長が管理者になったので、実は前にも言ったのですが、クリーンセンターは、すごく重要だと

思うのです。クリーンセンターの社会科見学というのは横瀬だけしていないのです。名簿があるのですけれども、言うとなあれなので、後で教育長に渡しますけれども、前に僕が、五、六年前指摘したけれども、ないのです。これはいろいろあるのですけれども、小学校4年生が対象です。結構郡部の人はみんな行っています。後で渡します。

ぜひいろいろ計画を立てるのは大変でしょうけれども、ぜひ実施してもらって、どういうふうにごみが処理されているのか。特に売電していますから、電気を起こして売っているのですよという、そういう実際の秩父でやっている循環ですので、ぜひ。

それと、もう一つは、環境教育で、これは文科省のあれですけれども、ここに教職員と環境教育、学習推進リーダー養成研究というのがあります。本研修は、持続可能な社会の構築を目指し、さらにSDGsという世界共有の未来の価値を相互に磨き合う共創を通して学校や地域における質の高い環境教育・ESDを実践・推進するリーダーとなる人材を育成していくことを目的に開催しますと。だから、これは別に教員だけ、これは教職員、文科省だから教職員なのですけれども、ぜひこういうものがあるということなのです。

それと、環境のための地球学習及び観測プログラム、GLOBEというのがあるけれども、学校を基礎とした国際的な環境科学のプログラムですというので、これはネットで出てきます。文科省のほうで環境教育という、これは出てきますので、ぜひこういうものがあるので、こういうものも研修として利用して、今、最先端でどういうことをやっているかというのを認識することも必要だと思うので、ぜひ一応情報提供なので、やってみたらいいかなと思います。

これで私の一般質問は終わります。答弁はよろしいです。

○向井芳文議長 以上で10番、関根修議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時32分

再開 午前 2時49分

○向井芳文議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○向井芳文議長 ただいま一般質問中でございます。

次に、7番、新井鼓次郎議員の一般質問を許可いたします。

7番、新井鼓次郎議員。

〔7番 新井鼓次郎議員登壇〕

○7番 新井鼓次郎議員 7番、新井でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問いたします。

私の質問は１として、森林整備の取組についてと、２として、地下シェルターの整備についての２点についてであります。

まず、質問１、森林整備の取組についてお伺いします。横瀬町は、面積の約80％が森林であります。森林は全て民有林で、杉、ヒノキを主体とした人工林面積は2,667ヘクタールあり、人工林率は66％となっています。このうち伐採適齢期の森林が2,001ヘクタール、約75％と多くを占めており、木材供給体制の整備が望まれていると平成30年の横瀬町森林整備計画に記されています。

その後、伐採適齢期の延長見直しや計画により伐採も進んでいるので、この比率は変わっているかもしれませんが、森林が抱える問題は残っています。

経済的側面では、木材価格の長期低迷により、切って出しても収支が合わないため、個人の小規模森林所有者は抜期を迎えても手をつけることができずにいます。

しかしながら、今年、秩父ミュージックパークで行われた全国植樹祭で大野知事は、「活樹」という言葉を用い、木を下流でも生かす取組を進めると発言されました。下流というのは、都市部という意味であります。都市部での消費を活性化させるというような意味であると思われます。

森林環境譲与税もありがたい施策であると思われます。これらの好条件を有効に活用し、町が率先して森林開発に着手し、個人所有者を巻き込んで、未来の横瀬町をつくっていくことは大変重要であります。

そこで、（１）として、森林環境譲与税について、幾ら入って、何に使ったか、お伺いします。森林環境譲与税は、市町村の森林整備の財源として、令和元年度から基準を設け、案分して譲与されています。また、森林環境税は令和６年度から国税として１人年額1,000円を市町村が賦課徴収しています。この税は、法に基づき市町村においては、間伐等の森林の整備に関する施策、人材育成としての担い手の確保、木材利用の促進等の森林の整備の促進に関する施策に充てることとされています。有効に余さず活用してほしいものですが、いかがでしょうか。

次に、（２）として、町有林の今後半世紀を見据えた運用についてお伺いします。横瀬町森林整備計画では、自然林広葉樹林として残す区域や伐採して経済活動に充てる区域等が示されており、基本的な指針は示されています。この指針を尊重しつつ、森林環境譲与税があるうちに思い切った整理はできないでしょうか。

抜期を過ぎた木は大木となり、CO₂吸収量も減り、災害時の地滑りや倒木の危険も増大します。皆伐して利用価値のある樹木に植え替え、杉やヒノキだけでなくとも水の浄化、水源確保の観点から見れば落葉樹などもよいと考えられます。入山困難な区域では自然林に返すこともよいかもしれません。森林を若返らせ、安心できる横瀬をつくっていただきたいが、いかがでしょうか。

次に、（３）として、活樹につなげる、切って使って植えて育てるための人材の育成についてお伺いします。最近、林業を志す若者が出てきたと伺っております。林業を志す人のための補助金支援や技術研修のため、秩父広域森林組合に派遣している方もいるとのこと。志のある方を育て、横瀬に定着してもらうためにも補助金だけでなく生活していけるだけの収入分の仕事をつくってあげる必要があります。町有林の若返り整備を委託し、長期にわたる管理業務をつくることはできないでしょうか。

次に、（４）、CO₂排出権取引の考えについてお伺いします。地球の大気中のCO₂濃度は上がり続けています。森林で吸収しても化石燃料による排出の増加が早いため、このCO₂濃度が上がり続けていると

考えられています。企業や自治体では温室効果ガスの削減に努めているようですが、目標達成は難しいようです。

温室効果ガス排出量の上限枠を超えた企業は、超えた分を削減した企業や団体から権利を購入して賄っているようです。横瀬町有林ではCO₂を吸収しているわけですから、その分を企業に販売できないでしょうか。

また、この温室効果ガス削減のため、植樹活動をする企業もあるようです。伐採跡地を企業に貸し出し、企業名をつけた森とし、企業の方が植樹や手入れを行うことで、森林整備のみならず都市部から人を呼び込む持続可能な町として活性化ができると考えていますが、いかがでしょうか。町の考えについて伺いたいと思います。

次に、質問2に移ります。今年5月の新聞報道で、政府は武力攻撃から避難する国内の地下シェルターの収容人数を1,000万人分に倍増させる。一時避難に活用できる商業ビルや地下駐車場といった既存施設の洗い出しを急ぐ。2025年度中に実施方針をまとめ、地方自治体の指定を促すとありました。

シェルターを整備することで、相手国に武力攻撃を思いとどまらせる拒否的抑止力向上の考えもあるようです。北朝鮮のミサイル発射実験、台湾有事の懸念、ロシアのウクライナ侵攻等世界の情勢不安が心配される中、横瀬町の対応をお伺いします。

まず、(1)として、検討したことなどないと思いますが、町の考えをお伺いいたします。

次に、(2)として、地下施設を持つ企業との連携をお聞きしたいと考えましたが、何もない横瀬町に都合のいい施設はないと思われます。鉄道のトンネルや武甲山の坑道が思いつきましたが、発射確認から着弾までの時間では移動はできません。となると、心配される方は個人で地下シェルターを設置するか、使い捨ての防護服を備えるのではないかと考えられます。

シェルターは坪単価300から400万円、防護服は1万円程度からあるようです。こんな想定は無用なことで個人的には考えておりますが、新聞報道で気になっている人もいるかもしれません。横瀬町は田舎だから飛んでこないと思いますが、自治体の対応を要求された場合、購入の補助等を含め考えられるか、お伺いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○向井芳文議長 質問1、森林整備の取組についてに対する答弁を求めます。

振興課長。

〔浅見 聡振興課長登壇〕

○浅見 聡振興課長 それでは、私から質問事項1、要旨明細(1)、(3)、(4)について答弁をさせていただきます。

初めに、要旨明細(1)でございます。森林環境譲与税は、温室効果ガスに係る排出削減目標の達成と災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年3月に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が成立し、創設されたものであります。

当初、国の財源は、先行的に借入金で充てられておりましたが、その後、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、令和6年度からは国民が森林環境のための財源として年額1,000円を税として負担するものとなっており、一般財源としての性質を持ちながらも、目的税的な性格を持つ国税

となっております。

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条では、市町村における森林環境譲与税の使途が明確に規定されております。そのため、国から譲与された資金については、この法律の規定に基づき適正に森林整備等に使用することが義務づけられております。

ここで森林環境譲与税の収支について、国から譲与を受けた額と使用内容について説明をさせていただきます。まず、令和元年度の初年度につきましては、国から379万8,000円の譲与を受けております。令和2年度は807万4,000円、令和3年度は808万5,000円、令和4年度は1,006万4,000円、令和5年度は同額の1,006万4,000円、令和5年度は1,384万4,000円と、この6年間で合計5,392万9,000円の譲与を受けたこととなります。

これに対し、譲与税の充当、使用内容ですが、法律に規定の間伐などといった森林の整備に関する施策については、全体の44%に当たる約2,400万円を活用しております。具体的には、町有林の間伐整備及び作業道の開設、森林クラウドシステムの導入及び保守費用、危険木の伐採に係る補助金、1市4町で構成する森林整備や森林集約化に係る意向調査を行うための秩父地域森林林業活性化協議会への負担金などといった事業に譲与額を活用しております。

また、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保の施策については、全体の13%に当たる約700万円を活用しております。具体的には、秩父地域森林林業活性化協議会を通じた小規模林業事業者への支援補助事業に係る負担金、林業に携わる地域おこし協力隊員の林業研修費、資格取得費などに活用しております。

次に、木材の利用の促進の施策については、全体の6%に当たる約330万円を活用しております。具体的には、令和3年度における横瀬小学校校舎建築に係る間伐材の使用、地域材を活用した木工製品や看板の製作等に譲与額を活用しております。

これらが森林譲与税の主な充当、使用内容となっておりますが、このほか森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条第1項に規定する森林の整備及びその促進に関する施策に要する今後の費用の財源に充てるため、ある程度まとまった事業費が必要となりますので、横瀬町森林環境整備基金として毎年度予算に定める額を積み立てしております。

今後とも、森林環境譲与税につきましては、有効に活用してまいりたいと思います。

続いて、要旨明細（3）について答弁をさせていただきます。横瀬町では、地域おこし協力隊制度を活用し、様々な隊員が町内において活動しております。中でも地域内林業への従事を目的に、令和4年度には1名の協力隊員を採用いたしました。

当該隊員につきましては、秩父広域森林組合への団体受入型で林業に従事しておりましたが、令和7年3月31日をもって任期を迎え、退任となっております。また、令和7年7月1日からは、新たな協力隊員を1名採用し、同じく秩父広域森林組合において団体受入型として林業に従事しております。

先ほど要旨明細（1）において説明させていただきました、森林環境譲与税につきましては、法律の規定により譲与税の使途について制限がかけられておりますが、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保に係る施策についての規定がございます。そのため、協力隊員の研修費、資格取得費等に資金を活用し、人材の育成を図っております。

さきに退任された協力隊員につきましては、必要な研修等をしっかりと受講し、現場での経験を通じて

町内の林業経営体に就職しております。また、同じ林業経営体の下には、令和7年7月から新たに研修生が1名増え、業務に当たっており、全国的に林業従事者が減少を続ける状況において明るい兆しとなっております。

森林作業については、専門的な作業に係る知識や技術の習得、また厳しい条件での作業等から、近年は後継者不足により衰退傾向にありました。しかしながら、森林の持つ公益的機能の重要性から、荒れた山々の状態を整備していくことは必要なことであります。町としても、森林整備に係る施策を展開していくことが求められておりまして、また単独での事業実施が難しい場合は、広域的な取組で事業展開を図ることが必要であります。

町または広域での取組により、事業展開を図っていくことで、町内林業経営体の活動する場を確保し、若い林業従事者が技術を習得し、経験を積み上げていくことで、次の人材へ継承していける体制づくりを進め、持続的な人材育成ができればと考えております。

今年の5月に実施されました、全国植樹祭において大野知事も提唱されておりました「活樹」について木を切って使うということでございます。伊奈町との未来につなぐ森づくり連携協定においては、森林環境譲与税を活用し、令和8年度以降、伊奈町庁舎建て替えに係る木材に町有林の木の活用が予定されております。公共事業においても、地元の木を使うように搬出できる体制を整えば、林業経営体の活動する場が広がるものと思われます。

また、町有林の整備を考える上で、必要な間伐、間伐した木材の活用等に当たり、経験を積んだ町内林業経営体が携われることができれば、町内林業の持続的な発展につながると考えられます。これについては、環境部署と調整して考えていきたいと思っております。

伊奈町との連携協定に係る事業については、当該協定等の規定に基づく森林整備に係る計画に基づき予定どおり進めております。また、東京都足立区と秩父郡市1市4町で締結した、足立区と秩父地域自治体との荒川治水向上の連携協力に関する協定についても、令和6年10月から連携協力に係る事項が進められております。

林業に係る施策は、森林環境譲与税の関係もあり、様々な展開が期待されるところであります。今後、町としても、または広域の体制により、若い林業従事者を確保し、育て、活動できる場の創出ができるような展開を積極的に考えてまいりたいと思っております。

続いて、要旨明細（2）について答弁をさせていただきます。林業におけるCO₂排出権取引は、森林が吸収する二酸化炭素量を国や県が認証して排出量と相殺する仕組みであります。森林施業側は、森林の適切な整備を行うことで、その吸収量を排出権として活用でき、収入を得て、地域の森林保全につなげることができます。

一方、企業などは、排出権を取得することで、自らの環境対策に役立てていくことが可能となります。このことから、この制度は持続可能な森林整備に有効な仕組みであると考えられております。

本町では、伊奈町と締結した未来につなぐ森づくり連携協定に基づき、伊奈町が費用を負担し、本町が森林整備を行うことで、得られた二酸化炭素吸収量について、埼玉県の認証を受け、伊奈町のCO₂排出量と相殺する仕組みを取っております。これにより令和6年度は大字芦ヶ久保南沢の町有林において1.8ヘクタールの杉の間伐により年間7.6二酸化炭素トンの吸収量が認証されております。

一方で、国のCO₂排出権の取組については、本町単独の森林面積では十分な規模を確保することが難しいことなどから、広域的な取組が、より望ましいかと思われます。

現在、森林管理などによって削減されたCO₂排出量や吸収量をクレジットとして国が認証するJクレジット制度の活用可能性について、広域森林組合ではJクレジット仲介業者と協議を進められているとのことでもあります。町単体としてでなく、秩父地域全体における林業の持続可能性を高めていくことは必要なことですので、広域森林組合で進められている、このような体制については、町としても積極的にバックアップしていくことが必要かと思われます。

また、森林伐採跡地の企業への貸出しに伴う施策の実施でございますが、現在、町の区域では、実施主体が横瀬町ではありませんが、大字芦ヶ久保地内、森林管理道丸山線沿いにおいて、一般社団法人埼玉県トラック協会と埼玉県農林公社、そして埼玉県の3者において埼玉県森林づくり協定を締結して、森林整備活動を実施しております。

これは、埼玉県農林公社が管理している森林について、トラック協会側が資金を提供して、農林公社が発注した事業について、事業者が間伐等を実施することで、森林の持続可能な管理運営を行うものであります。これについて埼玉県トラック協会は、社会貢献活動を実施し、伊奈町と横瀬町との関係のようにCO₂削減に係る認証を受けているものであります。

これらの取組は大変有効であり、企業としても実施に係る必要性を求めているかと思えます。今後、事業内等について調査研究してまいりたいと思えます。

私からは以上でございます。

○向井芳文議長 まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、私からは要旨明細（２）について答弁をさせていただきます。

まず、町が管理しております町有林の面積でございますが、大字横瀬には約47ヘクタール、大字芦ヶ久保には約91ヘクタール、合計約138ヘクタールとなっております。

このうち針葉樹の占める割合は全体の91.6％となっております。これらの樹木の林齢は、ほぼ50年以上となっており、中には100年を超える樹木も存在しております。

これらの町有林の整備につきましては、記録が残っていない部分もありますが、枝打ちや間伐などが進められている箇所が多く、主伐を待っている箇所も多く存在しています。

とりわけ、大字芦ヶ久保の南沢町有林は、町有林の中では搬出の容易な立地条件から、ご存じのとおり横瀬小学校の新校舎へ町産材を活用したことは記憶に新しいところでございます。

さらには、伊奈町との未来につなぐ森づくり連携協定に基づき、伊奈町から負担金を拠出していただきながら、現在この南沢町有林を整備している状況であり、来年度あたりから伊奈町の新庁舎へ横瀬町で育った木が活用される予定となっております。

このように町有林の一部は有効的に活用しているものの、まだまだ活用し切れていない状況となっております。

議員ご提案のように広葉樹を拡大していくことのメリットは承知しておりますが、現時点での針葉樹から広葉樹への転換は、針葉樹を有効的に活用している現状や財源確保の観点から、短期的に進めていくに

は、なかなか難しいと考えております。

今後は、今回の伊奈町との連携協定に基づく取組のように針葉樹の有効的な活用を進めていきながら、その一方で広葉樹への転換の時期や転換の方法などを研究、加えて森林環境譲与税の使途の調整など、長期スパンの中で針葉樹から広葉樹への転換を視野に入れた課題を整理しながら町有林を管理していければと考えております。

以上です。

○向井芳文議長 再質問はございますか。

7 番、新井鼓次郎議員。

○7 番 新井鼓次郎議員 ご答弁いただきまして、ありがとうございました。

森林整備について、着実にしっかりやっているということが、これで確認できました。その中で、少しだけ質問させていただきたいと思います。

まず、先ほどもありました、森林の転換ですね、着実に針葉樹から始めて研究して考えていくというご答弁でしたが、思い切って皆伐を考えて、負の遺産は早いうちに整理して、未来の50年先の横瀬の町民に負担をかけないというような大きな考えから、ここで思い切った計画を立てていただければいいかなと自分は考えます。

そういうことで、何年先に何をどうするという表のような大きな目標をつくっていただきまして、年度ごとに到達のマークを入れていただく、そうやって目に見える形で、森林整備はこういうふうに行っていますというのを、令和6年度から税を払っているわけですから、大体的にPRしていただいて、将来を考えているということ、取組を示していただきたい。

県に対して譲与税の使い方についての報告というのはあるのだそうですが、PDFを開いてみても、全国で載っているものですから、横瀬町が何をやっているかというのを探すのは相当苦勞するのです。ですから、横瀬町はこうですと、目標がこうです。50年先の横瀬の人たちが苦勞しないような大きな仕事をしていますというようなことをぜひ言ってほしいのですが、その辺についてのお考えをまず伺います。

そして、皆伐という言葉を使ったのは、仕事を継続してつくってもらいたいのです。せっかく若い方が定着しようとしている風土があるわけですから、この仕事を毎年これだけやりますというような目標値でも何でも、とにかく仕事があります。出します。委託しますというようなものをちゃんとつくってあげることで、仕事を志す方を支援する、それがサイクル、回り回って、切って、使って、植えて、育てる、そういう仕組みになってくるのだと思います。いずれにしても、今現在人材の育成を中心に考えたときに仕事がないという観点もありますので、こういう質問をさせていただきます。

それから、企業の森の考え方です。これも大変面白いことで、グリーンインフラ制度による活性化とか、空き家対策もそうでしょうが、都市部の方が横瀬町に来ていただける可能性をつくってあげれば、どんどん、どんどん活性化していくということも期待できるということなので、どのように募集するかとか、これから研究していただくことだと思いますが、他地域で、こういう実績があって、企業名をつけた森というのが見受けられますので、簡単には言わないまでも、ちゃんと装備をすれば、都市部の方が入山できるような比較的やさしい山がつくれましたら、そのような取組を考えていただけるとありがたいのですが、いかがでしょうか。

それから、4点目、CO₂吸収量の観点からも、老木は切って、新たに植えるのはありかなと思うのです、50年先に向けて。これは環境の話になってしまうので、まち経営課のご意見というよりも、環境課としてどのように見ているかというのを伺いたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

○向井芳文議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、答弁させていただきます。答弁漏れがありましたら、ご指摘いただきたいと思います。

先ほどお話いただいたように、皆伐して、思い切った町有林の転換をしていくということでございますけれども、先ほどお話いただいたように長期的に見て、いろいろ転換の方向だとか、そういった時期というものを考えていきたいということを申し上げたと思いますけれども、それを計画的に計画書というのでしょうか、計画づくりというのでしょうか、みたいに整理してやっていくことが可能かなというふうに思っておりますので、そういった研究をしながら整理をしていくということで、今考えているところでございます。

ですので、そういったことが、今、地域おこし協力隊や地域おこし協力隊を卒業されたOBの方も今林業に携わっていらっしゃる方がいますので、そういった方々の今後の仕事になるものというふうに考えておりますので、まずはそういった計画づくりというものを整理していくということを念頭に考えていければというふうに思っております。

○向井芳文議長 振興課長。

〔浅見 聡振興課長登壇〕

○浅見 聡振興課長 ただいまの再質問に答弁させていただきます。

まず、森林の皆伐ということでございますけれども、今、林業というのが、かなりいろいろ注目されておりまして、様々な形態が考えられておりまして、例えば自伐型林業とか、様々な形態がございます。その中で、町としても、今、森林整備については注目しておりまして、どのような形でやっていくかも研究しておりますので、その中で皆伐ということが出てくれば、それも考えたいということで考えております。

やはり森林につきましては、例えばここは人工林でちゃんと保存したほうがいい、例えばここは条件が悪いところだから広葉樹を植えていこうというようなすみ分け等もございますので、その辺は研究してまいりたいと思っております。

また、企業の森でございます。こちらのほうにつきましては、私のほうでいろいろ確認したところ、先ほどトラック協会のお話をさせていただきましたが、町内には、そのほか農林公社のほうで、トラック協会を含めて6者と実施しております。そちらにつきましては、同じように県民の森のほうで実施されているところでございます。いろいろ私のほうで確認したところ、ブリヂストンの森ですとか、その中ではエコピアの森ですか、そのように企業と地域住民が一体となって森林整備活動を行っている事例はございます。こちらについても、改めて町のほうとしても研究してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○向井芳文議長 環境課長。

〔久古 武環境課長登壇〕

○久古 武環境課長 CO₂吸収量の増加対策についてのご質問について答弁いたします。

まず、現在、経済活動と環境対策を両立させる仕組みとして注目されております、CO₂排出権取引の先進事例を見ましても、山間部の自治体においては、森林整備に基づく内容が多い状況でございまして、先進自治体においても、森林整備がCO₂吸収量の増加対策として有効な取組であると判断されているものと思われま。

環境課サイドで見ますと、水道事業は広域化されているのですが、現在も町内には6つの浄水場が稼働しております。当町としても、安定な水の供給を確保するために森林整備が非常に大事であると考えておりまして、間伐などの適切な森林整備を行っていただくことで、下草や低木が育ち、保水能力が高まりますので、水源涵養につながるものというふうに考えております。

そういったような中で、先ほど振興課長のほうから答弁ありました、伊奈町との連携協定に基づく森林整備や、現在、広域森林組合で協議が進められておりますJクレジットなどは、環境課といたしましても森林資源を活用した地球温暖化対策の有効な取組であると考えております。

そのようなことから、議員ご指摘のCO₂吸収量の増加対策として、森林を若返らせることが有効な手段であるという考え方が、当町や秩父地域のような山間地域における地球温暖化対策、またCO₂吸収量の増加対策としては非常に有効な手段であると環境課としても同じ認識を持っているところでございます。

答弁は以上とさせていただきます。

○向井芳文議長 再々質問はございますか。

7番、新井鼓次郎議員。

○7番 新井鼓次郎議員 ご答弁いただきまして、ありがとうございました。

森林の若返り、大変重要ではないかと思っておりますので、計画をよろしく願いしたいところであります。

それから、若い方を育てるというのは、やはり仕事があればということもありますので、若い方の志に希望を与えるような取組をお願いしたいと思っております。

その中で再質問なのですが、1つ、Jクレジット、これは広域森林組合等も考えていらっしゃるということだったのですが、広域森林組合にちょっとお伺いしたら、広域森林組合の保有する10町歩程度では話にならない。取引に値するCO₂吸収量の数値が取れないということで、単独では交渉できなかったと伺いました。

では、どのくらいかというと、最低でも30、普通考えて100以上というような考えでありましたので、民有林を巻き込むとか、いろいろな考えで進めていって、要は財源を確保して、若い方に回していただくというような取組ができればありがたいと思っておりますので、ここを検討お願いします。

最後に、町長に質問させてください。未来の横瀬町の人のために森林の整備というのは大変重要であると思っております。その中で横瀬町の発展のために人の出入りのための施策も必要でしょうし、環境を守るために、そこに従事する方の育成も大事です。とにかく途切れることなく、この施策を続けていただいて、町

の森林を若返らせるための考えを前倒しで、とにかく計画的に、持続的に行っていただきたいと思います。
町長、お考えをお伺いします。

○向井芳文議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

〔浅見 聡振興課長登壇〕

○浅見 聡振興課長 ただいまの再々質問について答弁させていただきます。

Jクレジットの制度の活用につきまして、広域森林において、10町歩程度ではなかなか難しいという話でございます。こちらにつきましては、私たちのほうも考えたところ、例えばでございますが、Jクレジットの仲介業者と広域森林の間に町とかが入っていけば、そこに町としてのネームバリューが入ってきますので、そこで例えば民有地も一緒に巻き込むことができる、民有林の方々は、やはり町がバックについていれば提供しやすいというようなことで、スムーズに事業はできるかもしれません。また、それが町だけでいいのか、あるいは広域としての立場で巻き込んで連携協定をしたほうがいいのか、その辺もありますので、それについては、また研究したいと思いますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○向井芳文議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 では、私のほうから最後までめて答弁させていただきます。

まず、議員がご指摘された、未来に向けて持続可能な森をつくって整備していくというのは非常に重要なことというふうに認識をしており、その問題意識には強く共感するところであります。森林整備の難しさは、まずはやはり経済性の確保が難しかったり、あとスケールがないと難しいというところがあって、なかなか町の行政単独では難しい状況が続いてきていたわけなのですけれども、ここに来て状況が変わってきたと認識しています。

1つは、森林環境譲与税ができて、ある程度の財源ができてきたということが1つ、それから地域おこし協力隊で募集したところ、1人は協力隊の期間を終えて実際に町内の林業経営体で仕事を始めてきている、その林業経営体にはもう一人、今、研修している人がいる。そして、2人目の地域おこし協力隊が来て、今、森林組合で勉強を始めているという、人が育ってきているという状況、これもある。

あともう一つは、例えばタテラボのような地元産材の合板を使って様々な加工ができる、あるいは製品作りができるというのが町内にできてきているということで、ある意味、次のステップを踏むタイミングには来ているかなというふうに思っています。

最終的には、議員がおっしゃっていただいているような、例えばより自然の中で負荷が少ない、例えば自然林をつくっていくとかということも必要でしょうし、それから人材が、せっかく端緒になる人たちが入ってきてくれたので、これを途切れさせないように町としても仕事をつくっていくことも必要だろうというふうに思っています。

その辺、今日議員からお話をいただきましたので、少し中長期的ではあるのですけれども、今からできることを町としてしっかり考えて、組み立てをしていきたい。そして、次世代に、よりよい条件の森、より持続可能な森を残していけるように町としては取り組んでまいりたいなというふうに思っています。

それと、Ｊクレジットのところは、やはりスケールの問題がどうしても残ります。どうしても町有林だけでは多分話にならない。やはり民間の巻き込みが必要だし、これはやはり広域で、まず検討していくのがいいかなというふうに思っており、定住自立圏とかで、その辺は問題提起もしていきたいと思ひますし、何か取り組めるところを探っていきたいなというふうに思ひています。

以上です。

○向井芳文議長 以上で質問１を終了いたします。

次に、質問２、地下シェルターの整備についてに対する答弁を求めます。

総務課長。

〔逸見和秀総務課長登壇〕

○逸見和秀総務課長 質問事項２、地下シェルターの整備について答弁させていただきます。

要旨明細１、横瀬町の状況と考へについてですが、政府は、令和６年３月に武力攻撃を想定した避難施設（シェルター）の確保に係る基本的な考へを公表しました。これによりますと、国民保護法に基づき主に２つの種類の避難施設を組み合わせることで、国民の生命、身体、財産を保護し、武力攻撃の影響を最小限に抑えることを目的としています。

１つ目は、緊急一時避難施設の指定促進です。これは短時間の武力攻撃（弾道ミサイル等）から一時的に身を守るための施設です。爆風や熱風などから、その被害を軽減する効果が期待できます。コンクリート造り等の堅牢な建物や地下施設、主に地下鉄駅舎、地下街、ビルの地下室などが指定されています。

Ｊアラート等による警報が発せられた際、迅速に避難し、身の安全を確保することに重点が置かれています。都道府県が指定を進めております。特に人口密集地や地下施設が豊富な地域での確保が優先されております。

２つ目は、特定臨時避難施設の整備です。これは広範囲かつ長期にわたる武力攻撃に備え、一定期間滞在できる堅牢な施設です。換気装置を備え、水や食料、非常用電源などを確保し、約２週間程度の滞在が必要な施設として整備されます。事前の広域避難が困難な地域、地理的に孤立している離島などにおいて住民や行政職員が安全を確保するための最終的な拠点となります。特に台湾有事を念頭に置いた先島諸島での先行整備が打ち出されており、国が財政的な支援を行っていく予定です。

基本的な考へ方として日本政府は、既存の建物を最大限活用する緊急一時避難施設の指定を促進するとともに、より深刻な脅威に備えるため、国が主導して特定臨時施設を整備するという２本立ての方針でシェルターの確保を進めています。

そこで、横瀬町の状況と考へについて申し上げますと、武力攻撃事態が発生した場合、町民の避難、救援を的確に果たしていくため、平素から国、県、指定公共機関等の関係機関と相互に連携するとともに、武力攻撃事態等に迅速かつ的確に対処できる体制を整備しておく必要があります。そのことから、必要な事項を定めた、国民保護に関する横瀬町計画を策定しております。

計画の内容ですが、平時における準備編、武力攻撃事態等対処編、町民生活の安定編、財政上の措置編、緊急事態対処編等の広範囲にわたり基本的事項を定めています。

しかしながら、国や県の計画に準じて作成した基本的な内容のものであり、地下シェルターといった具体的な避難施設の整備までは盛り込んでおらず、現時点では地下シェルターの整備といった対策の検討段

階までは至っておりません。

次に、地下施設を持つ企業との連携についてですが、現在の国民保護計画では、避難施設の指定については、市町村の状況を把握し、都道府県が指定することになっています。横瀬町においては、埼玉県が横瀬町の状況を調査し、指定しています。様々な事案が想定されているため、地域防災計画で定めている避難所等の避難施設を参考に指定しています。そのため、公共施設のみの指定となっているのが現状です。

想定される様々な事案を考慮すると、より多くの避難施設を指定することは、とても重要であると認識しております。これからの政府の動向を注視しながら、どのような施設が利用可能であるか。また、企業との連携をどのように進めていけるのかなど、広範囲にわたり調査研究を進めていきたいと考えています。

また、個人で地下シェルターを整備した場合の補助金についてですが、政府は緊急一時避難施設や特定臨時避難施設の整備を進める方針を示してはいますが、これは公共施設などを活用するもので、個人宅への設置を支援するものではありません。今後、国際情勢の変化などにより、国や地方公共団体の補助金制度を設ける可能性はゼロではありませんが、現時点では、そういった補助制度はないと認識しております。また、横瀬町においても、町独自の補助金制度は今のところ考えてはおりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○向井芳文議長 再質問はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○向井芳文議長 ないようですので、7番、新井鼓次郎議員の一般質問を終了いたします。

○向井芳文議長 次に、9番、若林想一郎議員の一般質問を許可いたします。

9番、若林想一郎議員。

〔9番 若林想一郎議員登壇〕

○9番 若林想一郎議員 皆さん、こんにちは。9番、若林想一郎でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。今回の私の質問は、町の活性化についてでございます。

横瀬町の活性化についてお伺いします。今、多くの地方自治体が共通して直面している課題が人口減少と少子高齢化です。人口が減少することによる影響は、経済はもとより、福祉・保健衛生、教育・文化、行政改革など、多分野に及び、町が単独で解決することが難しいものも多く、時間のかかる問題であると承知しております。課題によっては長期的な視点に立った施策も必要となってきます。

当町では、これら課題に対応し、少子高齢化や人口流出に歯止めをかけ、町を活性化するため、限られた財政の中で工夫して子育て支援、定住・移住促進、魅力あるまちづくり等々様々な施策を展開されており、そうした努力に敬意を表するところでございます。

こうした課題克服のためのアプローチとして、住民のニーズや意見を的確に把握し、地域に合った政策立案に反映させるため、広く町民の意見を聞く場を設けることは、町の活性化を進めていく上で基本となることであり、とても大切なことであることは申し上げるまでもありません。

そこで、お伺いいたします。当町で地区ごとに行われている、区長さんが主催する町長と語る会は、住民と直接対話し、住民の意見や要望を把握する数少ない機会の一つであると考えます。今年度及び過去数年の開催について、それぞれの地区で参加した住民の人数と年齢層を教えてくださいたいと思います。また、その際どんな要望や意見が出され、それが町の施策にどのように反映されてきたか。また、今後どのように反映していくお考えか、併せてお伺いしたいと存じます。

令和2年頃から新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、現在行われているような1か所に多くの人数を集めて対話する形式の会合については自粛する傾向が続いていたことから、こうした会合に参加する人の数はかなり少なくなっていると思います。また、対象の住民も高齢化していて、会合に出かけていくことが困難な方も増えています。今後の住民との直接対話の方法について十分検討することが必要だと思いますが、町のお考えをお聞かせください。

以上です。

○向井芳文議長 質問1、横瀬町の活性化についてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、質問事項1について答弁させていただきます。

令和7年度で3回目となりました町長と語る会、これは地域版町政懇談会と申しますが、毎年7月、8月に7地区全てに出向き、町民の皆様の声を聞く、対話をするを通じ、いただいた意見等を町政に反映させることを目的に開催しております。

議員お尋ねの、まず町民の参加者数でございますが、令和5年度が合計で189名、令和6年度が合計で116名、令和7年度が合計で147名となっております。また、3か年の地区別での参加者数でございますが、根古屋地区が95名、苅米地区が55名、宇根地区が67名、中郷地区が48名、川東地区が59名、川西地区が54名、芦ヶ久保地区が40名、そして全地区対象のエリア898で開催しております会につきましては、合計34名となっております。

次に、年齢層でございますが、大変恐縮でございますが、お一人お一人確認しておりませんでしたので、私の感覚にはなりますけれども、全体を通じて60歳代、70歳代の方が多かったなと感じております。中には若い世代の方も多く参加されている会場もございました。

続いて、町長と語る会でいただきました意見件数でございますが、令和5年度は109件、令和6年度は136件、令和7年度は99件となっております。毎年いただきました意見等をまとめ、役場全庁的に情報共有をするとともに、意見等を担当する課には、その時点での段階を5つに分類する作業を依頼しているところでございます。

その5つの分類とは、1つ目が、既に対応済み、2つ目は、すぐに対応可能、3つ目が、対応可能だが時間を要する、4つ目が、対応不可、5つ目が、その他となっております。令和5年度を例にしてみますと、令和5年10月時点では、既に対応済みが13件、すぐに対応可能が17件、対応可能だが時間を要するが13件、対応不可が12件、その他が54件に分類をいたしました。分類後は、担当課でその分類に沿って対応について検討し、対応に向けて進めている状況でございます。

その結果、令和7年1月末時点での調査では、既に対応済みが34件となっており、1年余りの間に21件

増加しております。

対応例では、これは以前もお話をしましたが、道標の表示が見えづらくなっているということで、翌日対応したり、防災無線の訃報の連絡は通夜のみでなく葬儀の時間も流してほしいということで、現在の放送のように対応しています。さらには、乗り合いブコーさん号の12時から13時までの1時間も予約ができるようにしてほしいということで、運行业者にオペレーターを育成していただきまして、現在は対応しているところでございます。

今後も、引き続き担当課で意見等の対応について検討し、1つでも多く対応できるように取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、会場に来ることが困難な方への対応についてでございますが、令和5年度の参加者から同様なご意見があり、令和6年度から町長との対面ではないものの、返信用封筒つきアンケート用紙を「広報よこぜ」と同時に全世帯に配布するとともに、オンラインで回答できるようにして実施しておりますが、令和6年度はアンケートでの意見が75件ございました。令和7年度も現在実施中でございますが、本日現在、19件の意見をいただいているところでございます。

また、同じく令和6年度からですが、平日や夜間では来れない方向けに土曜日の日中にエリア898を会場に開催し、多くの町民の皆様にご参加いただけるように対応してまいりました。

このように町長と語る会は、町長が町民の皆様から直接意見等をお聞きする、町民の皆様と直接対話をする、非常に大切な機会でございます。町長と語る会同様に町民と語る会や子ども懇談会も町長と対面での機会でございますので、今後も、これらの大切な機会をより充実させていくよう努めてまいりたいと考えております。

加えて、町民の皆様のご意見等をお聞きする機会といたしましては、町長メールや意見箱、各種アンケート、さらにはなんでも相談室などがありますので、それらを活用して意見収集に努め、町の活性化につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○向井芳文議長 再質問はございますか。

9番、若林想一郎議員。

○9番 若林想一郎議員 ただいま、まち経営課長さんによる説明をいただきまして、ふだんから努力をされているということがつぶさに感じられました。ありがとうございます。

私は、川東地区で8月5日に行われました町長と語る会について、そのときの会の状況等をちょっと披露しまして、町長に答えていただくことが、お願いしたいことがございますので、聞いていただければと思います。

今月9月1日の住民基本調査でございますが、町の人口は7,502人、前年の9月より119名減少しております。その中で65歳以上の老年人口が2,772人で、全体の36.3%を占めておりますということで、川東地区で元区長さんですが、とにかく横瀬町は老人が多いのだから、高齢者に優しいまちづくりを推進していただきたいということでございました。その方の具体的な要望でした。昨年が、町長と語る会に出て、同じ要望をしたのだけれども、一向に改善されないということでございます。

こちらにつきましては、町民グラウンドで実施しているグラウンドゴルフの人たちが暑い中、大変だか

ら日陰、日よけを作ってほしいということであったが、なかなか進んでいない。これについては、町長はどういう見解を持っているのかということをもまず聞かれました。それを後でお願いしたいと思います。

それから、この会に出られなかった方から電話をいただきました。その人から、いろいろ要望がありますので、紹介させていただきたいと思います。具体的な内容です。私は清水橋のところに住んでいるので、横瀬川の護岸工事をやっていただいているけれども、いつ終わるか分からないから、役場の建設課に電話した。そうしたところ、それは県の仕事なのだから、役場じゃ分かんないよと言われましたと。大変ご立腹されていました。

私も、それは大変だということで、次の日、役場の建設課に行きまして、その状況をつぶさに聞きましたところ、すぐ県のほうに聞いて、いつ終わるということは、その方に申し上げてあると、了解しているという話をされましたので、あ、よかったなと、こういう対応がやはりできていないと、町民の方に対して申し訳ないのではないかなと思いました。

その方が立腹されたときの電話なのですけれども、役場の衆というのは、俺たちがこんな暑い中で、猛暑の中で暮らしていても、エアコンの中で、涼しいところにいるのだから、全くいいやねえなんていう話を聞きまして、そして2番目の問題なのですが、全くいいやね。俺なんか独居老人で、年金生活者なので、例えばエアコンをつけっ放しにして、熱中症にならないようにしろと言われても、電気代がかかるから、それがなかなかできねえんだよということでした。こういう老人は、どうしたらよかんべという話でした。2番目です。

それからあとは、その方が台風の時、以前、避難しろということで、避難したのだけれども、私は十四区の公会堂の近くに住んでいるのだけれども、町民会館まで連れていってもらったと。大変感謝はしているのだけれども、近くに十四区の公会堂があるので、そこでいいのでないかという話を聞きました。ですから、避難場所の変更というか、新しいところ、近いところに変更してもらえないかというのが要望でした。

それから、その人から言われましたけれども、いろいろな行事があっても、私のように年を取ってしまうと、どこも行けねえんだいねと。だから、どうしたらよかんべということで、8月5日も行きたかったのだけれども、行けなかったという話がありました。

それから、そのときに出た話ですが、8月5日は、川東地区は十二、十三、十四区の区長さんの開催通知をいただいたので、開催の方法については、区長が司会をしたり、いろいろやるのかなと思ったら、役場の女の子に来てもらって、よくやってもらったと。進め方が、それがいいのかどうかということについては、いかがかなという話を聞きました。

そして、そのときに暑い中、出てきているのだから、せめてペットボトルぐらい出してもらってもいいのではないかとされました。これも要望です。

それから、悪い指摘ばかりではなくて、いい指摘もあります。町民グラウンドの上のグラウンドに草が繁茂している。あのままではみっともないから、早く直してくれということが出たと思います。幾日もたたないうちに、そこを草刈りしてもらいました。よかったなという話が多くありました。しかしながら、この間、雨が降ったものですから、また草が繁茂しています。この辺は定期的に見て対応していただければと思います。

私は、そういうことで、町長との対話というのも、とにかく人数とか、それに関係なく、ぜひやっていただきたいなと。また、もっと人が集まるような方法というか、してもらうのがいいのではないかなと思います。ということで、よろしくお願いいたします。

○向井芳文議長 ただいま9点ほどあったのですが、中に町長と語る会について、またその中に出たこと以外の部分は答えられる範囲で執行部の方に答えていただくということでよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○向井芳文議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、順次お答えしたいと思います。私の中では8点だと思いますので、もしまた足りなかったら教えていただければと思います。

1つが、同じ要望をしているというところで、町民グラウンドのグラウンドゴルフの日よけに関しては今回川東地区で要望として出ました。それから、同じ週の苅米地区でも同じ要望を言われました。これは教育委員会のほうと相談を今しているところなのですが、今のところ、来年度予算計上して、何かしら対応するというところを今検討しているところです。これが1つ目です。

2つ目が、横瀬町の護岸工事に関しての役場対応に関しては、町民の皆さんから尋ねられて、それは県の仕事だからという言い方もあるのだと思いますので、その辺の対応の仕方は横瀬町らしく、町民の皆さんとしっかり対話していくというところを大事に、もう一度役場内で意識共有を図っていきたいと思います。

それから次が、エアコンに関しては、今回は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を使って、省エネという観点なのですが、エアコンの購入に関する補助を9月予算で計上させていただきますということ、それとインフレが続いていて、物価高騰に対して住民の皆さんから厳しいというお声は頂戴していますので、またこれはやはり財源があるかないかというところはあるのですけれども、町としても、総合的にできることを引き続き考えていきたいなというふうに思っています。

それと、台風のときの避難場所です。指定避難所や指定避難場所というのは、これは町が決めてあるので、それはそれなのですが、今求められているのは、災害によって個々人が主体的に考えていただくというのですか、それが水害なのか、土砂崩れなのか、地震なのかによっても違いますし、ご自身の身を守るということを自助、共助、公助という、それぞれで考えていくというのが大事なかなというふうに思っています。

ですから、お一人でお住まいのご老人だとすると、どなたかのサポートが必要かもしれない、その方の、こういう場合には、こういうふうにしよう、こういう場合には、こういうふうにしようみたいなところを、ぜひ地域や地区でも話し合っていただけるといいなというふうに思います。もちろん、私たちでできることも引き続き考えていきたいというふうに思います。

それと、町長と語る会のやり方です。司会は役場がするのが適当か、区長がするのが適当かというところは、これは実は地区によってやり方が違います。基本的には役場側のほうから区長さんに相談をさせていただいて決めていますので、これは臨機応変で、地区ごとでもいいかなというふうに思っています。

ペットボトルのやり方については、また来年度以降、どうやるかというのは考えていきたいなというふうに思っています。

次が、町民グラウンドのところは、今回川東、これは苧米でもご指摘をいただきましたので、早めの対応をさせていただきました。町民グラウンドに草が生えているというのは、よろしくありませんので、それは教育委員会とともにしっかりやって、きれいにしていきたいなというふうに思います。

それと、人がたくさん集まるという観点です。これがなかなか難しく、今回の町長と語る会は3年目なのですけれども、実は2年目からスタイルを対話を重視という形に替えています。1年目は普通に町長、執行部がいて、反対側に町民の皆さんがいて、声を聞くというスタイルで、2年目、3年目は、車座をつくって、車座で話をする、対話をするというのを主眼に据えましたので、対話を主にやるのだとすると、あんまり重過ぎてるところはあります。ですので、30人とか、40人とか、20人から40人ぐらいというのが適正規模かなと思うのですが、その辺は地区で実施する町長と語る会、それから全体の1回のやつ、それから町民会館に来ていただく町民と語る会、あとアンケートとか、できるだけ多くの皆さんに関わっていただく、多くの皆さんから声をいただけるような工夫は組合せで考えていきたいなというふうに思っています。

横瀬町は、日本一相談しやすい町も掲げています。相談窓口は非常に充実してきたかなと思っていて、なんでも相談室があって、あとこども家庭センター「すくすくエール」というのがあって、包括支援センターがあって、あと行政相談があって、心配ごと相談があって、加えてオンライン相談がなんでも相談室の中にあるということで、重層的に整備ができてきたかなと思っています。

あとは、声を届けていただく機会として町長と語る会があって、町民と語る会があって、それからアンケートが紙ベースとデータベースであって、それから町長メールもあってということで、かなり入り口としては整備ができてきたかなというふうに思っています。しかしながら、これで十分とは思っていませんで、これから独り暮らしの方が、まだまだ増えていく想定です。その辺の方が孤立しないように、あるいはしっかり声が届くように工夫はさらに頑張っしていきたいなというふうに思います。

以上です。

○向井芳文議長 再々質問はございますか。

9番、若林想一郎議員。

○9番 若林想一郎議員 ただいま町長から9項目にわたって回答いただきました。ありがとうございます。

1の町民グラウンドの予算計上についても、これは大変皆さん喜ぶと思いますので、ますます町長の人気上がるのではないかと思います。

あと、護岸工事の件の関係ですが、なかなか現場の職員というと、私も経験ありますけれども、私は、やつはこんなことを言いやがったなんてよく言われたことがありました。この辺については、そのときの対応は物すごくよかったものですから、役場でこういうふうに言われたと言われましたので、いい対応だったと思っています。

それから、物価高騰の関係も、その方は独り暮らしなので、話し相手がいないから、時々電話をもらうのですけれども、明日でも行って話を聞いてきたいなと思います。

あと、台風の日、その人は水害でした。清水橋のすぐ下なので、水害なので。

あとは、当日の司会とか、これについても工夫していただいて、あとペットボトル、これはあくまでもちょっとした意見が出たので、たまたま言わせてもらっただけです。

あと、町民グラウンドの草については、本当にありがとうございました。草も強いので、1回雨が降ると、またすぐ出てきますので、こちらについても定期的をお願いをしたいと思います。

それから、町民を多く集める方法、この前、川東地区で多分20名ぐらい参加だったと思います。その中で町長以下役場関係が12名ほどいて、地の川東地区の人は8人ぐらいしかいなかったのではないかなと思います。できましたら、これが反対になってもらって、地区住民が30人、40人も集まるほうがいいのではないかな、参加するほうとしては申し上げたいなと思います。

それから、相談しやすい町、こちらについては、今の方法でいいと思いますが、さらに100点満点とはなかなかいかないものですから、どうしても細かいことを言われると、まだ5点、4点足りないのではないかとこの辺が努力のしがいいではないかなと思うところで、最終的に行政としては、本当に真摯に取り組まれているというふうに思っております。どうか今後ともよろしくお願いいたします。

以上です。

○向井芳文議長 答弁はよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○向井芳文議長 以上で9番、若林想一郎議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時09分

再開 午前 4時19分

○向井芳文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○向井芳文議長 ただいま町政に対する一般質問中でございます。

次に、2番、関貴志議員の一般質問を許可いたします。

2番、関貴志議員。

〔2番 関 貴志議員登壇〕

○2番 関 貴志議員 2番、関貴志でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回の質問事項ですが、2つございます。まず、1つ目ですが、横瀬川の水位についてであります。昨今、日本各地で予測不能で激しい雨をもたらすゲリラ豪雨や線状降水帯が発生していることが多く、各地で水害の被害が増えているように感じます。

横瀬川は、ふだんは穏やかであり、芦ヶ久保の道の駅周辺やウォーターパーク周辺の河原で、水遊びな

どで時期によっては多くの方でにぎわっております。しかし、上流の地域で激しい雨が降った場合、下流地域では雨が降っていなくても予測のできないような増水が起こることが横瀬川でも考えられます。

上流で激しい雨があった場合でも水位の確認が目視で行え、分かりやすければ急な増水に気づきやすく、河原で遊んでいる方たちも早めの対応ができるものと考えられます。

また、台風などで消防団の出動があった場合でも、川の水位が目視で確認できれば、増水した川に近づくことなく、安全に巡回が行え、水位の現状報告が明確にできるものだと考えられます。水位が明確に分かることで、住民の避難を行うなどの判断も早めに対応できるのではないのでしょうか。

ここで質問になります。横瀬川の増水を確認する方法として、どのようなものがあるのか。また、目視で確認できるメモリーのようなものを今後設置する予定があるのかをお聞きしたいと思います。

次に、2つ目ですが、消防団についてになります。昨年3月定例会において消防団についての一般質問をさせていただきました。答弁の中で、消防団員の確保については、町の事業の際、消防団募集の広報を行い、確保に努めていくといただきました。

また、今年5月に臨時会の財産取得で消防車購入の議案があり、その際、出動する団員がいなければ災害時に車両が出動できないのではないかと質問をさせていただきました。これに対して団員がいない場合にも車両を出動させることができる機能別消防団員を検討していくといただきました。

消防団については、横瀬町でも非常に大事な組織と考えられます。前回の質問から1年6か月たちます。団員確保のために、町のどのような事業で広報活動を行い、何名の団員が確保できたのか。また、機能別消防団員について現状をお聞きしたいと思います。

以上が、私からの質問になります。よろしくお願いいたします。

○向井芳文議長 質問1、横瀬川の水位の確認についてに対する答弁を求めます。

総務課長。

〔逸見和秀総務課長登壇〕

○逸見和秀総務課長 質問事項1、横瀬川の水位の確認について答弁させていただきます。

横瀬川の増水時、目視で確認する方法についてですが、まず一般的に河川の水位を確認する方法については、国が管理する主要な河川の水位や雨量、カメラの映像などをリアルタイムで確認できる、国土交通省の「川の防災情報」というウェブサイトがあります。全国の情報を網羅しており、洪水予報や危険度マップも提供しています。

また、横瀬町の河川情報については、埼玉県が運営する「埼玉県川の防災情報」というウェブサイトを確認することができます。横瀬川では横瀬橋と下横瀬橋の2か所、生川では川久保橋の1か所、計3か所に水位計を設置しており、リアルタイムで水位を確認することができます。そのほかに横瀬川の下横瀬橋と生川の柳生橋にライブカメラが設置しており、状況をリアルタイムで確認することができます。

しかしながら、災害発生が予想されるような大雨の際には、水位計を設置している場所においても、全ての情報が分かるわけではありません。そこで、現地での目視による判断が必要となります。

また、全ての河川に水位計やカメラが設置してあるわけではありませんので、どうしても現地確認が必要になってきます。

あらかじめ河川の氾濫が想定される危険箇所においては、現地での安全な場所から目視によりブロック

積み擁壁などの護岸構造物や橋脚を目安に増水状況を確認することになります。そして、現状の水位と、これまでの降水量及び今後予想される降水量を考慮した上で避難指示等の発令判断をしていくことになります。

実際には、河川の増水時には、目視での水位確認に大きな危険が伴います。大雨の際には、数分単位で水位が急激に上昇することがあり、確認中に水に流されたり、足元が崩れたりするなどの危険があります。また、夜間は河川の増水状況が見えにくく、足元の状況も分かりにくいいため、非常に危険な状況になります。

そこで、近づくことなく、目視により確認できる水位標はとても有効であると考えます。今後、設置が必要な場所の選定や設置方法等について調査を進めるとともに、河川管理者である埼玉県に要望してまいります。

以上、答弁させていただきます。

○向井芳文議長 再質問はございますか。

2 番、関貴志議員。

○2 番 関 貴志議員 答弁ありがとうございました。

先ほどウェブカメラで状況のほうを確認できるというお話だったと思うのですが、答弁の中でも夜間であったりというところは、やはり河川の状況が見づらい、分かりづらいというところがあると思います。

その中で、先ほどのメモリーのようなものというのは、今後検討していただけるということはあると思うのですが、例えば横瀬川だけではなく、ほかの例えば兎沢であったりですか、川西の水路とか、そういうところというのも、やはり増水時には多分水量は増えると思うのです。そういったところにも、例えばコンクリートの擁壁に直接貼り付けるタイプがあるのであれば、貼り付けたりとかすれば、よく分かりやすい、見やすいということにもなるのかなと思うのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○向井芳文議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔逸見和秀総務課長登壇〕

○逸見和秀総務課長 ただいまの横瀬川以外での河川における水位標の設置という質問でございますが、先ほども申し上げたように水位標は非常に有効で、今後必要であると考えております。横瀬川や生川は県の管理になりますので、当然河川管理者である埼玉県に要望しているわけなのですが、それ以外の河川につきましては、町の管理だったり、県の管理だったり、幾つか分かれているところがあると思うのですが、その辺を踏まえた上で、全体的に調査をして、必要がある場所については設置をしていく方向で進めていければと考えています。

以上です。

○向井芳文議長 再々質問はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○向井芳文議長 ないようですので、質問 1 を終了いたします。

次に、質問２、消防団についてに対する答弁を求めます。

総務課長。

〔逸見和秀総務課長登壇〕

○逸見和秀総務課長 それでは、消防団について答弁させていただきます。

広報を通じた団員数の確保についての広報による効果についてでございますが、少子高齢化や若者を中心とした都市部への人口流出等により、地方における消防団員数は減少しています。横瀬町の状況としては、直近５年間の団員数を申し上げますと、令和３年４月で124人、令和４年４月で127人、令和５年４月で128人、令和６年４月で125人、令和７年は５月で121人とほぼ横ばいの状況であります。しかしながら直近20年間で見ますと、平成22年の139人をピークに全国的な傾向と同様に減少傾向にあります。

最も人数が減少した年は、平成31年４月の116人ですが、そこから数年間は増加傾向にありましたが、令和５年４月をピークに減少傾向に変わってきております。毎年数名の退団者と入団者が入れ替わり、組織の活性化が図られていますが、年により人数のばらつきがあり、このような状況になっております。

火災や災害発生時に町民の生命と財産を守る重要な役割を担っている消防団員の確保は喫緊の課題であり、消防団員の確保に向けた広報活動は大変重要と考えています。

そこで、現在の団員募集に関する広報活動についてですが、代表的なものは、「あなたのまちの横瀬町消防団員」という記事を町のホームページに掲載し、随時、消防団の組織や団員の活動実態を分かりやすく説明するとともに、団長・副団長をはじめとする団員からのメッセージを紹介しています。メッセージの最後では、団長と副団長がそろって、横瀬町の安全を守るためには若い力が必要だと訴え、「たとえ訓練に毎回参加できなくても、少しでも興味があれば、ぜひ入団してほしい」と呼びかけ、団員確保への強い願いを伝えています。

また、毎年総務省消防庁で作成している消防団員募集ポスターを町内各施設に掲示するとともに、二十歳のつどいや25歳の成人式など、特に若者が集まる事業での勧誘チラシの配布を行っております。特に二十歳のつどいにおいては、団長自ら出席し、消防団のPRをするとともに、入団を呼びかけています。

さらに、よこぜまつりでは、秩父消防署横瀬分署と合同で消防PRブースを設け、火災予防や消防活動のPRに加え、消防団員募集についても呼びかけています。その他に特別点検や合同訓練などの消防団活動事業をその都度「広報よこぜ」に掲載し、広く町民にPRしています。

直近５年間の新入団員数を申し上げますと、令和３年が８人、令和４年が７人、令和５年が５人、令和６年が９人、令和７年は３人という結果になっています。

今後も引き続き、地域の安全を守るために欠かすことのできない消防団の活動を、より効果的に周知し、より多くの新たな団員を確保できる方法を研究してまいります。

また、機能別消防団員について、現時点での検討状況を報告させていただきます。消防団員の確保が難しい状況の中、新たな人員確保対策として、全国各地で機能別消防団員の導入が進められています。埼玉県内でも20程度の消防団が導入しています。

機能別消防団員の役割は、それぞれの消防団の不足する機能を補うもので、各消防団により活動内容は異なります。比較的多いものが学生団員です。区域内に大学がある消防団で、その大学に通う学生を団員として任命しています。主に広報や火災予防指導、避難所運営などの活動をしている消防団が多いようで

す。

また、大規模災害時の後方支援活動のみを行う機能別団員としてOB団員を任命している消防団も多くあります。そのほかに水防活動のみを行う団員や日中の時間帯のみの活動を行う団員など、様々な形態により導入されております。

横瀬町消防団としては、このような前例を参考にしながら、活動内容や配置予定人数、報酬の有無など、多岐にわたり検討を重ね、より効果的に活用できる機能別消防団員の導入に向け、準備を進めている状況です。

以上、答弁とさせていただきます。

○向井芳文議長 再質問はございますか。

2番、関貴志議員。

○2番 関 貴志議員 答弁いただきまして、ありがとうございます。

幾つか再質問なのですが、正直、広報活動が弱いかなと思います。先ほどの話の中だと、ホームページ上ということであれば、これは興味を持っている人しか見ないと思います。それとあと、紙ベースのものは、ポスターの掲示、あとは二十歳のつどい、ピラ配り、よこぜまつり等でいうところではあると思うのですが、例えば先日というか、前回、町長と語る会等で私も何度か出席はさせていただいたのですが、防犯に関してのパンフレットというのは、各場所で配っていました。

確かにいらっしゃる方たちの年齢層は高めです。だけれども、やはりそういったところで、消防団員が足りないのも、息子さんであったり、声かけてくれませんかという形で、そこでピラを配るといっても、やはり必要なのではないのかなと思うのですが、そういったことというのは今後考えていくのかどうかというところが、まず1つ。

それと、機能別消防団員についてなのですが、こちら広報を通じて集めていくようなイメージにはなるのかということになるのですが、というのも、そもそも消防団員が集まっていないのに機能別消防団をつくったところで、人が集まるのかという話になるのですが、そこについてどのような形で集めていくのかというのをちょっとお聞きしたいかなと思います。

あと、この消防団員、私がちょっとこだわっている理由の一つが、恐らく今120名ぐらいいらっしゃる中で、3分の1が役場職員かなと私は思っています。そうなった場合に、実際の火災現場であれば、まだ皆さん出動はできると思うのですが、大きな災害になった場合、前回初動訓練があったときのように役場職員が、やはり現場に出なければならない、こういう状況になったときに、今いる、残った方たちが、恐らく民間だということになるのですが、その方たちも横瀬にいるかどうかということも、もちろんあるのですが、その辺について、どのように民間の人を入れていくのかということをお聞きしたいと思います。

○向井芳文議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔逸見和秀総務課長登壇〕

○逸見和秀総務課長 ただいまの再質問に答弁させていただきます。

まず、広報活動が弱いのではないかとご指摘でございますが、現在やっている活動では、あまり増

えていないというのは実感しているところでございます。議員もおっしゃるとおり、様々な場面で広報活動していければと考えておりますので、今後どのようなところで活動できるか、消防団員を含めていろいろ検討してまいりたいと思います。

それから、機能別消防団員をどのように集めるのかというところなのですが、今現在、機能別消防団員の検討を進めているところで、今進んでいるところだと、横瀬町はOB団員を機能別消防団員として再雇用というのですか、再任命をするような形で進めているところなのですが、その辺は、はっきりまだ決まっていないのですが、そうすると、退団したOBの団員の方にもう一度声をかけて入っていただくというのが現状では一番強いのかなというふうに考えております。それ以外にも、ほかにも、昼間しか出られないとか、そういった方もいるかもしれないので、こういったところも含めて、もう少し検討を進めて、制度のほうを確立していきたいと考えております。

それから、役場職員が多いというふうなことで、大規模災害等で人が足りないのではないかとということですが、議員おっしゃるとおりでございますが、現状本当に役割職員が多いです。ふだんの火災ですと、何とかそれぞれ分かれて活動できるのですが、実際に大規模な災害が発生した場合になりますと、横瀬町の職員は、そこで割り当てられている仕事がありますので、その辺で消防団員の活動が手薄になってしまうことは、ちょっと懸念されるところでございます。そういうところも含めて、機能別消防団員であったり、消防支援隊の皆さんであったり、そういったところを活用しながら、何とかその辺をクリアできていければと考えておりますので、そういったことで人員不足を補っていければと思います。

以上です。

○向井芳文議長 再々質問はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○向井芳文議長 ないようですので、2番、関貴志議員の一般質問を終了いたします。

これにて、日程第4、町政に対する一般質問を終了いたします。



◎報告第6号の上程、説明、質疑

○向井芳文議長 日程第5、報告第6号 横瀬町の健全化判断比率及び横瀬町の公営企業における資金不足比率についてを議題といたします。

報告理由の、説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第6、報告第6号、令和6年度決算に基づく横瀬町の健全化判断比率及び横瀬町の公営企業における資金不足比率についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて報告するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

○向井芳文議長 担当課長の細部説明を求めます。

まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、報告第6号 横瀬町の健全化判断比率及び横瀬町の公営企業における資金不足比率についての細部説明を申し上げます。

この健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率でございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、毎年度監査委員の審査を受けた後、議会に報告をし、その後、公表が義務づけられているものでございます。

また、本比率は、地方公共団体が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく統一的な指標により、財政の健全性等の状況を確認するものでございます。

1の横瀬町の健全化判断比率でございますが、4つの指標がございます。まず、1つ目の実質赤字比率は、一般会計の赤字額が標準財政規模に対してどのくらいの割合であるかを示すものでございます。

2つ目の連結実質赤字比率は、一般会計及び国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の3つの特別会計、そして下水道事業の公営企業会計、5会計を合わせた赤字額が、標準財政規模に対してどのくらいの割合であるかを示すものでございます。令和6年度、一般会計、3つの特別会計及び公営企業会計ともに赤字がないことから、数値の記載はございません。

3つ目の実質公債費比率は、一般会計の負担する地方債の元利償還金等が、標準財政規模に対してどのくらいの割合であるかを示すものでございます。令和6年度の実質公債費比率は、前年度から0.2ポイント上昇しているものの、引き続き元利償還金等の負担は低い状態を維持しております。

最後、4つ目の将来負担比率は、一般会計の将来負担すべき地方債等の負債が、標準財政規模に対してどのくらいの割合であるかを示すものでございます。令和6年度の将来負担比率は、前年度から0.8ポイント下降しており、引き続き将来負担は低い状態を維持しております。

続きまして、2の横瀬町の公営企業における資金不足比率でございますが、下水道事業の資金不足が事業規模に対してどのくらいの割合であるかを示すものでございます。令和6年度、下水道事業会計は資金不足ではないことから、数値の記載はございません。

なお、令和6年度の健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率につきましては、監査委員から横瀬町の財政の健全性及び経営の健全性は保たれているとのご意見をいただいております。

以上で報告第6号の細部説明を終わります。

○向井芳文議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 質疑なしと認めます。

日程第5、報告第6号 横瀬町の健全化判断比率及び横瀬町の公営企業における資金不足比率については、報告のとおりご了承願います。



◎散会の宣告

○向井芳文議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

散会 午後 4時46分

令和 7 年第 4 回横瀬町議会定例会 第 2 日

令和 7 年 9 月 11 日（木曜日）

議 事 日 程 （第 2 号）

1、開 議

1、議事日程の報告

1、議案第 47 号 横瀬町立横瀬中学校施設整備検討委員会条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 48 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 49 号 横瀬町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 50 号 横瀬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 51 号 横瀬町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 52 号 横瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例及び横瀬町こども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、認定第 1 号 令和 6 年度横瀬町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第 2 号 令和 6 年度横瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第 3 号 令和 6 年度横瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第 4 号 令和 6 年度横瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第 5 号 令和 6 年度横瀬町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についての上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 53 号 令和 7 年度横瀬町一般会計補正予算（第 3 号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 54 号 令和 7 年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 55 号 令和 7 年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 56 号 令和 7 年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 57 号 令和 7 年度横瀬町下水道事業会計補正予算（第 1 号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 58 号 工事請負変更契約の締結についての上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 59 号 財産の取得についての上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 60 号 横瀬町教育委員会委員の任命についての上程、説明、質疑、採決

1、閉会中の継続審査の申出

1、閉 会

午前10時開議

出席議員（12名）

1番	森	沢	望	美	議員	2番	関		貴	志	議員
3番	町	田		多	議員	4番	向	井	芳	文	議員
5番	黒	澤	克	久	議員	6番	宮	原	み	さ	議員
7番	新	井	鼓	次郎	議員	8番	内	藤	純	夫	議員
9番	若	林	想	一郎	議員	10番	関	根		修	議員
11番	小	泉	初	男	議員	12番	若	林	清	平	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富	田	能	成	町	長	井	上	雅	国	副町長
山	中	正	広	教	育長	逸	見	和	秀	総務課長
大	畑	忠	雄	まち	経営 課長	工	藤		学	税務会計 課長兼 管理者
関	口	和	則	町民	課長	加	藤	美	智子	福祉介護 課長
平	沼	朋	子	健	育 子課長	浅	見		聡	振興課長
小	泉	達	美	建設	課長	久	古		武	環境課長
小	俣	敏	孝	教育	次長	大	沢	賢	治	代表監 査委員

本会議に出席した事務局職員

加	藤		勉	事務局	長	守	屋	則	子	書	記
---	---	--	---	-----	---	---	---	---	---	---	---

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○向井芳文議長 皆様、おはようございます。

全員の出席でございます。ただいまより開会いたします。



◎議事日程の報告

○向井芳文議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。



◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○向井芳文議長 日程第1、議案第47号 横瀬町立横瀬中学校施設整備検討委員会条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第1、議案第47号 横瀬町立横瀬中学校施設整備検討委員会条例についてありますが、横瀬町立横瀬中学校の校舎等の整備に伴い、横瀬町立横瀬中学校施設整備検討委員会を設置したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○向井芳文議長 担当課長の細部説明を求めます。

教育次長。

〔小俣敏孝教育次長登壇〕

○小俣敏孝教育次長 それでは、議案第47号の細部説明をいたします。

横瀬町学校施設の整備につきましては、令和2年12月に策定しました横瀬町学校施設長寿命化計画に基づき進めているところでございます。

横瀬小学校の整備につきましては、おおむね計画どおりに整備が終わり、今後横瀬中学校の整備を進めていくに当たり、昨年度B棟校舎と屋内運動場、体育館になりますが、の耐力度調査を実施いたしました。その結果、構造耐力につきましては、どちらも満点の判定となり、建て替えに対する国の基準点を上回り、補助金対象外となってしまいました。しかしながら、健全度は低く、いわゆる老朽化が進んでいるとの結果でございました。

B棟校舎と屋内運動場を中心に、今後どのような形で中学校施設の整備を進めていくべきかを審議していただくため、検討委員会を設置したいと思い、この条例案を提出するものでございます。

内容についてご説明いたします。第1条は、横瀬町立横瀬中学校施設整備検討委員会を設置することについて規定しております。

第2条は、検討委員会の所掌事務について規定しております。第1号では、施設整備に係る基本構想に関すること、第2号では、教育環境の整備に関すること、第3号では、その他教育委員会が必要と認めることとなっております。

第3条は、委員の人数、委嘱について規定しております。第1号の学識経験を有する者につきましては建築に関わる専門知識を有する1級建築士等を想定しております。第2号の横瀬中学校を代表する者につきましては、学校長、教職員等を想定しております。第3号及び第4号の横瀬中学校・小学校に在籍する生徒・児童の保護者につきましては、PTA役員を想定しております。第5号の町民を代表する者につきましては、議会、小中の学校運営協議会、区長会等の役員等を想定しております。第6号のその他教育委員会が必要と認める者につきましては、前5号に該当しない方ということでございます。

第4条は、委員の任期について規定しております。所掌事務の終了する日までとし、基本構想が想定するまでの期間を想定しております。なるべく早く方向性を定めていただきたいと考えておりますが、年次的に確定していないため、このような表記とさせていただきました。

第5条は、委員長及び副委員長の設置、選任方法、その職務について規定しております。

第6条は、会議の招集、定足数及び議決数について規定しております。また、必要があるときには、委員以外の者から意見の聴取ができることについて規定しております。

第7条は、検討委員会の庶務は、教育委員会で行うことについて規定しております。

第8条は、委任について規定しております。

附則におきまして、条例施行日を公布の日からと規定しております。

以上で説明を終わります。

○向井芳文議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

6番、宮原みさ子議員。

○6番 宮原みさ子議員 1点お伺いします。

この委員会が開催されたときに傍聴はできるのかどうか、ちょっとお聞きします。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

教育次長。

○小侯敏孝教育次長 ただいまのご質問にお答えします。

特に現状では、想定はしていないのですが、問題ないかとは思っております。

以上でございます。

○向井芳文議長 再質疑ございますか。

○6番 宮原みさ子議員 ありません。

○向井芳文議長 他に質疑ございますか。

2番、関貴志議員。

○2番 関 貴志議員 委員の任期について、今のところ定めていないということかと思うのですが、そうなった場合に第3条の(3)、横瀬中学校に在籍する生徒の保護者というところに関しては、今年1年生の保護者になりました。だけれども、これ自体が4年後、5年後となってしまうと、結果的に卒業さ

れてしまうと、ここには当てはまらなくなってしまうのですけれども、その場合の選任方法というのを教えてください。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

教育次長。

○小俣敏孝教育次長 ただいまのご質問にお答えします。

基本的に、この委員会を想定しておりますのが、今質問の中にありました、4年、5年という長いスパンではなくて、可能な限り早めに、基本構想ということでございますので、方向性を出していただいて、進めていきたいと考えております。

整備をするのに、やはりこの1年、2年の間に方向性が出てこない、その先、どんどんお尻が先に行ってしまうので、想定とすると、現状では今年度設置をした上で、可能であれば来年度ぐらいまでには、早い段階では方向性を出していただきたいというふうに思っておりますので、もし仮に長くなりまして、学年が替わったような形で、役員が替わられるということであれば、そのときにまた委員会に諮りまして、どのような形で委任していくか、検討したいと思っております。

以上でございます。

○向井芳文議長 再質疑ございますか。

○2番 関 貴志議員 ありません。

○向井芳文議長 他に質疑ございますか。

8番、内藤純夫議員。

○8番 内藤純夫議員 定数についてですけれども、13人以内をもって組織ということと、あと委員長、副委員長を選任するということですが、これは委員長、副委員長の2人でも委員会が成立するということですか。最低人数はどのように考えているか、お聞きします。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

教育次長。

○小俣敏孝教育次長 ただいまのご質問ですが、委員長、副委員長の人数を決めていないという……

〔何事か言う人あり〕

○向井芳文議長 8番、内藤純夫議員。

○8番 内藤純夫議員 すみません。委員長、副委員長の2人だけで委員会が成立するかという、13人以内で、最低の人数は決まっていないですね、条例は。だから、2人だけでも委員会として立ち上げてしまっているのかという話です。

○向井芳文議長 教育次長、お願いします。

○小俣敏孝教育次長 大変失礼いたしました。

基本的に13人以内で定員はしておりますのですが、理論上でいくと、2人でも3人でも13人以内ですので、成立するのではないかという多分意図だと思われそうですが、13人、想定としますと、今お願いする予定になっておりますので、13人という限定した数ではなく、13を基準に、1人、2人欠けた場合であったとしても、委員会は成立するということを想定して、このような条文にさせていただいております。ご理解いただければと思います。

以上です。

○向井芳文議長 よろしいですか。

○8番 内藤純夫議員 はい。

○向井芳文議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 なければ、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第1、議案第47号 横瀬町立横瀬中学校施設整備検討委員会条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○向井芳文議長 起立総員です。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。



◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○向井芳文議長 日程第2、議案第48号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第2、議案第48号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてであります。地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の規定を整理したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○向井芳文議長 担当課長の細部説明を求めます。

総務課長。

〔逸見和秀総務課長登壇〕

○逸見和秀総務課長 それでは、議案第48号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について細部説明をいたします。

地方自治法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、引用している関係条例の条ずれが生じたため、それを整理するものです。

事前にお配りしました資料、新旧対照表2ページ目を御覧ください。

今回の条例は、条ずれが生じた２つの条例の一部改正を１つの条例で行うもので、第１条では横瀬町監査委員に関する条例の一部改正を、第２条では横瀬町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正をするものです。

改正の内容ですが、第１条、横瀬町監査委員に関する条例では、第５条第１項中の「第243条の２の８第３項」を「第243条の２の９第３項」に改め、第５条第２項中の「第243条の２の８第３項」を「第243条の２の９第３項」に改めるものです。

第２条、横瀬町下水道事業の設置に関する条例では、第６条中の「第243条の２の８第８項」を「第243条の２の９第８項」に改めるものです。

以上が条例の内容になります。

なお、各条例の内容については、変更はありません。

なお、この条例は、地方自治法の一部を改正する法律附則第１条第３号に掲げる規定の施行日からの施行となります。

以上で議案第48号の細部説明を終わります。

○向井芳文議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第２、議案第48号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○向井芳文議長 起立総員です。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第４９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○向井芳文議長 日程第３、議案第49号 横瀬町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第３、議案第49号 横瀬町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条

例の一部を改正する条例についてであります。人事院規則の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案をするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○向井芳文議長 担当課長の細部説明を求めます。

総務課長。

〔逸見和秀総務課長登壇〕

○逸見和秀総務課長 それでは、議案第49号 横瀬町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の細部説明をいたします。

事前にお配りしました資料2、条例の概要、8ページ目でございます。御覧ください。

今回の条例改正は、人事院規則の一部改正に伴い、職員の処遇改善を進め、仕事と生活の両立支援の拡充を図るため、改正するものです。

改正の内容ですが、第15条第1項では字句の整理を行うものです。

次に、「第17条の3」を「第17条の4」とし、第17条の2第1項で字句の整理を行い、同条を17条の3とするものです。

続いて、第17条の次に「第17条の2」を加えるものです。この第17条の2の内容が、今回の一部改正の内容になります。

具体的には、第1項で妊娠、出産等についての申出をした職員に対して下記の措置を行うものとするものです。

①として、出生時における仕事と育児の両立支援制度の周知と制度利用の意向確認。

②として、子供や家庭が原因で、仕事と育児の両立が困難となる状況の改善に関する意向確認。

第2項では、3歳に満たない子を養育する職員に対して下記の措置を講ずるものです。

①として、育児期における仕事と育児の両立支援制度の周知と制度利用の意向確認。

②として、子供や家庭が原因で、仕事と育児の両立が困難となる状況の改善に関する意向確認。

以上が、条例改正の内容になります。

施行期日は、令和7年10月1日となります。

なお、条例の施行日前においても、改正後の横瀬町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第17条の2第2項の各号に掲げる措置を講ずることができるものです。

以上で議案第49号の細部説明を終わります。

○向井芳文議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

2番、関貴志議員。

○2番 関 貴志議員 こちらの育児休暇に関しまして、令和6年度、令和5年度あたりの取得されている率というのが分かれば教えていただきたいのですけれども。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

○逸見和秀総務課長 育児休暇の取得率、ちょっと率までは計算していないのですが、直近では2名ほどの

職員が取っています。

以上です。

○向井芳文議長 再質疑ございますか。

○2番 関 貴志議員 ありません。

○向井芳文議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 なければ、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第3、議案第49号 横瀬町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○向井芳文議長 起立総員です。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。



◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○向井芳文議長 日程第4、議案第50号 横瀬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第4、議案第50号 横瀬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○向井芳文議長 担当課長の細部説明を求めます。

総務課長。

〔逸見和秀総務課長登壇〕

○逸見和秀総務課長 議案第50号 横瀬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の細部説明をいたします。

事前にお配りしました資料2、条例の概要、8ページ目になります。御覧ください。

今回の条例改正は、地方公務員の育児休業に関する法律の一部改正に伴い、職員の処遇改善を進め、仕

事と生活の両立支援の拡充を図るため、改正するものです。

改正の内容ですが、第1条及び第19条では、字句の整理を行うものです。

次に、第20条で、育児時間の取得形態の多様化を図るための改正をするものです。

具体的には、第20条で「部分休業」を「第1号部分休業」に改めるものです。

内容といたしましては、①として、現行の1日につき2時間を超えない範囲内の部分休業を「第1号部分休業」とするものです。

続いて、第20条の2で、「第2号部分休業」の承認を追加するものです。

内容としましては、②として、1年につき10日相当の勤務時間の範囲で勤務しないことを「第2号部分休業」とするものです。

なお、①の第1号部分休業、②の第2号部分休業は、いずれかを選択して取得することが可能であり、申出時に予測することができなかった特別な事情がある場合には、申出内容を変更することができることになります。

最後に、第21条及び第22条では、字句の整理を行うものです。

以上が、条例改正の内容になります。

施行期日は、令和7年10月1日となります。

なお、令和8年3月31日までの間における部分休業の請求をする場合には、この条例改正後の横瀬町職員の育児休業等に関する条例第20条の4の規定の適用を、同条第1号中「77時間30分」は「38時間45分」、同条第2号中「10」は「5」とするものです。

以上で議案第50号の細部説明を終わります。

○向井芳文議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

5番、黒澤克久議員。

○5番 黒澤克久議員 すみません。1点確認です。

この条例に係る職員の人数は、どのくらいの人数がいるのか、把握していれば教えてください。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

○逸見和秀総務課長 職員の人数を把握しているかということなのですが、今その辺の情報は集めていませんので、調べまして、後刻報告させていただきます。

以上です。

○向井芳文議長 よろしいですか。

○5番 黒澤克久議員 はい。

○向井芳文議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 なければ、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第4、議案第50号 横瀬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○向井芳文議長 起立総員です。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。



◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○向井芳文議長 日程第5、議案第51号 横瀬町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第5、議案第51号 横瀬町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。横瀬町立横瀬中学校施設整備検討委員会条例の制定に伴い、特別職の非常勤職の追加等をするので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○向井芳文議長 担当課長の細部説明を求めます。

総務課長。

〔逸見和秀総務課長登壇〕

○逸見和秀総務課長 それでは、議案第51号 横瀬町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について細部説明をいたします。

事前にお配りしました資料、新旧対照表3ページから4ページになります。御覧ください。

今回の条例改正は、横瀬町立横瀬中学校施設整備検討委員会条例の制定に伴い、横瀬町立横瀬中学校施設整備検討委員会の委員を追加するものです。

改正の内容ですが、第2条第2項に第19号として横瀬町立横瀬中学校施設整備検討委員会の委員を追加するものです。また、別表中の横瀬小学校校舎整備検討委員会委員の次に横瀬町立横瀬中学校施設整備検討委員会委員長と委員を追加するものです。

なお、報酬の額は、委員長は月額6,700円、委員は月額5,700円となります。

以上が、条例改正の内容となります。

なお、この条例は公布の日から施行します。

以上で議案第51号の詳細説明を終わります。

○向井芳文議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

5 番、黒澤克久議員。

○5 番 黒澤克久議員 ちょっと1点確認です。

今回この条例に係るところで日当額が出ていますが、特別職の報酬に関しては、以前の議会でも現状に見合ったものに見直すべきではないかということで、お話をしていることがあるのですが、今回これは見直しを検討された金額でということで、よろしいでしょうか。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

○逸見和秀総務課長 委員の日額報酬の件ですけれども、現状の日額報酬を出している委員については、委員長6,700円、委員5,700円というのがほとんどでありまして、それに準じた形で今回やらせていただいております。

非常勤特別職の報酬の見直しにつきましては、今年度の体制状況を見ながら、今後検討していくというふうなことで、今進めているところでおりまして、今回の条例の改正には、現行の金額をそのまま計上させていただくというふうなことになります。

以上です。

○向井芳文議長 再質疑ございますか。

○5 番 黒澤克久議員 ありません。

○向井芳文議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 なければ、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第5、議案第51号 横瀬町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○向井芳文議長 起立総員です。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。



◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○向井芳文議長 日程第6、議案第52号 横瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例及び横瀬町こども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第6、議案第52号 横瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例及び横瀬町こども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についてであります。重度心身障害者医療費支給対象の拡充のため、関係条例の規定を整備したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○向井芳文議長 担当課長の細部説明を求めます。

福祉介護課長。

〔加藤美智子福祉介護課長登壇〕

○加藤美智子福祉介護課長 議案第52号 横瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例及び横瀬町こども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の細部説明をさせていただきます。

資料1、新旧対照表、資料2、条例の概要を配付させていただきましたので、参考に御覧いただければと思います。

資料2の概要により、ご説明させていただきます。

8ページの資料2を御覧ください。今回の条例改正の基本的な考え方でございますが、埼玉県の重度心身障害者医療費支給制度の改正に伴い、支給対象者及び対象医療費の拡充について改正する必要性が生じたため、条例の一部を改正したいものでございます。

第1条、横瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部改正は、支給対象者の拡充に伴う規定の追加でございます。

精神障害者保健福祉手帳2級所持者を新たに重度心身障害者医療費支給対象者とし、精神通院医療費の自己負担分について助成対象とするものでございます。

まず、第2条第1項に第6号として精神障害者保健福祉手帳2級の障がい者を有する者の定義規定を新たに追加するものでございます。

次に、第2条第4項に精神通院医療費の定義規定を新たに追加し、この第4項の新設に伴い、現行の第4項及び第5項を1項ずつ繰り下げるものでございます。

続いて、第3条第1項第1号は、第2条第4項の追加に伴う字句の整理として法律番号を削るものでございます。

第4条第1項は、重度心身障害者医療費の支給対象にはならない医療費の一部負担金として精神障害者保健福祉手帳所持者に係る対象とならない医療費の範囲を第1号は手帳1級所持者、第2号は手帳2級所持者について、それぞれ規定するものでございます。

次に、第2条、横瀬町こども医療費支給に関する条例の一部改正は、他の医療費助成を受けている場合に対象外とする旨の明記でございます。

第3条第2項第4号は、こども医療費の支給の対象とならない者を身体障害者手帳1級、2級、3級及び療育手帳マルA、A、Bの障がい者を有する者に限定するため、重度心身障害のある子供の範囲を定めるものでございます。

他法優先の原則から、全ての重度心身障害者は、重度心身障害者医療費の支給対象でありましたが、今

回の改正により、精神障害者保健福祉手帳１級、２級を所持する子供については、こども医療費の対象となります。

附則は、第１項といたしまして、条例の施行期日を公布の日と規定しているものでございます。

附則第２項は、経過措置といたしまして、改正後の対象者及び対象とする医療費の規定を令和８年１月１日以降の診療分とし、令和７年１２月３１日までは従前の例によるものと規定するものでございます。

以上で説明を終わります。

○向井芳文議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第６、議案第５２号 横瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例及び横瀬町こども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○向井芳文議長 起立総員です。

よって、議案第５２号は原案のとおり可決されました。



◎認定第１号～認定第５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○向井芳文議長 お諮りいたします。

日程第７、認定第１号から日程第１１、認定第５号までは、いずれも関連がありますので、一括上程をしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 異議なしと認めます。

よって、日程第７から日程第１１まで、これを一括上程いたします。

日程第７、認定第１号 令和６年度横瀬町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第８、認定第２号 令和６年度横瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第９、認定第３号 令和６年度横瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第１０、認定第４号 令和６年度横瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第１１、認定第５号 令和６年度横瀬町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、以上決算認定５件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 一括上程されました日程第7、認定第1号 令和6年度横瀬町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、認定第2号 令和6年度横瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9、認定第3号 令和6年度横瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第10、認定第4号 令和6年度横瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。地方自治法第233条第3項の規定により、決算について別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

また、日程第11、認定第5号 令和6年度横瀬町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてであります。地方公営企業法第32条第2項及び同法第30条第4項の規定により、利益剰余金の処分及び決算について、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○向井芳文議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、監査委員に決算審査の報告を求めます。

大沢代表監査委員。

〔大沢賢治代表監査委員登壇〕

○大沢賢治代表監査委員 代表監査委員の大沢でございます。ただいま議長からご指名をいただきましたので、決算審査意見書についてご説明申し上げます。

お手元に配付してございます令和6年度決算審査意見書を御覧いただきたいと思います。

意見書の3ページをお開きください。地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により、審査に付された令和6年度横瀬町一般会計・特別会計の歳入歳出決算及び関係書類並びに定額資金の基金運用状況について、審査の結果を取りまとめ、令和7年8月20日付で町長宛てに提出したものでございます。

4ページに参りまして、第1、審査の対象でございますが、令和6年度横瀬町一般会計歳入歳出決算をはじめ、ここに記載のとおり、全部で7件でございます。

次に、第2、審査の期日、審査の場所並びに第3、審査の手續及び準拠でございます。令和7年7月7日、8日、10日の3日間にわたり、町役場会議室において、監査基準に準拠し、記載どおりの手續により、審査を実施いたしました。また、7月10日には、ENGAWA及びウォーターパーク・シラヤマ駐車場、町民会館事務室の3か所について現地実査を行いました。関係職員の皆様には、業務繁多の中にもかかわらずご対応いただき、感謝申し上げます。

続いて、第4の審査の結果でございます。審査に付された歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書は、いずれも法令に準拠して作成されており、決算計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、おおむね誤りのないものと認められ、また定額資金の基金運用状況についても適正であると認められました。

(1)の指摘事項でございますが、農林水産業費において、一部委託料の未払いが生じておりましたので、改めて組織全体の問題としてご認識いただき、適正な事務執行をお願いいたします。

次に、5ページに参りまして、第5、決算の概要でございます。令和6年度は、第6次横瀬町総合振興計画後期基本計画の初年度に当たり、各分野において地域社会の基盤を支えるための事業が実施されたと

ころでございます。

令和6年度の一般会計及び3つの特別会計の決算額の合計は、5ページ中ほどの表にございますように歳入総額が67億3,114万1,000円、歳出総額が63億8,721万8,000円、歳入歳出差引額が3億4,392万3,000円、実質収支額が2億9,824万7,000円となりました。表の下の円グラフでも示されておりますように、歳入歳出とも全体の約7割を一般会計が占めています。

6ページに参りまして、歳出決算規模及び実質収支の推移でございます。令和6年度の歳出決算規模は前年度に比べ一般会計が2億1,412万6,000円増加し、また特別会計の合計は前年度に比べ2,171万2,000円の減少となり、歳出の総合計は前年度に比べ1億9,234万4,000円の増加となりました。また、令和6年度の実質収支は、総合計2億9,824万7,000円となっており、前年度に比べ3,185万円増加しています。

なお、(2)の定額資金の基金運用状況の表中、土地開発基金については、廃止に伴いまして、年度末現在高がゼロ円となっております。

続いて、7ページは、令和6年度一般会計における各課の主な事業実績について記載してございます。個別の説明は省かせていただきますので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

また、8ページから9ページにかけましては、滞納債権管理の実情について調査した結果を集計表にまとめてございます。8ページ下段の滞納債権集計表（令和6年度末現在）を御覧ください。表の右端、合計の一番下でございますが、滞納債権の件数は1,131件、滞納額は6,152万4,000円となっております。前年度と比較し、件数が239件、金額は1,071万9,000円減少しています。引き続き、債権管理マニュアルに沿って滞納債権の管理・徴収に当たっていただくとともに、極力新たな滞納を発生させないよう努めていただきたいと思います。

次に、10ページに参りまして、第6、一般会計についてでございます。一般会計の決算状況につきましては、10ページから28ページにかけて記載してございますので、ここでは要点について申し上げます。

まず、1、決算規模の概要でございます。10ページ上段の歳入歳出決算額等の推移の表を御覧ください。歳入歳出ともに令和3年度から年々減少してきましたが、令和6年度は歳入歳出それぞれ増加し、特に歳入歳出差引額が大幅増となっております。

次に、2の決算収支の状況でございます。同じ10ページ下段の収支決算の推移の表を御覧ください。歳入歳出の差引額を示す形式収支（C）でございます。令和6年度は2億7,412万8,000円の黒字、また翌年度へ繰り越すべき財源（D）を除く実質収支（E）では2億2,845万2,000円の黒字となっております。

次に、11ページに参りまして、3、予算の執行状況でございます。まず、(1)、歳入の（ア）、総括的事項についてでございます。令和6年度の一般会計歳入決算額は47億2,943万6,274円で、前年度に比べ3億218万2,675円、率にして6.8%増加しています。

12ページ及び13ページにございます、款別歳入の執行状況の表及び円グラフについても併せてご参照いただければと存じます。

増加したものとしましては、第9款地方特例交付金をはじめ第10款地方交付税、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第17款寄附金及び第18款繰入金などでございます。

一方、減少した主なものとしては、第19款繰越金及び第21款町債がございました。

歳入の構成比を見ますと、地方交付税が最多の34.7%、次いで町税が24.8%、この2つの科目で歳入全

体のほぼ6割を占めています。

次に、14ページに参りまして、歳入の財源別状況の表及びグラフを御覧ください。自主財源及び依存財源の額と構成比について、令和3年度から令和6年度までを比較しています。自主財源の割合でございますが、令和3年度から令和5年度にかけては年々増加してきました。令和6年度につきましては、自主財源の額そのものは増加して、過去4年間で最多となりましたが、依存財源の増加のほうを上回ったため、相対的に自主財源の割合が下がり、39.2%となっています。

14ページの下段、(イ)、款別の歳入状況についてでございます。第1款町税から18ページの第22款自動車取得税交付金まで各款ごとに記載してございます。個別の説明は略させていただきます、18ページの(ウ)、まとめを御覧いただきたいと存じます。

まず、1の歳入に占める自主財源の比率についてでございます。先ほども申し上げましたように令和6年度では地方交付税など依存財源が増加し、相対的に自主財源比率が低下しています。言うまでもなく、自主財源は町の行財政運営を支える基となるものでございますので、引き続き安定的な確保に努めていただきますようお願いいたします。

続いて、18ページ、2の町税収入についてでございます。令和6年度は、町民税、固定資産税、軽自動車税、鉦産税が前年度に比べて増加し、一方、町たばこ税が減少しています。町税全体では対前年度657万8,509円、0.6%の増加、徴収率は96.9%で、前年度に比べ0.6ポイント上昇しています。引き続き、適正課税と年度内納付の徹底を図り、確実な財源確保をお願いいたします。

同じく18ページの3、収入未済額、不納欠損の状況でございます。令和6年度の収入未済額は6,550万3,000円で、内訳は町税が3,299万9,000円、国庫支出金が3,250万4,000円となっています。収入未済額は前年度に比べ町税で960万円、国庫支出金で1,730万円、それぞれ減少しています。また、不納欠損額は町税で479万3,000円となっており、前年度に比べ206万8,000円増加しています。引き続き、関係法令や債権管理マニュアルに沿って慎重かつ適正に取り扱われますようお願いいたします。

次に、19ページからの(2)、歳出に参ります。まず、(ア)、款別歳出の執行状況につきましては、19ページにございます、款別歳出の執行状況の表を御覧ください。

なお、20ページの円グラフについても、併せてご参照いただければと存じます。

令和6年度の決算額は44億5,530万7,850円で、前年度に比べ2億1,412万5,153円、率にして5.0%増加しています。款別の構成比を見ますと、第3款民生費が最大の27.3%、次いで総務費の21.5%、土木費の14.05%と続いています。また、対前年度比では農林水産業費や土木費などが増加した一方、商工費や教育費が減少しています。

各款別の概要につきましては、20ページの円グラフの下から22ページにかけて記載してございます。個別の説明は省略させていただきます、22ページの中ほどにございます、(イ)の総括的事項のうち、1の不用額について申し上げます。令和6年度の不用額は1億9,176万2,000円で、前年度に比べ2,916万1,000円ほど増加しております。また、予算現額に対する割合は4.0%となっております。その年によって多少の増減はやむを得ないとしても、貴重な財源を有効活用するため、不用額を抑えていくことにご理解をいただきたいと思います。

次に、23ページの(ウ)、性質別歳出の状況でございます。まず、下半分にございます、性質別歳出の

状況の表を御覧ください。令和6年度の義務的経費は18億1,490万6,000円で、対前年度比2億3,649万7,000円、率にして15.0%の増加、投資的経費は3億6,611万6,000円で4,407円、10.7%の減少、その他の経費は22億7,509万6,000円で2,169万9,000円、1.0%の増加となっています。

24ページの上段にございます、義務的経費の推移の表と棒グラフを御覧ください。

なお、棒グラフのほうに左に寄っておりますので、ご注意ください。義務的経費は、増減しながらも、全体的には上昇傾向にあり、令和3年度をピークに、令和4年度で一旦減少、令和5年度からは増加に転じています。また、義務的経費に充当された一般財源等は、令和2年度まで増加が続いた後、令和3年度に一旦は減少しましたが、令和4年度から再び上昇、令和6年度は過去10年間で最も高くなりました。今後とも数値の動きには十分注意していただきたいと思います。

次に、(エ)、燃料費及び光熱費の推移でございます。24ページの生ほどから26ページにかけて、過去5年間の燃料費及び光熱費の推移がグラフになっています。全般的にエネルギー関連の価格高騰が続いており、町におきましても少なからず影響を受けております。言うまでもなく、これらの費用は価格、期間にかかわらず事業活動に欠かせないものでございますので、引き続き今後の動向に注意していただきたいと思います。

次に、27ページから28ページは、(オ)、財政構造の弾力性についてでございます。27ページの表、主要財務比率の年度別推移には、財政力指数をはじめとする各比率の過去3年間の推移が示されております。

1の財政力指数は、令和6年度の指数は0.462で、3か年平均では0.474となり、年々下がる傾向であります。

2の経常収支比率は、令和6年度が79.0%となり、前年度に比べ5.8%下がりました。これは歳入の地方交付税の増加に伴って分母となる経常一般財源が増加したことによるものと考えられます。数値的には大きく改善していますが、油断せず、経常的な収入支出の動向に十分注意していただきたいと思います。

28ページに参りまして、3の経常一般財源比率は102.0%で、前年度から1.2ポイント上昇し、良好な数値となっています。ほかに人件費や公債費に関する比率についても、今のところ問題ないものと思われますが、ご承知のように、これらの経費は非常に硬直性の高い経費でございますので、引き続きその動向には注意していただきたいと思います。

以上で一般会計の説明を終わりまして、次に29ページからの特別会計についてでございます。29ページから31ページにかけては、第7、国民健康保険特別会計でございます。令和6年度決算では歳入歳出とも前年度に比べ減少しており、また加入世帯数、被保険者数ともに前年度に比べ減少しております。国民健康保険税の徴収率は82.6%で、前年度を下回っております。引き続き、徴収率の向上に向け、よろしくお願いいたします。

32ページ、33ページは、第8、介護保険特別会計でございます。令和6年度決算では、歳入歳出とも前年度に比べ増加し、また介護認定者数及び保険給付費ともに前年度に比べ増加しています。

34ページ、35ページは、第9、後期高齢者医療特別会計でございます。令和6年度決算では、歳入歳出とも前年度に比べ増加し、また被保険者数は前年度に比べ53人増加しています。

36ページからは、第10、財産に関する事項でございます。1の公有財産のうち、土地については、ウォーターパーク・シラヤマ駐車場用地取得による増加、また出資による権利については、秩父広域市町村圏

組合水道事業及び下水道事業会計に対する出資金の増加がございました。貴重な町有財産の管理及び取扱いに関しましては、引き続き十分な注意を払っていただきますようお願いいたします。

次に、37ページ、4の基金でございますが、土地開発基金の現金8,395万9,000円が減額となったほか、財政調整基金、介護保険給付費準備基金などで取崩しが行われ、一方で減債基金、森林環境整備基金、企業版ふるさと納税基金及び財政調整基金などへの積立てであり、基金現在高の合計は14億8,940万3,000円となっています。今後とも設置目的に沿って、安全かつ効率的な管理運用をお願いいたします。

39ページの第11、定額資金の基金運用状況でございますが、2つの基金とも運用実績はございませんでした。

続きまして、下水道事業会計決算審査意見書についてご説明申し上げます。お手元に配付してございます、令和6年度下水道事業会計決算審査意見書を御覧いただきたいと思います。と存じます。

まず、3ページをお開きください。地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された令和6年度横瀬町下水道事業会計の決算について審査結果を取りまとめ、令和7年8月20日付で町長宛てに提出したものでございます。

4ページに参りまして、第1、審査の対象、第2、審査の期日・場所及び第3、審査の手續及び準拠につきましては、ここに記載のとおりでございます。第4、審査の結果でございますが、審査に付された決算書その他関係書類は、いずれも関係法令に準拠して調製され、関係諸帳簿及び証拠書類との照合をした結果、計数は正確であり、また事業の経営成績及び財政状態は適正に表示されており、かつ事業の執行は適正に処理されていると認められました。

続いて、5ページの1、予算執行状況の(1)、収益的収入及び支出でございますが、収入は3億4,901万4,000円、支出が3億2,953万9,000円でございます。

(2)、資本的収入及び支出につきましては、収入が2億817万2,000円、支出が2億4,417万8,000円でございます。

6ページの中ほど、(3)、一般会計繰入金につきましては、繰り出し基準に基づくもの及び基づかないもの、合わせまして2億5,833万9,000円となっています。

続いて、6ページ下段から7ページにかけまして、2の経営成績についてでございます。収益が3億3,482万2,000円、費用が3億2,542万6,000円、純損益が940万2,000円となっています。

続いて、8ページに参りまして、3の財政状態でございます。まず、資産でございますが、土地や建物等の固定資産と現金や預金等の流動資産の合計は32億4,902万7,000円となっています。

次の負債につきましては、支払期限は1年以降の固定負債と1年以内に支払いが発生する流動負債、また繰延収益の合計は29億9,471万8,000円となっています。

次に、資本についてでございますが、資本金と剰余金の合計は2億5,630万9,000円となっています。

続いて、9ページの(4)、資金収支の状況でございますが、資金期末残高は1億2,342万5,000円で、現金・預金と一致しています。

同じ9ページの中ほど、4の業務状況でございます。まず、(1)の特定環境保全公共下水道については、整備済み面積が127.1ヘクタールで、2.7ヘクタールの増加、水洗化人口は2,727人で39人の減少となっています。

次の10ページの(2)、浄化槽設置管理事業でございます。浄化槽設置基数につきましては、単独処理槽やくみ取り便槽からの変換が3基、新設が21基、既存の浄化槽の帰属が8基、ほか廃止1基を含め、浄化槽管理基数が290基となっています。まとめとしまして、収益と費用の相対的な関連を示す総収益対総費用比率は102.9%で、理想比率の100%を超えています。

一方、業務活動の効率を示す営業収益対営業費用比率は16.9%となります。引き続き、使用料収入の確保や維持管理におけるコスト縮減も的確に図り、基準外繰入額の縮減に努めていただきたいと存じます。

また、今後既存の水道施設や浄化槽等の老朽化に伴う改修費用の増嵩が見込まれるなど、経営環境は厳しくなるものと予想させます。

そうした中で、下水道事業の減少と今後の情勢を的確に見据えながら、衛生的で快適な生活環境を維持し、公共用水域の水質の保全を図っていくためには経営の健全性が不可欠であることから、引き続き収益の確保及び費用の抑制を推進し、経営改善につなげていただくよう要望し、終わります。

○向井芳文議長 監査委員の決算審査報告を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時19分

○向井芳文議長 再開いたします。

ここで申し上げます。1番、森沢望美議員から早退する旨の通告がございましたので、ご報告いたします。

ただいま決算審査中でございます。決算関係書類等の調査については、9月4日から本日までの間において実施していただいておりますので、これより質疑を行います。

初めに、監査委員の決算審査に対する質疑を行います。質疑ございますか。

5番、黒澤克久議員。

○5番 黒澤克久議員 決算意見書の4ページで、指摘事項に記載されています、未払いの関係なのですが、この未払いは仕方ないにしても、今後こういうことが起こらない対策とかは、担当課は考えていらっしゃるかどうか、確認させてください。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

〔「監査委員の」と言う人あり〕

○向井芳文議長 ここで私申し上げたのは、監査委員の決算審査に対する質疑ということで申し上げていきますので、監査委員の決算審査に対する質疑なので、監査委員でなくてもいいというふうにさせていただきますが、この後に執行部のほうの質疑も……

〔何事か言う人あり〕

○向井芳文議長 では、区切らせていただきます。失礼いたしました。

では、まず監査委員に対する質疑があるかどうか、こちらに関しまして質疑はございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 よろしいですか。では、こちらは質疑なしと認めます。

次に、執行部に対する質疑、これに関しまして一般会計で入っていく予定ではあったのですが、今回はちょっと事例等もございますので、決算審査……

〔何事か言う人あり〕

○向井芳文議長 なければ、監査委員に対する質疑を終結いたします。

次に、執行部に対する質疑を行います。

ちょっと区切らせていただいていたいいですか。

〔「全体に」と言う人あり〕

○向井芳文議長 全体でやりたいところなのですが、今、決算審査に関するところで、区切ったほうが分かりいいかなという、ちょっと判断をさせていただいて、この決算審査に対する執行部への質疑ということですよ。ということで、5番、黒澤克久議員、お願いします。

それで、先ほど質疑していただいたので、すみません。答弁のほう、振興課長、お願いします。

○浅見 聡振興課長 初めに、令和6年度決算におきまして、振興課の未払い、事務処理の案件が1件生じてしまったことにつきましては、大変申し訳ございませんでした。

当該案件につきましては、決算審査意見書にございますとおり、第二種特定鳥獣個体分析調査業務委託で未払い額は56万6,720円でございます。

今回、事務処理の誤りによりまして、未払いとなってしまったわけでございますが、その理由の一つとしましては、事務処理の一つでもあります、支出負担行為に係る伝票を起票していないことがございます。当該契約につきましては、単価契約により実績に基づいて年度末に支払い伝票を起票するため、当初の時点では契約総額が決まっておりません。状況によりまして、このような事業実施のケースは、ほかにも幾つかございますが、支出負担行為伝票を起票していれば、未払いのリストに上がってきます。未払い伝票のリストに上がってきていないことが、安易に支払い処理済みと考えてしまいまして、今回支払い行為を怠ってしまったものでございます。

また、予算残額を細かくチェックしていない点も支払い未払い、未執行の理由の一つと考えられます。予算残額については、ある程度まとまった額がある場合、その残額の理由について確認しておりますが、支払い額が50万円を超えるにもかかわらずチェックを怠ったことが支払いを怠ってしまった理由でございます。

今後の対策でございますが、当該案件が単価契約で、契約総額が当初から分かっている状況ではありませんが、計画頭数が分かるのであれば、その数値に基づきまして、当初から支出負担行為伝票を起票できるようにいたします。できる場合には、伝票を起票しまして、実績報告の内容に基づいて金額に差がある場合には伝票の増減処理によりまして対応いたします。

これによりまして、年度末にチェックする未払いリストに載ってきますので、事務処理としての未払い防止対策ができるものと思われれます。

また、最終的な予算残高のチェックを二重、三重の目で行うようにいたします。これにつきましては、各課グループ内で担当者以外のグループリーダー、課長等で二重、三重にチェックを行いまして、支払い

漏れをなくしたいと思います。この行為を徹底いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○向井芳文議長 再質疑ございますか。よろしいですか。

○5番 黒澤克久議員 はい。

○向井芳文議長 先ほどは失礼いたしました。決算審査に対すると申し上げてしまったのですが、今区切ったのは、決算意見書に対する質疑ということで、お願いいたします。

執行部に対して質疑ございますか。

6番、宮原みさ子議員。

○6番 宮原みさ子議員 すみません。ページ数が18ページ、収入未済と不納欠損額が令和5年に比べると倍近くになっていますけれども、この理由を教えてくださいと思います。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

税務会計課長。

○工藤 学税務会計課長兼会計管理者 不納欠損額につきましてご説明申し上げます。

不納欠損につきましては、徴収すべき税のうち様々な理由から納税の見込みが立たなくなり、その債権が消滅したとみなしまして処理を行うものになります。

不納欠損の具体的な例でございますが、まず時効の成立、税法等によりまして、定められた期間が経過したもの、次に滞納処分の停止の処理、納税者に財産がなく、生活が困窮しているなどの理由で滞納が続いている方の滞納処분을停止するもの、そのほか納税義務者が行方不明な場合、そのほか財産などの破産などにより財産を失った場合、そのほか相続の放棄、亡くなった方の相続人になる方が相続を放棄した場合などが該当の例として挙がってきます。

今回の例は、令和6年度の例でございますが、過去からの年度において未納が続いていた分の未納の税金になりますが、生活の困窮により納税が困難と判断しまして、滞納処分の停止として不納欠損処理したものになります。

そのうち大きな金額がありましたので、昨年度と比べまして、今回欠損額は大きくなりました。不納欠損は、単に徴収を安易に諦めるものではありません。財産の調査等を行いまして、それでも難しい場合に法令に基づきまして不納欠損の処理をしております。公平で公正な課税と納税をいただくことが大前提でございますので、今後も町の貴重な財源の税収として課税と納税に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上になります。

○向井芳文議長 再質疑ございますか。

6番、宮原みさ子議員。

○6番 宮原みさ子議員 よく分かりましたけれども、生活困窮者に対して、本当に生活困窮者なのかを見極めることは難しいと思いますけれども、税金を納めるのが嫌だから困窮者に成り済ますみたいな感じで、今後こういうふうになってくのではないかと思いますけれども、そのような取組はどのようにするのか、お願いします。

○向井芳文議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

税務会計課長。

○**工藤 学税務会計課長兼会計管理者** ただいまの質問にお答え申し上げます。

生活困窮かどうかの判断ということが関わってくるかと思います。不納欠損する場合には必ずその方の財産の調査というものをさせていただきます。預金の状況ですとか、生命保険の加入状況、あと土地や建物等の財産があるかないか。ある場合には税に換金、換価していただいて納税していただくことが大前提になります。そういったものを調査した中で、どうしてもやむを得ず、これ以上徴収を見込めないという場合に限って不納欠損という処理をしております。もちろん、財産があれば、不納欠損ではなくて差押えという形で税として納税いただく形になります。

以上になります。

○**向井芳文議長** 再々質疑ございますか。

〔「議長」と言う人あり〕

○**向井芳文議長** 10番、関根修議員。

○**10番 関根 修議員** これは監査委員に対する質疑ですから、質疑なしですね。行政報告書とか、決算書があるのだから、そこで今言ってもらったことって、そこでも聞けるわけだから、これだと全部になってしまうので、一回止めて、なしということで、締めて、その後また質疑したほうがいいのではないですか。

○**向井芳文議長** ありがとうございます。大変失礼いたしました。

ここから執行部に対する質疑ということで、一般会計から入ります。

今ご指摘いただきましたように決算意見書をちょっと分けてしまったのですが、決算意見書に関しましても含めて、こちらの一般会計の決算のところで、一般会計は一般会計、特別会計は特別会計について、下水道事業会計はそちらというふうに質問をお願いいたします。

○**10番 関根 修議員** この報告書も含めてというのだけれども、報告書の答弁義務というのは監査委員にあるわけだから、もうそこでなしということですから、なしで、ここに同じことが、同じような内容が決算書にもあるし、令和6年度行政報告書にもあるのです。だから、それは執行部側が出しているわけだから、それに対しての質疑に移らないと、答弁の主体が誰になるかというのが、すごく曖昧になってしまうので。

○**向井芳文議長** ご指摘ありがとうございます。

そのような形で進めさせていただきたいと思います。

それでは次に、執行部に対する質疑ということで、一般会計からの……

〔何事か言う人あり〕

○**向井芳文議長** もう一度、ではすみません。確認をさせていただきます。

こちら監査委員の決算審査に対する質疑、こちらに関しましてご質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**向井芳文議長** なければ、監査委員に対する質疑を終結いたします。ありがとうございます。

次に、執行部に対する質疑を行います。質疑の際はページ数を……

〔「議長、すみません」と言う人あり〕

○向井芳文議長 はい。

〔「ちょっと休憩してください」と言う人あり〕

○向井芳文議長 休憩いたします。

休憩 午前 11 時 29 分

再開 午前 11 時 36 分

○向井芳文議長 それでは、再開いたします。

次に、執行部に対する質疑を行います。質疑の際はページ数をお示してください。

なお、ページ数に関しまして、今回アプリ上でのページ数と割り振りのそれぞれの元のページ数がちょっと違ってまいりますので、こちらややこしくなりますので、ページ数に関しましては、それぞれの、このページをお示しいただければ、例えば言いますと、最終が59ページという扱いになります、一般会計であれば。ウェブ上で見られている方は右下に数字が書いてありますが、右下ではなく、それぞれのページ、左、右と下に書いてある、このページ数をお示ししてください。

〔「議長」と言う人あり〕

○向井芳文議長 12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 ちょっと休憩してください。

○向井芳文議長 暫時休憩といたします。

休憩 午前 11 時 37 分

再開 午前 11 時 37 分

○向井芳文議長 では、再開いたします。

初めに、一般会計の決算に対する質疑を行います。質疑ございますか。

6 番、宮原みさ子議員。

○6 番 宮原みさ子議員 行政報告書の69ページにあります、防災体制整備事業の中で自動ラップ式トイレ導入とありますが、この詳細を教えてください。

それと、行政報告書84ページ、有害鳥獣被害防止事業について、今回猟友会のメンバーも増えましたし、かなり成果が上がっていると思うのですけれども、現在の成果と今後の現状を教えてくださいと思います。

あと、一般会計の決算書の中で133ページ、横小のスクールバス運行委託料とありますけれども、多分私、芦ヶ久保の小学校、中学校の生徒の数が減少していると思いますけれども、そのような取組、今後どのようにしていくのかをお願いいたします。

以上3点です。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

○逸見和秀総務課長 ただいまの質問は、行政報告書の69ページ、防災体制事業の中の自動ラップ式トイレの詳細についてですが、こちらにつきましては、簡易設置型のトイレということで、椅子と便器がセットになっている本体と、それに付随してテント型の個室、それと便器に設置する収納用のビニール袋をセットにしたもので、1台50回分のセットになっているものを10台購入させていただきました。用を足していただいて、スイッチを入れていただくと、自動で便器のほうで封をして密封するような状態になって対応していくというふうなもので、災害時に活用できるということで、購入させていただきました。

以上です。

○向井芳文議長 振興課長。

○浅見 聡振興課長 ただいまのご質問に答弁させていただきます。

行政報告書に記載のございます、有害鳥獣対策における現状と成果でございます。現状についてでございますけれども、本町における有害鳥獣の状況でございますが、被害金額として最も多い、農作物の被害状況で多いのはアライグマ、ハクビシンをはじめとする中小型獣による果樹被害がございます。次いでヒヨドリなどの鳥類による果樹被害、またイノシシやニホンジカといった大型獣による野菜等の被害が多くなっております。

また、猿の状況でございますけれども、令和3年度時点におきまして、横瀬町には3つの群れがございまして、宇根地区と秩父市影森地区の一群れ、あと根古屋地区の群れ、あと芦ヶ久保地区の3つの群れがございました。現状におきまして、根古屋地区はなくなりまして、吸収されたと思うのですが、宇根地区、影森地区と芦ヶ久保地区の2つの群れになっております。

様々な対策を練ったのですが、成果としまして、実は猿につきましては、ICT技術を用いまして、効果的な捕獲等を行いました。令和6年度につきましては、13頭の捕獲を実施しまして、それがかなり影響しまして、頭数等が減ったものでございます。被害も相当減っております。その群れは、現在他の地域で活動しているか分かりませんが、横瀬町のほうは、あまりない状況でございます。

あと、先ほどお話のございました、猟友会のメンバー等につきましても、令和5年度に5名の新しく隊員になられた方、あと令和6年度に1名、合計で24名、今、猟友会の活動をしております。その人たちの活動もありまして、今、効果的に被害が減っております。

鹿につきましては、令和5年度で過去5年間で最高の153頭、令和6年度につきまして130頭取れております。令和5年度にジビエの工場ができたことによりまして、緊急捕獲等もありまして、かなり頭数も増えて被害が減っております。

成果としまして、第6次総合振興計画における設定をしております、農作物被害の面積につきまして、目標値0.71ヘクタールあるのですが、令和6年度時点で0.35ヘクタールになっておりまして、成果は上がっていると思われます。

以上でございます。

○向井芳文議長 教育次長。

○小俣敏孝教育次長 それでは、スクールバスの関係についてご質問にお答えしたいと思います。

現状といたしますと、今回審議していただきます、令和6年度につきましては、14名の児童生徒が搭乗しまして使っております。内訳とすると、うち3名が中学生です。

今後の見込みなのですが、令和7年度につきましては、12名の児童生徒に利用いただきます。内訳としまして、中学生が4名です。この後、今年度3年間の長期契約で実施をしております、今年度で、その3年目、契約が切れる形になります。ですので、来年以降実施する場合には、やはり安定的に運用したいので、可能であれば3年間の長期契約という形で準備を進めるところなのですが、児童生徒の見込みにしますと、令和8年度が11名、うち中学生が5名、令和9年度は10名、うち中学生が7名、令和10年度につきましては8名、うち中学生が6名です。その後、その先の3年間等で見えていきますと、トータルで6人、3人、3人と、現状でいきますと、大分人数は減ってくる見込みになっております。

議員もご承知のように平成21年に芦ヶ久保小学校が統合する際の住民との協議の結果、スクールバスの手当ては、ぜひ続けてほしいという強い要望がありまして、この事業を実施しております。前回、前々回のスクールバスの更新のときの検討にもあったのですが、やはり当時から人数が減ってくる見込みということで、現在使っている、いわゆるバスが18人乗り、これをジャンボタクシーと、そういうもので使えないかと協議をしたのですけれども、業者自体が適応する車がなくて、現状はスクールバスを利用して契約をしております。

ただ、今回は、まだ10名程度の児童生徒が見込まれますので、3年間は今の形、次回の更新時にどのような運用ができるかというのは議論が必要になってくるかと思っております。

以上です。

○向井芳文議長 町長。

○富田能成町長 中長期的な今の児童生徒の人数想定は、そのとおりなのですが、ここに来て芦ヶ久保地区も含めて、若い世代の移住が少しずつ増えてきています。そんなこともあるので、これから移住される方や、これから芦ヶ久保で所帯を持って子育てをしていくという方が出てくる可能性はありますので、そういう人たちも含めて、先々を考えていきたいなというふうに思っています。

○向井芳文議長 再質疑ございますか。

6番、宮原みさ子議員。

○6番 宮原みさ子議員 ありがとうございます。

それでは、このトイレは、どこに保管されるのかというのを1点と、今回の鳥獣被害に対して柵田が、今、鹿かイノシシか、かなり田んぼの中を荒らしておりますけれども、その対策はどのように行っているのか、その2点を伺います。

○向井芳文議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

○逸見和秀総務課長 自動ラップ式トイレの保管場所でございますが、役場の倉庫に保管しております。災害が発生した場合に各避難所等に、そこで活用する予定でございます。

以上です。

○向井芳文議長 振興課長。

○浅見 聡振興課長 ただいまの再質問に答弁させていただきます。

棚田のほうでイノシシ等の被害がございますけれども、現状で棚田の面積、1割弱だと思うのですが、被害を受けております。これにつきましては、猟友会のほうと相談させていただいたり、あと集落支援員で鳥獣の活動をしていただいている方もいらっしゃいます。一緒になって、タッグになって対策をしているのですが、カメラ等に映った鹿が4頭、イノシシが1頭映っておりました。わな等を周辺に14か所設置させていただきまして、鹿につきましては、既に4頭が取れております。イノシシにつきましては、実はわなにかかったのですけれども、かかりが悪くて逃げられてしまいました。その影響で今現在、出動していない状況でございます。そのような早急な対応をしておりますので、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○向井芳文議長 再々質疑ございますか。

○6番 宮原みさ子議員 ありません。

○向井芳文議長 他に質疑ございますか。

7番、新井鼓次郎議員。

○7番 新井鼓次郎議員 すみません。113ページ、秩父地域森林林業活性化協議会集約化分科会負担金、この負担、何に使われているのか、教えていただきたいのと、117ページ、武甲山資料保存会補助事業480万円ですが、これも資料館のことなのだと思いますが、この用途を教えてください。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

振興課長。

○浅見 聡振興課長 ただいまの質問に答弁させていただきます。

森林林業活性化協議会の負担金の使われ方でございますが、こちらにつきましては、小規模事業者等の支援で、作業道の開設等の事業にも協議会のほうで使われておりまして、そちらの費用などに使われております。

あと、先ほどお話をいただきました武甲山資料保存会の補助金でございますが、こちらのほうにつきましては、武甲山資料館の運営費にかかる補助金でございます。主に内容を見ますと、資料館の人件費とか、運営にかかる費用に使われております。

以上でございます。

○向井芳文議長 町長。

○富田能成町長 2つ目の武甲山資料保存会補助金について答弁します。

これは秩父市と横瀬町が、それぞれこの補助金額を拠出しまして、武甲山資料館の運営に充てている資金です。原資は武甲山関係の企業さんからいただいているという性質でございます。

○向井芳文議長 再々質疑ございますか。

7番、新井鼓次郎議員。

○7番 新井鼓次郎議員 森林林業活性化協議会というものがあって、その中の集約化分科会というのが常時存在しているという認識でよろしいのかということと、市町村間なんかでも、多分申請に対して補助的なことがあるのだと思うのだけれども、この協議会という組織で森林の整備に対する補助を常時行っている組織があるという認識でよろしいでしょうか。

活性化協議会というと、林業に関わる方とか、市町村の代表の方が集まって、ただ会議しているだけと

いう印象があるのですが、そんな細かな作業をその協議会で本当にできるのか、お伺いしたい。ちょっと決算の金額とは関係ないのですが、参考をお願いします。

○向井芳文議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

振興課長。

○浅見 聡振興課長 ただいまの質問に答弁させていただきます。

協議会につきましては、様々な林業活性に伴います活動に対して支援をしているものでございまして、それに対して各市町で負担金を出しているものでございますが、内訳については、細かい資料は今ございませんので、後刻説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○向井芳文議長 町長。

○富田能成町長 私のほうからも少しお答えします。

これは森林林業活性化協議会は、ちちぶ定住自立圏の中で手がけている事業になります。森林林業に関して何か行政分野からのアプローチということについては、やはりスケールメリットが必要であろうということで、1市4町で一緒にやっている事業を担っている協議会であります。

○向井芳文議長 再々質疑ございますか。

7番、新井鼓次郎議員。

○7番 新井鼓次郎議員 すみません。参考で教えてください。この発生する費用が毎年あるということでよろしいのかということと、この金額について協議して決めるのでしょうかけれども、大幅に増えるとか、そういうことではなくて、定額、事業によって定額ということはないかと思いますが、この負担金の範囲というのは、どういうふうに決まるのか、分かったら教えていただきたいと思います。

○向井芳文議長 ただいまの再々質疑に対する答弁を求めます。

振興課長。

○浅見 聡振興課長 ただいまのご質問に答弁させていただきます。

ただいまいただきました補助金でございますけれども、これにつきましては、森林環境譲与税のほうも原資になっておりまして、そちらのほうにつきまして、この各負担金が毎年算定されていると思うのですが、この決算につきましても、改めてちょっと確認させていただきたいと思いますので、後刻報告させていただきます。すみません。

○向井芳文議長 町長。

○富田能成町長 答弁します。

森林林業活性化協議会は平成24年に設立をされていまして、今、ちちぶ定住自立圏共生ビジョンに基づいて運営をされています。

やっている事業は、例えば木の駅プロジェクトというのがありまして、木を持っていくと、そこで地域ですから、商品券を出すとか、そんなことをやっていたりとか、そういう幾つかある事業の中で、あと森林林業の活性化のためにプロジェクトをやりたい方を支援するというのもやっていたりとか、あとその中で森林の集約を進めましょうという流れがあって、集約して整備をしていくというのがある、1市4町の幾つかの場所が選定されて、その整備を集約してやっていくというのを何年か前から始めています。それに関して、森林環境譲与税を活用するというのが1つ理想なのですが、活用して、1市4町で

やっていくということをやっているということでございます。

○向井芳文議長 ただいま一般会計の決算全般に対する質疑中でございますが、ここで本休憩といたします。

休憩 午前 11 時 57 分

再開 午後 1 時 00 分

○向井芳文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発言の訂正

○向井芳文議長 ここで2番、関貴志議員の質疑に対する答弁に訂正がございますので、これを許可いたします。

総務課長。

○逸見和秀総務課長 議案第49号 横瀬町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の際に、関議員さんからの質問に対しての答弁に誤りがありましたので、訂正させていただきます。

令和5年度、令和6年度の育児休業取得者の人数についてですが、2名と申し上げましたが、実際には女性職員が2名、男性職員が1名、部分休業取得の職員が2名でございました。

以上です。

○向井芳文議長 よろしいですか。

○2番 関 貴志議員 はい。

◎答弁の補足

○向井芳文議長 続きまして、先ほどの5番、黒澤克久議員、また7番、新井鼓次郎議員の質疑に対し、答弁漏れがございましたので、答弁をいたさせます。

まず、5番、黒澤克久議員の答弁漏れからお願いいたします。

総務課長。

○逸見和秀総務課長 議案第50号 横瀬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の際の黒澤議員さんからの質問に対して回答できておりませんでしたので、報告させていただきます。

この条例の対象者の人数ですが、現在、部分休業を取得中の職員が2名、取得はしていないが、対象となる職員は11名でございます。

以上です。

○向井芳文議長 再質疑はございませんか。

○2番 関 貴志議員 ありません。

○向井芳文議長 次に、7番、新井鼓次郎議員に対する答弁漏れをお願いいたします。

振興課長。

○浅見 聡振興課長 先ほど一般会計決算書において質問がありました件について答弁漏れがございますので、答弁させていただきます。

秩父地域森林林業活性化協議会でございますが、ちちぶ定住自立圏で実施しているところもありますが、森林環境譲与税の関係もありまして、森林環境譲与税が始まってからは、森林林業活性化協議会特別会計が設置され、町の負担金は、こちらの特別会計のほうで使われております。

主には、協議会で活動している人件費、事業費、人材育成事業に事業費が充てられております。事業費については、各市町で実施されている集約化事業や林道開設など、事業者に対して直接支払われております。また、自伐型林業推進事業など、人材育成事業にも使われております。

負担金は、毎年度変わっていくのかというご質問でございますが、これについては、人工林の面積、人口などが算出式となっておりまして、また繰越金との関係もありますので、変わる可能性もございます。

あと、協議会自体は常時活動をしている組織でありまして、分科会は組織化されたものでございますので、そういった意味からしますと、常時活動しているものでございます。

以上でございます。

○向井芳文議長 再質疑等はよろしいですか。

○7番 新井鼓次郎議員 はい。

○向井芳文議長 それでは、ただいま一般会計の決算全般に対する質疑中でございます。質疑ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 財政の指数というのですか、主な指数ですが、経常収支比率が5.8ポイント減少している。その理由は地方交付税や特例交付金の増ということで、分母が大きくなったということなのですね。実際には人件費と扶養費が増えているということです。その増加分、これは行政報告書の中に書いてあるのですけれども、人件費と扶養費が増えているということは……

〔「扶助費」と言う人あり〕

○10番 関根 修議員 ごめんなさい。扶助費が増えているということは、義務的経費が増えているということなのですけれども、地方交付税が14億円から16億円ですね、2億円増えているということで、もしこれが増えていなければ、この5.8%の改善ということはないと。79%というのは相当好成績だと思います。これはめったにない数字かなと思います。でも、各町村のを調べると、1年、2年で急速に増えています。悪いところだと96とか、90%台というのが結構ざらにあるなという感触がします。交付税の増減というのは、不確定要素が多いのかなと思うのですけれども、町長は今後、この交付税については、どういうふうな見通しでいるのか。

もう一つは、人件費等の義務的経費の抑制というのですか、そういうものも今後どのように考え、捉え

ているのか、お聞きいたします。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 それでは、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、義務的経費の上昇傾向は、全国的な傾向でもあります。これは主に人件費が上がってきているということ、それから扶助費等に関しては、年齢層のところもちろんあって、そういった傾向は全国的な傾向であります。

当町の状況でいきますと、今年度の見極めが重要なというふうに思っていますと、というのは、当初予算のときにもご説明させていただいたのですが、私たちが毎年つくってきている数字があって、令和7年度の予算をつくったときに、私が10年で初めて不連続な、とりわけ人件費の上昇というのを感じました。

令和6年度も締めてみると、結果的に入りでは、まあまあ形が取れたというか、何とかいい形では閉じられたのですが、令和7年度は本当に少し分からないと今でもちょっと思っています。なので、この当町の問題としては、これから潜在的には、これからは恐らく増加傾向になるであろう義務的経費の上昇圧力をどうするかという問題と、もう一つは、先ほどもご質問いただきましたけれども、行財政改革からの状況変化が変わったということで、例えば様々な報酬の見直しも一方で必要だろうというところがあり、その相反する2つの問題は、これからちょうどいいところに落としていかなければいけない。

そのために令和7年度の数字を見て考えていくことというふうに思っています。なので、これはなかなか見通しがしづらいという部分がまだありますのと、加えて繰り返しですけど当初においては、報酬のところは課題認識をしていますので、そこをしっかりと考えていく必要があろうかなというふうに思っています。

以上です。

○向井芳文議長 再質疑ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 いろいろ説明していただいてありがとうございます。

79というのは、例えば県の63市町村平均でいくと、多分86、87になると思うのです。それで、今、町長が言ったように特別職の報酬だとか、議員もそうなのですから、あるいは三役もそうですよね。やはり前に質問しましたけれども、標準的な部分に取りあえず戻すというのは、すごく大切です。

でも、そうすると人件費が上がってしまうということなのですから、当初16年度の行財政改革のときには、普通交付税がかなり減るということで、そのときは5億円ぐらいの見込みなのです。だから、そこまでなることは、まずないのしょうけれども、今回の2億円増というのも相当町長は努力なさったのかなとは感じますが、ぜひその辺も見合って、低ければ低いほどいいというわけではなくて、やはり公的な機関ですので、適正な部分に多少人件費が上がっても適正なところに戻すべきだと私も思うので、ぜひそういう努力をしていただけたらと思います。

あとは、収支報告を見ると2億幾ら、実質単年度でいくとマイナスになっていますよね。2年間マイナスになって、マイナスなので、減りましたけれども、この辺もやはり実質単年度はマイナスにならないような方策も必要なのかなと思うので、事業とか、その辺の精査も必要だと思うのですが、その辺は

いかがでしょうか。

○向井芳文議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

〔何事か言う人あり〕

○10番 関根 修議員 実質単年度収支ってありますよね。実質単年度収支というのがあって、マイナス5,292万3,000円になっているのです。これは報告書の11ページです。これは数字上のことなので、普通単年度でいけば、あれなのですけれども、繰入れたとか、積立てだとか、繰越したとか、そういうのいろいろありますよね。そういうので相殺、あるいは積立てとか、それを全部計算すると、マイナスになるのです。

僕も、その辺よく分からなかったのですけれども、このマイナスが出ているということは、どういふことなのかというのがあるのですけれども、結局実質単年度ですから、実質的には継続性でマイナス部分が出てくるといふことなので、単年度のあれでは、出入りはプラスなのだけれども、そういうことなのです。

○向井芳文議長 答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 それでは、私のほうから。単年度収支は、令和6年でいきますと、小学校の償還が始まっています。なので、ここが必ずマイナスになるので、いわゆる経常収支比率、経常収支は単年度ではプラスになっているのですけれども、起債の償還分が入ってきますので、ここはしばらくはマイナスにならざるを得ないことになります。

最後は、これは財調に効いてくる、だと思ふのですけれども、今12億弱の財調が令和7年度の見込みでもマイナス2から3ぐらいになる見込みになっており、これもひっくるめてマイナスになっているところです。ここはやや、やむを得ないなというところがあります。

○向井芳文議長 再々質疑ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 これは基金の取崩しが2億円あるので、そうなのだなということで理解しました。どうもありがとうございました。

○向井芳文議長 答弁はよろしいですか。

○10番 関根 修議員 はい。

○向井芳文議長 他に質疑ございますか。

8番、内藤純夫議員。

○8番 内藤純夫議員 すみません。ちょっと全般で公用車管理で、職員の、今年はあまり大きいのではないと思うのですが、あまり事故はなかったかというのが1つと、あと86ページからの保育所費、これは給料と管理費で約1億円かかっているのですが、これは幼児、子供が何人いるか、ちょっと教えてください。

あと、131ページからの育英奨学資金480万円、これは大体予算どおりに消化していると思うのですが、これは貸出しも返却も順調にいつているということですのでよろしいのか、確認したいと思います。お願いします。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、公用車の事故の関係でございますけれども、令和6年度は1件ございました。内容といたしましては、方向転換する際に縁石ですってしまったというのが1件ございました。以上です。

○向井芳文議長 健康子育て課長。

○平沼朋子健康子育て課長 保育所の人数になります。令和6年度は39名になります。以上です。

○向井芳文議長 教育次長。

○小俣敏孝教育次長 まずは、令和6年度の奨学金の貸出しなのですが、記載しています131ページで、育英奨学資金、上段にあるのですが、480万円、こちら該当が13名に貸付けを行っております。償還につきましては、歳入39ページに戻るのですが、ここで町育英奨学資金貸付金元金収入という形で691万2,000円ほど、こちらに関しては決算書を見ていただくと分かるのですが、当初予算と比べて収入額が100万円ほど増えております。こちらに関しては一括償還をされた方がお一人いた関係で、この金額になっております。

なお、今のところ滞っているというような形はございませんで、運用はできております。

以上でございます。

○向井芳文議長 よろしいですか。

○8番 内藤純夫議員 ありがとうございます。

○向井芳文議長 他に質疑ございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 なければ、一般会計の決算に対する質疑を終結いたします。

次に、国民健康保険特別会計の決算全般に対する質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 質疑なしと認めます。

次に、介護保険特別会計の決算全般に対する質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 質疑なしと認めます。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算全般に対する質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 質疑なしと認めます。

次に、下水道事業会計利益の処分及び決算全般に対する質疑を行います。質疑ございますか。

3番、町田多議員。

○3番 町田 多議員 すみません。下水道事業の関係で1つ質問させていただきます。

下水道事業決算書の4ページなのですが、これを見まして、資本金収入及び支出のところでは支出が補填財源を補填して3,600万6,956円のお金を補填しているのですが、この金額は、令和6年度は過年度分の損益勘定留保資金というもので補填できたというような形になっていますけれども、これから先、資

本的収入及び支出の関係で、金額的に補填しなくてはいけないと思うのですけれども、これから以降、今年度と同じような形で過年度分損益勘定留保資金等々で補填ができていくかどうか、その辺が執行部としてどうでしょうかというのをちょっと聞いていきたいのですが。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

環境課長。

○久古 武環境課長 3番議員さんのご質問にお答えいたします。

決算書の資本的収支の不足額のところで、補填しているところの金額と、あとその先の見通しについてのご質問かと思えます。特に過年度分損益勘定留保資金ということで、今回2,853万487円、これで過年度分のみで補填を行うことができました。いわゆる当年度分の損益勘定留保資金を使用せずに補填ができたということでございます。

損益勘定留保資金につきましては、主に元の財源というのが、減価償却費が内部に蓄えられたものになりまして、できれば当年度分に発生した損益勘定留保資金につきましては、次年度以降に蓄えておきたいので、使いたくないというところの中で、今回も過年度分だけで補填ができましたので、そういう意味では令和6年度の決算は、事務局サイトとしては、決算がうまくいったのかなというふうに考えております。

あと、今後の見通しについてのご質問なのですが、令和7年度なのですが、この後、議案で上程されます、9月補正の下水道事業会計の際に、令和7年度の見込みの計算もしておりますが、今のところ令和7年度末の見込みにおいても、過年度分の損益勘定留保資金のみの補填で賄える見込みとなっております。

ただ、しかしながら、令和7年度に入りまして、いろいろな経費が全般的に上がっておりまして、特に薬品の単価ですとか、維持管理や保守の契約、また工事とか、設計委託におきましても、労務単価が上がったということで、全般的に経費が上がっておりますので、さらに引き続き健全経営に努めていきたいというふうに考えております。

答弁は以上になります。

○向井芳文議長 再質疑ございますか。

3番、町田多議員。

○3番 町田 多議員 今の課長の説明で十分分かりました。来年度以降も今回と同じような形で、あまりほかの年度に負担をかけないでやっていけるのだなというような感じがしましたので、よろしくお願いします。

○向井芳文議長 質疑は。

○3番 町田 多議員 今で理解できましたので、結構です。

○向井芳文議長 よろしいですか。

○3番 町田 多議員 はい。

○向井芳文議長 他にございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 なければ、下水道事業会計の決算に対する質疑を終結いたします。

ここで一括上程中の5件の質疑漏れ、または全体的な質疑を行います。質疑ございますか。

7 番、新井鼓次郎議員。

○7 番 新井鼓次郎議員 すみません。

確認をさせていただきたいのですが、一般会計のほう、59ページ、9の交通安全対策費で自転車用ヘルメット購入補助金があります。これは40件を目標に設定されたと記憶しているのですが、この応募状況というのはどのようなものであったか、把握しているようだったら教えていただきたいと思います。この40件というものが、果たして需要というか、要望に対して十分だったのか、締め切ってしまったのか。もっと100人も200人もいて締め切ってしまったのか、このような使用状況を教えていただければ幸いです。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

○逸見和秀総務課長 自転車用ヘルメット購入補助金でございますが、令和6年度につきましては40件です。

1件2,000円で40件で8万円となっております。この補助金につきましては、現在もやっております、応募というか、申請があったものにつきましては、全部交付できています。今年度につきましては、応募数がだんだん少なくなっている状況ではございます。

以上でございます。

○向井芳文議長 再質疑ございますか。

○7 番 新井鼓次郎議員 ありません。

○向井芳文議長 他に質疑ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 介護保険なのですけれども、タブレットだと15と書いてあるのですけれども、一般介護予防事業費で、一番下に高齢者サロン設置等補助金というところなのですけれども、93万7,000円と書いてあります。これの設置場所の数、開催日数、延べ日数ですね、それと延べ人数を教えてください。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

福祉介護課長。

○加藤美智子福祉介護課長 高齢者サロンについて答弁させていただきます。

現在7地区8か所に設置しております。住民の方に運営をしていただいている状況です。全体的に利用の実施回数については169日で、参加延べ人数は2,999人となっています。

以上です。

○向井芳文議長 再質疑ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 延べで2,999人ということなのですけれども、今後本当に近くにあればいいのですけれども、なかなか各地域の、本当に近くで歩いて行けるというのは、なかなかないのですけれども、やはり居場所づくりは大事なので、引き続きこれが活発になるように努力していただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○向井芳文議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

福祉介護課長。

○加藤美智子福祉介護課長 現在、一般介護予防事業として高齢者サロン以外に高齢者の方が集まれる場所

としてオレンジカフェというのがありまして、町で直営でやっているのは福祉センターでやっているのですけれども、民間で補助金なしで、自主的に住民の方がやっているのが3団体あります。

そのほか、通いの場ということで、いきいき百歳体操をやっていただけるというところが60か所ありまして、そういったところも町としてはチラシを作って啓発しております。

今後も町民の方からいろいろお話を聞いて、各地域で集っている場所等で、もし補助金を活用できるようなところがあれば、皆さんに周知しながら、お声を聞いて、寄り添って拠点のほうを広げていきたいと考えています。

以上です。

○向井芳文議長 再々質疑ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 補助金なしでオレンジカフェとかやっているということなのですが、なるべくやってくださる方に敬意を表すということで、多少でもいいですから、補助金を出すような方法で考えていただけたら、また広がりがあるのかなと思いますので、よろしくお願いします。これは要望です。

○向井芳文議長 答弁は。

○10番 関根 修議員 いいです。

○向井芳文議長 他に質疑ございますか。

2番、関貴志議員。

○2番 関 貴志議員 決算審査意見書の中の18ページです。宮原議員が質問したところに関連するのですが、不納欠損額の中に町税が入っております。先ほど税務会計課長が、それについての現状の財産ですとか、収入であったりとか、生活環境であったりとか、もろもろのものを含めて判断し、回収できないこともあるようなお話をされたと思うのですが、その中に外国の方というのは含まれているのか、お聞きしたいと思います。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

税務会計課長。

○工藤 学税務会計課長兼会計管理者 お答えします。

今回令和6年度に関しては、外国の方に関する欠損というのはございませんでした。

以上になります。

○向井芳文議長 再質疑ございますか。

○2番 関 貴志議員 ありません。

○向井芳文議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 なければ、以上で一括上程中の決算認定5件に対する質疑を終結いたします。

続きまして、討論を行います。先に反対討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 次に、賛成討論ございますか。

6番、宮原みさ子議員。

〔6番 宮原みさ子議員登壇〕

○6番 宮原みさ子議員 議長のお許しをいただきましたので、上程されました認定第1号から第5号までの決算認定につきまして賛成の立場で討論をさせていただきます。

令和6年度は、第6次横瀬町総合振興計画の後期基本計画がスタートいたしました。計画に掲げた各数値目標は7つの柱全体では着実な進捗を見られたと思います。

町長が掲げた重点テーマ「対話」、「連携」、「チャレンジ」を実践しつつ、町民の皆様が、その人らしい幸せを実感できるよう令和6年度もカラフルタウンの実現に向けて、町にとっても、住民にとっても最適な行政サービスを行うことができた年になったと思います。

令和6年度の決算状況は、一般会計の歳入歳出とも前年度を上回り、歳入は前年度比6.8%増加、歳出では前年度比5%増加になっています。自主財源は、構成比39.2%で、前年度と比べると減少はしていますが、決算規模は前年度と比較して増額をしております。

町財政運営は、限りある財源を効果的に活用して、町民一人一人のウェルビーイングを推進するために今後の事業展開において、さらに適切かつ効率的な財政運営を期待していきたいと願います。

特別会計においても、歳入歳出において安定した成果を収めていると思います。各課の事業は速やかに行われ、経済の先行きの不透明さがある影響下において、町財政運営はますます厳しさを増している状況ではありますが、限られた財源の中で適切な活用が行われたと思います。

一般会計及び特別会計、下水道事業会計とも良好に運営が執行されていると確信し、今後とも町長をはじめ職員の皆様のご努力、さらに町民福祉の向上に努めていただくようお願いし、決算認定に賛成をいたします。各議員のご賛同をよろしくお願いいたします。

○向井芳文議長 他に討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

採決につきましては、一括上程中ではありますが、各会計ごとに行います。

日程第7、認定第1号 令和6年度横瀬町一般会計歳入歳出決算の認定については、これを原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○向井芳文議長 起立総員です。

よって、認定第1号は、原案のとおり認定されました。

続けて採決いたします。

日程第8、認定第2号 令和6年度横瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、これを原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○向井芳文議長 起立総員です。

よって、認定第2号は、原案のとおり認定されました。

続けて採決いたします。

日程第9、認定第3号 令和6年度横瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、これを原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○向井芳文議長 起立総員です。

よって、認定第3号は、原案のとおり認定されました。

続けて採決いたします。

日程第10、認定第4号 令和6年度横瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、これを原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○向井芳文議長 起立総員です。

よって、認定第4号は、原案のとおり認定されました。

続けて採決いたします。

日程第11、認定第5号 令和6年度横瀬町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、これを原案のとおり可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○向井芳文議長 起立総員です。

よって、認定第5号は原案のとおり可決及び認定されました。

————— ◇ —————

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○向井芳文議長 日程第12、議案第53号 令和7年度横瀬町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第12、議案第53号 令和7年度横瀬町一般会計補正予算（第3号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算について行うものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,335万1,000円を追加し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ50億1,178万9,000円とするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○向井芳文議長 前例に倣い休憩して、各担当課長の細部説明を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時38分

再開 午後 2時12分

○向井芳文議長 再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑は歳入歳出全般にわたり行います。質疑の際はページ数をお示しください。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第12、議案第53号 令和7年度横瀬町一般会計補正予算（第3号）は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○向井芳文議長 起立総員です。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時28分

○向井芳文議長 再開いたします。

◇

◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○向井芳文議長 日程第13、議案第54号 令和7年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第13、議案第54号 令和7年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,971万

5,000円を追加し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,918万3,000円とするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○向井芳文議長 前例に倣い休憩して、担当課長の細部説明を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時29分

再開 午後 2時31分

○向井芳文議長 再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑は歳入歳出全般にわたり行います。質疑の際はページ数をお示しください。質疑ございますか。

6番、宮原みさ子議員。

○6番 宮原みさ子議員 歳出の出産育児一時金繰入金の件で、今回本年度何人くらい出生しているのか。

また、本年度中は何人くらいのお子様が生まれるか、分かる範囲で教えていただければと思います。

○向井芳文議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

〔何事か言う人あり〕

○向井芳文議長 国保の中での。

〔何事か言う人あり〕

○向井芳文議長 では、国保の中で。

町民課長。

○関口和則町民課長 一般会計でも説明しましたが、7月までに1名出生されていまして、残り3名です。

全部で4名分が国民健康保険の方でいらっしゃいます。

以上です。

○向井芳文議長 再質疑ございますか。

○6番 宮原みさ子議員 大丈夫です。

○向井芳文議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 なければ、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第13、議案第54号 令和7年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○向井芳文議長 起立総員です。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。



◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○向井芳文議長 日程第14、議案第55号 令和7年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第14、議案第55号 令和7年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,807万7,000円を追加し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,794万6,000円とするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○向井芳文議長 前例に倣い休憩して、担当課長の細部説明を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時38分

○向井芳文議長 再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑は歳入歳出全般にわたり行います。質疑の際はページ数をお示しください。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第14、議案第55号 令和7年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○向井芳文議長 起立総員です。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。



◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○向井芳文議長 日程第15、議案第56号 令和7年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第15、議案第56号 令和7年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ330万6,000円を追加し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,070万9,000円とするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○向井芳文議長 前例に倣い休憩して、担当課長の細部説明を求めます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時42分

○向井芳文議長 再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑は歳入歳出全般にわたり行います。質疑の際はページ数をお示しください。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第15、議案第56号 令和7年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○向井芳文議長 起立総員です。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○向井芳文議長 日程第16、議案第57号 令和7年度横瀬町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第16、議案第57号 令和7年度横瀬町下水道事業会計補正予算（第1号）の概要を申し上げます。

まず、第2条では、収益的支出について補正を行うものです。支出については120万4,000円を減額し、予定を3億5,928万3,000円とするものです。

次に、第3条では、資本的支出について補正を行うものです。支出については5万8,000円を増額し、予定を3億4,483万4,000円とするものです。

したがって、不足する額7,790万6,000円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額872万円、過年度分損益勘定留保資金6,918万6,000円で補填するように改めるものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○向井芳文議長 前例に倣い休憩して、担当課長の細部説明を求めます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時44分

再開 午後 2時48分

○向井芳文議長 再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑は収益的支出、資本的支出全般にわたり行います。質疑の際はページ数をお示しください。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第16、議案第57号 令和7年度横瀬町下水道事業会計補正予算（第1号）は、これを原案のとおり

決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○向井芳文議長 起立総員です。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。



◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○向井芳文議長 日程第17、議案第58号 工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第17、議案第58号 工事請負変更契約の締結についてであります、町道3307号線改築工事の請負変更契約を締結したいので、横瀬町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○向井芳文議長 担当課長の細部説明を求めます。

まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、議案第58号 工事請負変更契約の締結についての細部説明を申し上げます。

まず、工事名は町道3307号線改築工事でございます。この請負契約は、令和6年12月の議会定例会におきまして議決いただいたものでございます。

このたび当初設計と土工や擁壁等の数量に差異が生じたことに伴い、請負金額に変更が生じたことから、本案を提出するものでございます。

請負金額でございますが、現契約の5,665万円から554万700円を減額し、5,110万9,300円に変更するものでございます。

なお、請負者につきましては、変更ございません。

以上で説明を終わります。

○向井芳文議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第17、議案第58号 工事請負変更契約の締結については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○向井芳文議長 起立総員です。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。



◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○向井芳文議長 日程第18、議案第59号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第18、議案第59号 財産の取得についてであります。小中学校児童生徒学習用端末の更改のため、学習用端末を取得したいので、横瀬町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○向井芳文議長 担当課長の細部説明を求めます。

まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、議案第59号 財産の取得についての細部説明を申し上げます。

取得する動産の名称及び数量でございますが、小中学校児童生徒学習用タブレット端末552台でございます。

入札につきましては、5月2日に埼玉県公立学校学習者用端末共同調達にかかる一般競争入札で実施いたしました。

業者につきましては、8社が参加意思表示し、うち1社が辞退、7社が応札し、開札の結果、22億721万7,397円で落札をいたしました。

埼玉県の共同調達でございますので、横瀬町での契約の方法は随意契約となります。

取得金額につきましては、消費税及び地方消費税を含めて1,985万3,011円でございます。

買入れする相手方でございますが、東京都千代田区外神田6丁目15番12号、富士電機ITソリューション株式会社、代表取締役、及川弘でございます。

なお、納入期限につきましては、令和8年1月24日となっております。

以上、説明を終わります。

○向井芳文議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第18、議案第59号 財産の取得については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○向井芳文議長 起立総員です。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。



◎議案第60号の上程、説明、質疑、採決

○向井芳文議長 日程第19、議案第60号 横瀬町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第19、議案第60号 横瀬町教育委員会委員の任命についてであります。横瀬町教育委員会委員町田和子氏の任期は令和7年9月30日で満了となるため、後任として大貫久美子氏を任命することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、この案を提出するものであります。

なお、任期は4年でございます。

大貫さんについて申し上げます。大貫さんは横瀬町第五5区にお住まいで、昭和51年1月10日生まれの49歳でございます。

経歴でございますが、平成29年に埼玉県家庭教育アドバイザーとして登録され、その資格を生かし、町では小学校新入学児の保護者への子育てアドバイスやスポーツ少年団研修会への講演などを行っていただいております。

人格が高潔で教育委員として適任と考えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○向井芳文議長 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 質疑なしと認めます。

人事に関することですので、討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 異議なしと認めます。

採決いたします。

日程第19、議案第60号 横瀬町教育委員会委員の任命については、これを原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 異議なしと認めます。

よって、議案第60号は、原案のとおり同意されました。



◎閉会中の継続審査の申出

○向井芳文議長 ここで、お諮りいたします。

各常任委員会委員長より地方自治法第109条第2項の規定に基づく所管事務調査を、また議会運営委員会委員長より地方自治法第109条第3項に規定する調査を、会議規則第72条の規定により、それぞれ閉会中の継続審査としたい旨の申出がありました。そのように取り計らいをしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 異議なしと認めます。

よって、そのように取り計らいます。

○向井芳文議長 ここで、字句の整理についてお諮りいたします。

会議規則第44条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○向井芳文議長 異議なしと認めます。

よって、そのように整理いたします。



◎閉会の宣告

○向井芳文議長 以上で本定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。

これで会議を閉じます。

令和7年第4回横瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時58分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 向 井 芳 文

署 名 議 員 町 田 多

署 名 議 員 宮 原 み さ 子

署 名 議 員 新 井 鼓 次 郎